

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

【公布日】 2020.05.28

【公布機関】 第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議 主席令第 45 号

[中国語原文]

中华人民共和国民法典 第三编 合同

第一分编 通则

第一章 一般规定

第四百六十三条 本编调整因合同产生的民事关系。

第四百六十四条 合同是民事主体之间设立、变更、终止民事法律关系的协议。

婚姻、收养、监护等有关身份关系的协议，适用有关该身份关系的法律规定；没有规定的，可以根据其性质参照适用本编规定。

第四百六十五条 依法成立的合同，受法律保护。

依法成立的合同，仅对当事人具有法律约束力，但是法律另有规定的除外。

第四百六十六条 当事人对合同条款的理解有争议的，应当依照本法第一百四十二条第一款的规定，确定争议条款的含义。

合同文本采用两种以上文字订立并约定具有同等效力的，对各文本使用的词句推定具有相同含义。各文本使用的词句不一致的，应当根据合同的相关条款、性质、目的以及诚信原则等予以解释。

第四百六十七条 本法或者其他法律没有明文规定的合同，适用本编通则的规定，并可以参照适用本编或者其他法律最相类似合同的规定。

在中华人民共和国境内履行的中外合资经营企业合同、中外合作经营企业合同、中外合作勘探开发自然资源合同，适用中华人民共和国法律。

第四百六十八条 非因合同产生的债权债务关系，适用有关该债权债务关系的法律规定；没有规定的，适用本编通则的有关规定，但是根据其性质不能适用的除外。

第二章 合同的订立

第四百六十九条 当事人订立合同，可以采用书面形式、口头形式或者其他形式。

书面形式是合同书、信件、电报、电传、传真等可以有形地表现所载内容的形式。

以电子数据交换、电子邮件等方式能够有形地表现所载内

[日本語訳文]

民法典 第 3 編 契約

第 1 部 通則

第 1 章 一般規定

第 463 条 この編は、契約により生ずる民事関係を調整する。

第 464 条 契約は、民事主体間において民事法律関係を設定し、変更し、及び終了する合意である。

婚姻、養子縁組、監護等の身分関係に関する合意には、当該身分関係に関する法律規定を適用し、規定がない場合には、その性質に基づきこの編の規定を参照して適用することができる。

第 465 条 法により成立した契約は、法律による保護を受ける。

法により成立した契約は、当事者に対してのみ法的拘束力を有する。ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。

第 466 条 当事者に契約条項の理解について紛争がある場合には、第 142 条第 1 項の規定により、紛争条項の意義を確定しなければならない。

契約文書について 2 種以上の言語を採用して締結し、かつ、同等の効力を有する旨を約定した場合には、各文書に使用された語句は、同一の意義を有するものと推定する。各文書に使用された語句が一致しない場合には、契約の関連条項、性質、目的及び信義誠実の原則等に基づき解釈をしなければならない。

第 467 条 この法律その他の法律に明文の規定がない契約については、この編の通則の規定を適用するものとし、かつ、この編又はその他の法律の最も類似する契約の規定を参照して適用することができる。

中華人民共和国の境内において履行される中外合資経営企業契約、中外合作経営企業契約及び中外合作自然資源探査開発契約には、中華人民共和国の法律を適用する。

第 468 条 契約によらずして生じた債権債務関係には、当該債権債務関係に関する法律規定を適用し、規定がない場合には、この編の通則の関係規定を適用する。ただし、その性質に基づき適用することができない場合を除く。

第 2 章 契約の締結

第 469 条 当事者は、契約を締結するにあたり、書面による形式、口頭による形式その他の形式を採用することができる。

書面による形式は、契約書、信書、電報、テレックス、ファクシミリ等の、記載される内容を有形的に示すことのできる形式である。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

容、并可以随时调取查询用的数据电文，视为书面形式。

第四百七十条 合同的内容由当事人约定，一般包括下列条款：

- (一) 当事人的姓名或者名称和住所；
- (二) 标的；
- (三) 数量；
- (四) 质量；
- (五) 价款或者报酬；
- (六) 履行期限、地点和方式；
- (七) 违约责任；
- (八) 解决争议的方法。

当事人可以参照各类合同的示范文本订立合同。

第四百七十一条 当事人订立合同，可以采取要约、承诺方式或者其他方式。

第四百七十二条 要约是希望与他人订立合同的意思表示，该意思表示应当符合下列条件：

- (一) 内容具体确定；
- (二) 表明经受要约人承诺，要约人即受该意思表示约束。

第四百七十三条 要约邀请是希望他人向自己发出要约的表示。拍卖公告、招标公告、招股说明书、债券募集办法、基金招募说明书、商业广告和宣传、寄送的价目表等为要约邀请。

商业广告和宣传的内容符合要约条件的，构成要约。

第四百七十四条 要约生效的时间适用本法第一百三十七条的规定。

第四百七十五条 要约可以撤回。要约的撤回适用本法第一百四十一条的规定。

第四百七十六条 要约可以撤销，但是有下列情形之一的除外：

- (一) 要约人以确定承诺期限或者其他形式明示要约不可撤销；
- (二) 受要约人有理由认为要约是不可撤销的，并已经为履行合同做了合理准备工作。

第四百七十七条 撤销要约的意思表示以对话方式作出的，该意思表示的内容应当在受要约人作出承诺之前为受要约人

電子データの交換、電子メール等の方式により、記載される内容を有形的に示すことができ、かつ、随時に取り出して照会することができるデータ電文は、これを書面による形式とみなす。

第 470 条 契約の内容については、当事者が約定するものとし、一般に次に掲げる条項を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 目的
- (三) 数量
- (四) 品質
- (五) 代金又は報酬
- (六) 履行の期間、場所及び方式
- (七) 違約責任
- (八) 紛争解決の方法

当事者は、各種契約のモデル文書を参照して契約を締結することができる。

第 471 条 当事者は、契約を締結するにあたり、申込み、承諾の方式その他の方式を採用することができる。

第 472 条 申込みは、他人と契約を締結することを希望する旨の意思表示であり、当該意思表示は、次に掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 内容につき具体的に確定していること。
- (二) 申込みを受けた者の承諾を経れば申込者が当該意思表示の拘束を受ける旨が表明されていること。

第 473 条 申込みの誘引は、他人が自己に対し申込みを発することを希望する旨の表示である。競売公告、入札募集公告、株式目論見書、債券募集方法、基金募集応募説明書、商業広告及び宣伝、送付された価格表等は、これを申込みの誘引とする。

商業広告及び宣伝の内容は、申込条件に適合する場合には、申込みを構成する。

第 474 条 申込みが効力を生ずる時については、第 137 条の規定を適用する。

第 475 条 申込みは、これを撤回することができる。申込みの撤回には、第 141 条の規定を適用する。

第 476 条 申込みは、これを取り消すことができる。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。

- (一) 申込者が承諾期間の確定又はその他の形式により申込みの取消不能を明示しているとき。
- (二) 申込みを受けた者が、申込みが取消不能であると認める理由を有し、かつ、既に契約履行のため合理的な準備業務をしているとき。

第 477 条 申込みを取り消す旨の意思表示が対話方式によりなされる場合には、当該意思表示の内容は、申込みを受けた

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

所知道：撤销要约的意思表示以非对话方式作出的，应当在受要约人作出承诺之前到达受要约人。

第四百七十八条 有下列情形之一的，要约失效：

- (一) 要约被拒绝；
- (二) 要约被依法撤销；
- (三) 承诺期限届满，受要约人未作出承诺；
- (四) 受要约人对要约的内容作出实质性变更。

第四百七十九条 承诺是受要约人同意要约的意思表示。

第四百八十条 承诺应当以通知的方式作出；但是，根据交易习惯或者要约表明可以通过行为作出承诺的除外。

第四百八十一条 承诺应当在要约确定的期限内到达要约人。

要约没有确定承诺期限的，承诺应当依照下列规定到达：

- (一) 要约以对话方式作出的，应当即时作出承诺；
- (二) 要约以非对话方式作出的，承诺应当在合理期限内到达。

第四百八十二条 要约以信件或者电报作出的，承诺期限自信件载明的日期或者电报交发之日开始计算。信件未载明日期的，自投寄该信件的邮戳日期开始计算。要约以电话、传真、电子邮件等快速通讯方式作出的，承诺期限自要约到达受要约人时开始计算。

第四百八十三条 承诺生效时合同成立，但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

第四百八十四条 以通知方式作出的承诺，生效的时间适用本法第一百三十七条的规定。

承诺不需要通知的，根据交易习惯或者要约的要求作出承诺的行为时生效。

第四百八十五条 承诺可以撤回。承诺的撤回适用本法第一百四十一条的规定。

第四百八十六条 受要约人超过承诺期限发出承诺，或者在承诺期限内发出承诺，按照通常情形不能及时到达要约人的，

者が承諾をする前に申込みを受けた者に知らなければならない。申込みを取り消す旨の意思表示が非対話方式によりなされる場合には、申込みを受けた者が承諾をする前に申込みを受けた者に到達しなければならない。

第 478 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、申込みは、効力を失う。

- (一) 申込みが拒絶されたとき。
- (二) 申込みが法により取り消されたとき。
- (三) 承諾期間が満了し、申込みを受けた者が承諾をしていないとき。

(四) 申込みを受けた者が申込みの内容に対して実質的変更をしたとき。

第 479 条 承諾は、申込みを受けた者が申込みに同意する旨の意思表示である。

第 480 条 承諾は、通知の方式によりこれをしなければならない。ただし、取引慣習又は申込みにおける表明に基づき行為を通じて承諾をすることができる場合を除く。

第 481 条 承諾は、申込みに確定された期間内に申込者に到達しなければならない。

申込みに承諾期限が確定されていない場合には、承諾は、次に掲げる規定により到達しなければならない。

(一) 申込みが対話方式によりなされる場合には、直ちに承諾をしなければならない。

(二) 申込みが非対話方式でなされる場合には、承諾は、合理的な期間内に到達しなければならない。

第 482 条 申込みが信書又は電報によりなされる場合には、承諾期限は、信書に明記された日又は電報が引き渡され、かつ、発送された日から起算する。信書に日付が明記されていない場合には、当該信書の投函にかかる消印日から起算する。申込みが電話、ファクシミリ、電子メール等の即時的通信方式でなされる場合には、承諾期限は、申込みが申込みを受けた者に到達した時から起算する。

第 483 条 承諾が効力を生じた時に、契約は、成立する。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 484 条 通知方式によりなされた承諾につき、効力を生ずる時については、第 137 条の規定を適用する。

承諾について通知を必要としない場合には、取引慣習又は申込みにおける要求に基づき承諾の行為をした時から効力を生ずる。

第 485 条 承諾は、これを撤回することができる。承諾の撤回には、第 141 条の規定を適用する。

第 486 条 申込みを受けた者が承諾期限を超えて承諾を発し、又は承諾期限内に承諾を発したけれども、通常の状況どお

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

为新要约;但是, 要约人及时通知受要约人该承诺有效的除外。

第四百八十七条 受要约人在承诺期限内发出承诺, 按照通常情形能够及时到达要约人, 但是因其他原因致使承诺到达要约人时超过承诺期限的, 除要约人及时通知受要约人因承诺超过期限不接受该承诺外, 该承诺有效。

第四百八十八条 承诺的内容应当与要约的内容一致。受要约人对要约的内容作出实质性变更的, 为新要约。有关合同标的、数量、质量、价款或者报酬、履行期限、履行地点和方式、违约责任和解决争议方法等的变更, 是对要约内容的实质性变更。

第四百八十九条 承诺对要约的内容作出非实质性变更的, 除要约人及时表示反对或者要约表明承诺不得对要约的内容作出任何变更外, 该承诺有效, 合同的内容以承诺的内容为准。

第四百九十条 当事人采用合同书形式订立合同的, 自当事人均签名、盖章或者按指印时合同成立。在签名、盖章或者按指印之前, 当事人一方已经履行主要义务, 对方接受时, 该合同成立。

法律、行政法规规定或者当事人约定合同应当采用书面形式订立, 当事人未采用书面形式但是一方已经履行主要义务, 对方接受时, 该合同成立。

第四百九十一条 当事人采用信件、数据电文等形式订立合同要求签订确认书的, 签订确认书时合同成立。

当事人一方通过互联网等信息网络发布的商品或者服务信息符合要约条件的, 对方选择该商品或者服务并提交订单成功时合同成立, 但是当事人另有约定的除外。

第四百九十二条 承诺生效的地点为合同成立的地点。

采用数据电文形式订立合同的, 收件人的主营业地为合同成立的地点; 没有主营业地的, 其住所地为合同成立的地点。当事人另有约定的, 按照其约定。

りに遅滞なく申込者に到達することができない場合には、これを新たな申込みとする。ただし、申込者が申込みを受けた者に対し当該承諾が有効である旨を遅滞なく通知したときを除く。

第 487 条 申込みを受けた者が承諾期限内に承諾を發し、通常の状態どおりならば遅滞なくこれが申込者に到達することができるけれども、その他の原因により承諾が申込者に到達する時が承諾期限を超えることになった場合には、承諾が期限を超過したことにより当該承諾を受け入れない旨を申込者が申込みを受けた者に遅滞なく通知したときを除き、当該承諾は、有効とする。

第 488 条 承諾の内容は、申込みの内容と一致しなければならない。申込みを受けた者が申込みの内容に対して実質的変更をする場合には、これを新たな申込みとする。契約の目的、数量、品質、代金又は報酬、履行期間、履行の場所及び方式、違約責任並びに紛争解決の方法等に関係する変更は、申込みの内容に対する実質的変更である。

第 489 条 承諾が申込みの内容に対して非実質的変更をする場合には、申込者が遅滞なく反対を表示し、又は承諾は申込みの内容に対していかなる変更もすることができない旨が申込みに表明されているときを除き、当該承諾は有効とし、契約の内容は、承諾の内容を基準とする。

第 490 条 当事者が契約書の形式を採用して契約を締結する場合には、当事者がいずれも署名し、押印し、又は指印をした時から、契約は、成立する。署名し、押印し、又は指印をする前に、当事者の一方が主たる義務を既に履行している場合には、相手方がこれを受け入れた時に、当該契約は、成立する。

法律若しくは行政法規の規定により、又は当事者の約定により契約については書面による形式を採用して締結すべき場合において、当事者が書面による形式を採用していないけれども一方が既に主たる義務を履行しているときは、相手方がこれを受け入れた時に、当該契約は、成立する。

第 491 条 当事者が信書、データ電文等の形式を採用して契約を締結するにあたり確認書の締結を要求する場合には、確認書を締結した時に、契約は、成立する。

当事者の一方がインターネット等の情報ネットワークを通じて頒布した商品又はサービスの情報が申込条件に適合する場合には、相手方が当該商品又はサービスを選択し、かつ、発注書の送信が成功した時に、契約は、成立する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 492 条 承諾が効力を生ずる場所は、これを契約成立の場所とする。

データ電文の形式を採用して契約を締結する場合には、受信者の主たる営業地は、これを契約成立の場所とする。主たる営業地がないときは、その住所地は、これを契約成立の場所とする。当事者に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第四百九十三条 当事人采用合同书形式订立合同的, 最后签名、盖章或者按指印的地点为合同成立的地点, 但是当事人另有约定的除外。

第四百九十四条 国家根据抢险救灾、疫情防控或者其他需要下达国家订货任务、指令性任务的, 有关民事主体之间应当依照有关法律、行政法规规定的权利和义务订立合同。

依照法律、行政法规的规定负有发出要约义务的当事人, 应当及时发出合理的要约。

依照法律、行政法规的规定负有作出承诺义务的当事人, 不得拒绝对方合理的订立合同要求。

第四百九十五条 当事人约定在将来一定期限内订立合同的认购书、订购书、预订书等, 构成预约合同。

当事人一方不履行预约合同约定的订立合同义务的, 对方可以请求其承担预约合同的违约责任。

第四百九十六条 格式条款是当事人为了重复使用而预先拟定, 并在订立合同时未与对方协商的条款。

采用格式条款订立合同的, 提供格式条款的一方应当遵循公平原则确定当事人之间的权利和义务, 并采取合理的方式提示对方注意免除或者减轻其责任等与对方有重大利害关系的条款, 按照对方的要求, 对该条款予以说明。提供格式条款的一方未履行提示或者说明义务, 致使对方没有注意或者理解与其有重大利害关系的条款的, 对方可以主张该条款不成为合同的内容。

第四百九十七条 有下列情形之一的, 该格式条款无效:

(一) 具有本法第一编第六章第三节和本法第五百零六条规定的无效情形;

(二) 提供格式条款一方不合理地免除或者减轻其责任、加重对方责任、限制对方主要权利;

(三) 提供格式条款一方排除对方主要权利。

第四百九十八条 对格式条款的理解发生争议的, 应当按照通常理解予以解释。对格式条款有两种以上解释的, 应当作出不利于提供格式条款一方的解释。格式条款和非格式条款不

第 493 条 当事者が契約書の形式を採用して契約を締結する場合には、最後に署名し、押印し、又は指印をした場所は、これを契約成立の場所とする。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 494 条 国が危険緊急対応・災害救助、感染症流行予防・抑制その他の必要に応じて国家発注任務又は指令的な任務を示達する場合には、関係する民事主体間において、関係する法律又は行政法規の定める権利及び義務により、契約を締結しなければならない。

法律又は行政法規の規定により申込みを発する義務を負う当事者は、合理的な申込みを遅滞な発しなければならない。

法律又は行政法規の規定により承諾をする義務を負う当事者は、契約締結にかかる相手方の合理的な要求を拒絶してはならない。

第 495 条 当事者が将来の一定期間内において契約を締結する旨を約定する購入引受書、購入注文書、予約注文書等は、予約契約を構成する。

当事者の一方が予約契約に約定された契約締結の義務を履行しない場合には、相手方は、当該当事者の一方に対し予約契約の違約責任を負うよう請求することができる。

第 496 条 様式条項は、当事者が繰り返して使用するため事前に作成し、かつ、契約締結の際に相手方と協議しない条項である。

様式条項を採用して契約を締結する場合には、様式条項を提供する一方は、公平の原則を遵守して当事者間の権利及び義務を確定し、かつ、合理的な方式を採用して、相手方に対しその責任等の免除又は軽減にかかる、相手方と重大な利害関係を有する条項に注意するよう提示し、相手方の要求に従い、当該条項について説明をしなければならない。様式条項を提供する一方が提示又は説明の義務を履行しないことにより、相手方が自らと重大な利害関係を有する条項に注意せず、又はこれを理解しないことがもたらされた場合には、相手方は、当該条項が契約の内容とならない旨を主張することができる。

第 497 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、当該様式条項は、無効とする。

(一) 第 1 編第 6 章第 3 節及び第 506 条に定める無効事由があるとき。

(二) 様式条項を提供する一方が自らの責任を不合理に免除し、若しくは軽減し、相手方の責任を加重し、又は相手方の主たる権利を制限するとき。

(三) 様式条項を提供する一方が相手方の主たる権利を排除するとき。

第 498 条 様式条項の理解について紛争が発生した場合には、通常理解に従い解釈をしなければならない。様式条項について 2 つ以上の解釈がある場合には、様式条項を提供する

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

一致的，应当采用非格式条款。

第四百九十九条 悬赏人以公开方式声明对完成特定行为的人支付报酬的，完成该行为的人可以请求其支付。

第五百条 当事人在订立合同过程中有下列情形之一，造成对方损失的，应当承担赔偿责任：

- (一) 假借订立合同，恶意进行磋商；
- (二) 故意隐瞒与订立合同有关的重要事实或者提供虚假情况；
- (三) 有其他违背诚信原则的行为。

第五百零一条 当事人在订立合同过程中知悉的商业秘密或者其他应当保密的信息，无论合同是否成立，不得泄露或者不正当地使用；泄露、不正当地使用该商业秘密或者信息，造成对方损失的，应当承担赔偿责任。

第三章 合同的效力

第五百零二条 依法成立的合同，自成立时生效，但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

依照法律、行政法规的规定，合同应当办理批准等手续的，依照其规定。未办理批准等手续影响合同生效的，不影响合同中履行报批等义务条款以及相关条款的效力。应当办理申请批准等手续的当事人未履行义务的，对方可以请求其承担违反该义务的责任。

依照法律、行政法规的规定，合同的变更、转让、解除等情形应当办理批准等手续的，适用前款规定。

第五百零三条 无权代理人以被代理人的名义订立合同，被代理人已经开始履行合同义务或者接受相对人履行的，视为对合同的追认。

第五百零四条 法人的法定代表人或者非法人组织的负责人超越权限订立的合同，除相对人知道或者应当知道其超越权限外，该代表行为有效，订立的合同对法人或者非法人组织发生效力。

第五百零五条 当事人超越经营范围订立的合同的效力，应当依照本法第一编第六章第三节和本编的有关规定确定，不

一方に不利な解釈をしなければならない。様式条項と非様式条項とが一致しない場合には、非様式条項を採用しなければならない。

第 499 条 懸賞者が公開方式により、特定の行為を完了した者に対し報酬を支払う旨を表明した場合には、当該行為を完了した者は、懸賞者に対し支払いを請求することができる。

第 500 条 当事者は、契約締結の過程において次に掲げる事由の1つがあり、相手方に対し損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

- (一) 契約締結の名を借り、悪意により交渉をするとき。
- (二) 故意に契約締結に係る重要な事実を隠蔽し、又は虚偽の状況を提供するとき。
- (三) 信義誠実の原則に反するその他の行為をしたとき。

第 501 条 当事者は、契約締結の過程において知り得た商業秘密その他の秘密を保持すべき情報について、契約が成立する否かを問わず、これを漏洩し、又は不正に使用してはならない。当該商業秘密又は情報を漏洩し、又は不正に使用して、相手方に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 3 章 契約の効力

第 502 条 法により成立する契約は、成立の時から効力を生ずる。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

法律又は行政法規の規定により、契約につき認可等の手続をするべき場合には、当該規定による。認可等の手続をしないことが契約の効力発生に影響する場合でも、契約における認可申請等の義務の履行にかかる条項及び関連条項の効力には影響しない。認可申請等の手続をするべき当事者が義務を履行しない場合には、相手方は、当該当事者に対し当該義務への違反にかかる責任を負うよう請求することができる。

法律又は行政法規の規定により、契約の変更、譲渡、解除等の事由につき認可等の手続をするべき場合には、前項の規定を適用する。

第 503 条 無権代理人が被代理人の名により契約を締結する場合において、被代理人が契約義務の履行を既に開始しており、又は相手方の履行を受けているときは、契約に対する追認であるとみなす。

第 504 条 法人の法定代表人又は非法人組織の責任者が権限を超越して締結した契約について、これらの者が権限を超越したことを相手方が知り、又は知るべき場合を除き、当該代表行為は、有効とし、締結された契約は、法人又は非法人組織に対し効力を生ずる。

第 505 条 当事者が経営範囲を超えて締結した契約の効力は、第 1 編第 6 章第 3 節及びこの編の関係規定により確定され

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

得仅以超越经营范围确认合同无效。

第五百零六条 合同中的下列免责条款无效:

- (一) 造成对方人身损害的;
- (二) 因故意或者重大过失造成对方财产损失的。

第五百零七条 合同不生效、无效、被撤销或者终止的, 不影响合同中有关解决争议方法的条款的效力。

第五百零八条 本编对合同的效力没有规定的, 适用本法第一编第六章的有关规定。

第四章 合同的履行

第五百零九条 当事人应当按照约定全面履行自己的义务。

当事人应当遵循诚信原则, 根据合同的性质、目的和交易习惯履行通知、协助、保密等义务。

当事人在履行合同过程中, 应当避免浪费资源、污染环境和破坏生态。

第五百一十条 合同生效后, 当事人就质量、价款或者报酬、履行地点等内容没有约定或者约定不明确的, 可以协议补充; 不能达成补充协议的, 按照合同相关条款或者交易习惯确定。

第五百一十一条 当事人就有关合同内容约定不明确, 依据前款规定仍不能确定的, 适用下列规定:

(一) 质量要求不明确的, 按照强制性国家标准履行; 没有强制性国家标准的, 按照推荐性国家标准履行; 没有推荐性国家标准的, 按照行业标准履行; 没有国家标准、行业标准的, 按照通常标准或者符合合同目的的特定标准履行。

(二) 价款或者报酬不明确的, 按照订立合同时履行地的市场价格履行; 依法应当执行政府定价或者政府指导价的, 依照规定履行。

(三) 履行地点不明确, 给付货币的, 在接受货币一方所在地履行; 交付不动产的, 在不动产所在地履行; 其他标的, 在履行义务一方所在地履行。

(四) 履行期限不明确的, 债务人可以随时履行, 债权人也可以随时请求履行, 但是应当给对方必要的准备时间。

(五) 履行方式不明确的, 按照有利于实现合同目的的方式履行。

(六) 履行费用的负担不明确的, 由履行义务一方负担; 因债权人原因增加的履行费用, 由债权人负担。

なければならず、経営範囲を超えていることのみにより契約の無効を確認してはならない。

第 506 条 契約中の次に掲げる免責条項は、無効とする。

- (一) 相手方に人身上の損害をもたらすもの
- (二) 故意又は重大な過失により相手方に財産上の損害をもたらすもの

第 507 条 契約が効力を生じず、無効であり、取り消され、又は終了した場合にも、契約における紛争解決方法に関する条項の効力に影響しない。

第 508 条 この編に契約の効力について定めのない場合には、第 1 編第 6 章の関係規定を適用する。

第 4 章 契約の履行

第 509 条 当事者は、約定に従い自己の義務を全面的に履行しなければならない。

当事者は、信義誠実の原則を遵守し、契約の性質、目的及び取引慣習に基づき、通知、協力、秘密保持等の義務を履行しなければならない。

当事者は、契約履行の過程において、資源の浪費、環境の汚染及び生態の破壊を回避しなければならない。

第 510 条 契約が効力を生じた後に、当事者は、品質、代金又は報酬、履行場所等の内容について約定せず、又は約定が明確でない場合には、補充を合意することができる。補充合意を達成することができない場合には、契約の関連条項又は取引慣習に従い確定する。

第 511 条 関係する契約内容について当事者の約定が明確でなく、前条の規定によってもなお確定することができない場合には、次に掲げる規定を適用する。

(一) 品質要求が明確でない場合には、強制性国家標準に従い履行する。強制性国家標準がない場合には、推薦性国家標準に従い履行する。推薦性国家標準がない場合には、業種標準に従い履行する。国家標準及び業種標準がない場合には、通常標準又は契約の目的に適合する特定の標準に従い履行する。

(二) 代金又は報酬が明確でない場合には、契約締結時の履行地の市場価格に従い履行する。法により政府決定価格又は政府指導価格を執行すべき場合には、規定により履行する。

(三) 履行場所が明確でない場合において、貨幣を給付するときは、貨幣を受ける一方の所在地において履行する。不動産を引き渡すときは、不動産所在地において履行する。その他の目的については、義務を履行する一方の所在地において履行する。

(四) 履行期限が明確でない場合には、債務者は随時に履行することができ、債権者も随時に履行を請求することができる。ただし、相手方に必要な準備期間を与えなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五百一十二条 通过互联网等信息网络订立的电子合同的标的为交付商品并采用快递物流方式交付的, 收货人的签收时间为交付时间。电子合同的标的为提供服务的, 生成的电子凭证或者实物凭证中载明的时间为提供服务时间; 前述凭证没有载明时间或者载明时间与实际提供服务时间不一致的, 以实际提供服务的时间为准。

电子合同的标的物为采用在线传输方式交付的, 合同标的物进入对方当事人指定的特定系统且能够检索识别的时间为交付时间。

电子合同当事人对交付商品或者提供服务的方式、时间另有约定的, 按照其约定。

第五百一十三条 执行政府定价或者政府指导价的, 在合同约定的交付期限内政府价格调整时, 按照交付时的价格计价。逾期交付标的物的, 遇价格上涨时, 按照原价格执行; 价格下降时, 按照新价格执行。逾期提取标的物或者逾期付款的, 遇价格上涨时, 按照新价格执行; 价格下降时, 按照原价格执行。

第五百一十四条 以支付金钱为内容的债, 除法律另有规定或者当事人另有约定外, 债权人可以请求债务人以实际履行地的法定货币履行。

第五百一十五条 标的有多项而债务人只需履行其中一项的, 债务人享有选择权; 但是, 法律另有规定、当事人另有约定或者另有交易习惯的除外。

享有选择权的当事人在约定期限内或者履行期限届满未作选择, 经催告后在合理期限内仍未选择的, 选择权转移至对方。

第五百一十六条 当事人行使选择权应当及时通知对方, 通知到达对方时, 标的确定。标的确定后不得变更, 但是经对方同意的除外。

可选择的标的发生不能履行情形的, 享有选择权的当事人不得选择不能履行的标的, 但是该不能履行的情形是由对方

(五) 履行方式が明確でない場合には、契約の目的の実現に資する方式に従い履行する。

(六) 履行費用の負担が明確でない場合には、義務を履行する一方が負担する。債権者の原因により増加した履行費用については、債権者が負担する。

第 512 条 インターネット等の情報ネットワークを通じて締結した電子契約の目的が商品の引渡しであり、かつ、速配物流の方式を採用して引き渡す場合には、荷受人の署名受領の時は、これを引渡しの時とする。電子契約の目的対象がサービスの提供である場合には、生成された電子証憑又は現物証憑に明記された時をサービス提供の時とする。上記証憑に時が明記されておらず、又は明記された時と実際のサービス提供の時とが一致しない場合には、サービスを実際に提供した時を基準とする。

電子契約の目的物がオンライン伝送の方式を採用して引き渡されるものである場合には、契約の目的物が相手方当事者の指定する特定のシステムに入り、かつ、検索により識別することができる時は、これを引渡しの時とする。

電子契約の当事者に商品引渡し又はサービス提供の方式及び時について別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

第 513 条 政府決定価格又は政府指導価格を執行する場合において、契約に約定された引渡期間内に政府の価格が調整されたときは、引渡し時の価格に従い価格計算する。期限を徒過して目的物を引き渡す場合において、価格の上昇に遭遇したときは原価格に従い執行し、価格が低下したときは新たな価格に従い執行する。期限を徒過して目的物を引き取り、又は期限を徒過して代金を支払う場合において、価格の上昇に遭遇したときは新たな価格に従い執行し、価格が低下したときは原価格に従い執行する。

第 514 条 金銭の支払いを内容とする債については、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除き、債権者は、債務者に対し実際履行地の法定通貨により履行するよう請求することができる。

第 515 条 目的に複数の項目があるけれども債務者がそのうちの 1 項目を履行すれば足る場合には、債務者は、選択権を享有する。ただし、法律に別段の定めがあり、当事者に別段の約定があり、又は別段の取引慣習がある場合を除く。

選択権を享有する当事者が約定された期間内に、又は履行期間が満了しても選択をせず、催告を経た後も合理的な期間内になお選択しない場合には、選択権は、相手方に移転する。

第 516 条 当事者は、選択権を行使するにあたり、相手方に遅滞なく通知しなければならない、通知が相手方に到達した時に、目的が確定される。目的は、確定された後にこれを変更してはならない。ただし、相手方の同意を経た場合を除く。

選択可能な目的に履行不能の事由が発生した場合には、選

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

造成的除外。

第五百一十七条 债权人為二人以上，標的可分，按照份額各自享有債權的，為按份債權；債務人為二人以上，標的不可分，按照份額各自負擔債務的，為按份債務。

按份債權人或者按份債務人的份額難以確定的，視為份額相同。

第五百一十八條 債權人為二人以上，部分或者全部債權人均可以請求債務人履行債務的，為連帶債權；債務人為二人以上，債權人可以請求部分或者全部債務人履行全部債務的，為連帶債務。

連帶債權或者連帶債務，由法律規定或者當事人約定。

第五百一十九條 連帶債務人之間的份額難以確定的，視為份額相同。

實際承擔債務超過自己份額的連帶債務人，有權就超出部分在其他連帶債務人未履行的份額範圍內向其追償，並相應地享有債權人的權利，但是不得損害債權人的利益。其他連帶債務人对債權人的抗辯，可以向該債務人主張。

被追償的連帶債務人不能履行其應分擔份額的，其他連帶債務人應當在相應範圍內按比例分擔。

第五百二十條 部分連帶債務人履行、抵銷債務或者提存標的物的，其他債務人对債權人的債務在相應範圍內消滅；該債務人可以依據前條規定向其他債務人追償。

部分連帶債務人的債務被債權人免除的，在該連帶債務人應當承擔的份額範圍內，其他債務人对債權人的債務消滅。

部分連帶債務人的債務与債權人的債權同歸于一人的，在扣除該債務人應當承擔的份額後，債權人对其他債務人的債權繼續存在。

債權人对部分連帶債務人的給付受領遲延的，对其他連帶債務人發生效力。

第五百二十一條 連帶債權人之間的份額難以確定的，視為份額相同。

實際受領債權的連帶債權人，應當按比例向其他連帶債權人返還。

連帶債權參照適用本章連帶債務的有關規定。

債權享有者當事人は、履行不能の目的を選択してはならない。ただし、当該履行不能の事由が相手方がもたらしたものである場合を除く。

第 517 条 債權者が 2 名以上であり、目的が可分であり、割合に応じてそれぞれが債權を享有する場合には、割合債權とする。債務者が 2 名以上であり、目的が可分であり、割合に応じてそれぞれが債務を負う場合には、割合債務とする。

割合債權者又は割合債務者の割合について確定するのが困難である場合には、割合が同一であるものとみなす。

第 518 条 債權者が 2 名以上であり、一部又は全部の債權者がいずれも債務者に対し債務を履行するよう請求する場合には、連帶債權とする。債務者が 2 名以上であり、債權者が一部又は全部の債務者に対し全部の債務を履行するよう請求することができる場合には、連帶債務とする。

連帶債權又は連帶債務は、法律がこれを規定し、又は当事者がこれを約定する。

第 519 条 連帶債務者間の割合について確定するのが困難である場合には、割合が同一であるものとみなす。

實際に負担する債務が自己の割合を超える連帶債務者は、超過部分について他の連帶債務者が履行していない割合の範囲内において当該他の連帶債務者に対し求償する権利を有し、かつ、債權者としての権利を相応して享有する。ただし、債權者の利益を損なってはならない。債權者に対する他の連帶債務者の抗弁は、債務者に対し主張することができる。

求償される連帶債務者がその分担すべき割合を履行することができない場合には、他の連帶債務者は、相応する範囲内において比率に応じて分担しなければならない。

第 520 条 一部の連帶債務者が債務を履行し、若しくは相殺し、又は目的物を供託する場合には、債權者に対する他の債務者の債務は、相応する範囲内において消滅する。当該債務者は、前條の規定により他の債務者に対し求償することができる。

一部の連帶債務者の債務が債權者により免除される場合には、当該連帶債務者の負担すべき割合の範囲内において、債權者に対する他の債務者の債務は、消滅する。

一部の連帶債務者の債務が債權者の債權と同一人に帰属する場合には、当該債務者の負担すべき割合を控除した後に、他の債務者に対する債權者の債權は、繼續して存在する。

一部の連帶債務者による給付に対する債權者の受領が遅延した場合にも、他の連帶債務者に対し効力を生じる。

第 521 条 連帶債權者間の割合について確定するのが困難である場合には、割合が同一であるものとみなす。

債權を實際に受領した連帶債權者は、比率に応じて他の連帶債權者に対し償還しなければならない。

連帶債權については、この章の連帶債務の関係規定を参照

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五百二十二条 当事人约定由债务人向第三人履行债务, 债务人未向第三人履行债务或者履行债务不符合约定的, 应当向债权人承担违约责任。

法律规定或者当事人约定第三人可以直接请求债务人向其履行债务, 第三人未在合理期限内明确拒绝, 债务人未向第三人履行债务或者履行债务不符合约定的, 第三人可以请求债务人承担违约责任; 债务人对债权人的抗辩, 可以向第三人主张。

第五百二十三条 当事人约定由第三人向债权人履行债务, 第三人不履行债务或者履行债务不符合约定的, 债务人应当向债权人承担违约责任。

第五百二十四条 债务人不履行债务, 第三人对履行该债务具有合法利益的, 第三人有权向债权人代为履行; 但是, 根据债务性质、按照当事人约定或者依照法律规定只能由债务人履行的除外。

债权人接受第三人履行后, 其对债务人的债权转让给第三人, 但是债务人和第三人另有约定的除外。

第五百二十五条 当事人互负债务, 没有先后履行顺序的, 应当同时履行。一方在对方履行之前有权拒绝其履行请求。一方在对方履行债务不符合约定时, 有权拒绝其相应的履行请求。

第五百二十六条 当事人互负债务, 有先后履行顺序, 应当先履行债务一方未履行的, 后履行一方有权拒绝其履行请求。先履行一方履行债务不符合约定的, 后履行一方有权拒绝其相应的履行请求。

第五百二十七条 应当先履行债务的当事人, 有确切证据证明对方有下列情形之一的, 可以中止履行:

- (一) 经营状况严重恶化;
 - (二) 转移财产、抽逃资金, 以逃避债务;
 - (三) 丧失商业信誉;
 - (四) 有丧失或者可能丧失履行债务能力的其他情形。
- 当事人没有确切证据中止履行的, 应当承担违约责任。

して適用する。

第 522 条 債務者が第三者に対し債務を履行する旨を当事者が約定している場合において、債務者は、第三者に対し債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合しないときは、債権者に対し違約責任を負わなければならない。

法律の規定又は当事者の約定により第三者が自らに対し債務を履行するよう債務者に対し直接請求することができる場合において、第三者が合理的な期間内に明確にこれを拒絶し、債務者が第三者に対し債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合しないときは、第三者は、債務者に対し違約責任を負うよう請求することができる。債権者に対する債務者の抗弁は、第三者に対し主張することができる。

第 523 条 第三者が債権者に対し債務を履行する旨を当事者が約定している場合において、第三者が債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合しないときは、債務者は、債権者に対し違約責任を負わなければならない。

第 524 条 債務者が債務を履行せず、当該債務の履行について第三者が適法な利益を有する場合には、第三者は、債権者に対し代理して履行する権利を有する。ただし、債務の性質に基づき、当事者の約定に従い、又は法律の規定により債務者のみが履行することができる場合を除く。

債権者が第三者による履行を受け入れた後、債務者に対するその債権は、第三者に譲渡される。ただし、債務者及び第三者に別段の約定がある場合を除く。

第 525 条 当事者が相互に債務を負い、履行の先後の順位がない場合には、同時に履行しなければならない。一方は、相手方が履行するまでは、相手方の履行請求を拒絶する権利を有する。一方は、相手方による債務の履行が約定に適合しない場合には、相手方の相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

第 526 条 当事者が相互に債務を負い、履行の先後の順位がある場合において、先に債務を履行するべき一方が履行しないときは、後に履行する一方は、先に履行する一方の履行請求を拒絶する権利を有する。先に履行する一方による債務の履行が約定に適合しないときは、後に履行する一方は、先に履行する一方の相応する履行請求を拒絶する権利を有する。

第 527 条 先に債務を履行するべき当事者は、相手方に次に掲げる事由の 1 つがあることを証明する確実・適切な証拠を有する場合には、履行を中止することができる。

- (一) 経営状況が重大に悪化したとき。
- (二) 財産を移転し、又は資金を引き揚げ、もって債務を回避したとき。
- (三) 商業上の信用・名誉を喪失したとき。
- (四) 債務履行能力を喪失し、又は喪失するおそれがあるその他の事由があるとき。

当事者は、確実・適切な証拠なく履行を中止した場合には、

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五百二十八条 当事人依据前条规定中止履行的,应当及时通知对方。对方提供适当担保的,应当恢复履行。中止履行后,对方在合理期限内未恢复履行能力且未提供适当担保的,视为以自己的行为表明不履行主要债务,中止履行的一方可以解除合同并可以请求对方承担违约责任。

第五百二十九条 债权人分立、合并或者变更住所没有通知债务人,致使履行债务发生困难的,债务人可以中止履行或者将标的物提存。

第五百三十条 债权人可以拒绝债务人提前履行债务,但是提前履行不损害债权人利益的除外。

债务人提前履行债务给债权人增加的费用,由债务人负担。

第五百三十一条 债权人可以拒绝债务人部分履行债务,但是部分履行不损害债权人利益的除外。

债务人部分履行债务给债权人增加的费用,由债务人负担。

第五百三十二条 合同生效后,当事人不得因姓名、名称的变更或者法定代表人、负责人、承办人的变动而不履行合同义务。

第五百三十三条 合同成立后,合同的基础条件发生了当事人在订立合同时无法预见的、不属于商业风险的重大变化,继续履行合同对于当事人一方明显不公平的,受不利影响的当事人可以与对方重新协商;在合理期限内协商不成的,当事人可以请求人民法院或者仲裁机构变更或者解除合同。

人民法院或者仲裁机构应当结合案件的具体情况,根据公平原则变更或者解除合同。

第五百三十四条 对当事人利用合同实施危害国家利益、社会公共利益行为的,市场监督管理和其他有关行政主管部门依照法律、行政法规的规定负责监督处理。

第五章 合同的保全

第五百三十五条 因债务人怠于行使其债权或者与该债权有关的从权利,影响债权人的到期债权实现的,债权人可以向人民法院请求以自己的名义代位行使债务人对相对人的权利,

违约责任を負わなければならない。

第 528 条 当事者は、前条の規定により履行を中止する場合には、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適当な担保を提供した場合には、履行を回復しなければならない。履行を中止した後、相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、かつ、適当な担保を提供しない場合には、自己の行為により主たる債務を履行しない旨を表明したものとみなし、履行を中止した一方は、契約を解除することができ、かつ、相手方に対し違約責任を負うよう請求することができる。

第 529 条 債権者が分割し、合併し、又は住所を変更したのに債務者に通知せず、債務の履行に困難を生じさせた場合には、債務者は、履行を中止し、又は目的物を供託することができる。

第 530 条 債権者は、債務者が期限前に債務を履行するのを拒絶することができる。ただし、期限前の履行が債権者の利益を損なわない場合を除く。

債務者が期限前に債務を履行して債権者に増加させた費用は、債務者がこれを負担する。

第 531 条 債権者は、債務者が債務を一部履行するのを拒絶することができる。ただし、一部履行が債権者の利益を損なわない場合を除く。

債務者が債務を一部履行して債権者に増加させた費用は、債務者がこれを負担する。

第 532 条 契約が効力を生じた後に、当事者には、氏名若しくは名称の変更又は法定代表者、責任者若しくは担当者の変動により契約上の義務の不履行があってはならない。

第 533 条 契約が成立した後、当事者が契約締結の際には予見するべきがなく、商業リスクに属しない重大な変化が契約の基礎条件に発生し、契約を継続して履行することが当事者の一方に対し明らかに不公平である場合には、不利な影響を受ける当事者は、相手方と改めて協議することができる。合理的な期間内において協議が調わないときは、当事者は、人民法院又は仲裁機構に対し契約を変更し、又は解除するよう請求することができる。

人民法院又は仲裁機構は、事件の実際の状況を勘案して、公平の原則に基づき契約を変更し、又は解除しなければならない。

第 534 条 当事者が契約を利用して国の利益又は社会公共利益に害を及ぼす行為を実施する場合には、市場監督管理その他の関係する行政主管部門は、法律又は行政法規の規定により監督処理に責任を負う。

第 5 章 契約の保全

第 535 条 債務者がその債権又は当該債権に係る従たる権利の行使を怠り、債権者の期限到来債権の実現に影響した場合には、債権者は、人民法院に対し相手方に対する債務者

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

但是该权利专属于债务人自身的除外。

代位権の行使範囲以債権人の到期債権に限。債権人行使代位権の必要費用、由債務人負担。

相对人对债务人的抗辩，可以向债权人主张。

第五百三十六條 債権人の債権到期前，債務人の債権或者与该債権有关的从权利存在诉讼时效期间即将届满或者未及時報破産債権等情形，影响債権人の債権實現的，債権人可以代位向債務人の相对人請求其向債務人履行、向破産管理人申報或者作出其他必要的行為。

第五百三十七條 人民法院認定代位権成立の，由債務人の相对人向債権人履行義務，債権人接受履行後，債権人と債務人、債務人と相对人之間相應の權利義務終止。債務人对相对人的債権或者与该債権有关的从权利被采取保全、執行措施，或者債務人破産的，依照相關法律的規定處理。

第五百三十八條 債務人以放棄其債権、放棄債権担保、無償轉讓財產等方式無償處分財產權益，或者惡意延長其到期債権的履行期限，影响債権人の債権實現的，債権人可以請求人民法院撤銷債務人的行為。

第五百三十九條 債務人以明显不合理的低价轉讓財產、以明显不合理的高价受讓他人財產或者为他人的債務提供担保，影响債権人の債権實現，債務人の相对人知道或者应当知道該情形的，債権人可以請求人民法院撤銷債務人的行為。

第五百四十條 撤銷權的行使範圍以債権人の債権に限。債権人行使撤銷權的必要費用，由債務人負担。

第五百四十一條 撤銷權自債権人知道或者应当知道撤銷事由之日起一年內行使。自債務人的行為發生之日起五年內沒有行使撤銷權的，該撤銷權消滅。

第五百四十二條 債務人影响債権人の債権實現的行為被撤銷的，自始沒有法律約束力。

第六章 合同的變更和轉讓

第五百四十三條 當事人协商一致，可以變更合同。

の權利を自己の名により代位行使することを請求することができる。ただし、当該債権が債務者自身に専属する場合を除く。

代位権の行使範囲は、債権者の期限到来債権を限度とする。債権者が代位権を行使する必要費用は、債務者がこれを負担する。

債務者に対する相手方の抗弁は、債権者に対し主張することができる。

第 536 條 債権者の債権が期限到来する前に、債務者の債権又は当該債権に關係する從たる權利に訴訟時効期間がまもなく満了し、又は破産債権を適時に届け出ていない等の事由が存在し、債権者の債権の實現に影響する場合には、債権者は、当該相手方による債務者に対する履行、破産管理人に対する届出又はその他の必要な行為の實施を債務者の相手方に対し代位請求することができる。

第 537 條 代位権が成立すると人民法院が認定する場合には、債務者の相手方が債権者に対し義務を履行し、債権者が履行を受け入れた後に、債権者と債務者の、及び債務者と相手方との間の相應する權利義務は、終了する。相手方に対する債務者の債権又は当該債権に關係する從たる權利が保全若しくは執行措置を講じられ、又は債務者が破産した場合には、関連する法律の規定により處理する。

第 538 條 債務者が自らの債権を放棄し、債権担保を放棄し、若しくは財産を無償で讓渡する等の方式により財産權益を無償で処分し、又はその期限到来債権の履行期間を惡意により延長し、債権者の債権の實現に影響する場合には、債権者は、人民法院に対し債務者の行為を取り消すよう請求することができる。

第 539 條 債務者が明らかに不合理な低価格により財産を讓渡し、明らかに不合理な高価格により他人の財産を譲り受け、又は他人の債務のため担保を提供し、債権者の債権の實現に影響する場合において、債務者の相手方が当該事由を知り、又は知るべきときは、債権者は、人民法院に対し行為を取り消すよう請求することができる。

第 540 條 取消權の行使範囲は、債権者の債権を限度とする。債権者が取消權を行使する必要費用は、債務者がこれを負担する。

第 541 條 取消權は、債権者が取消事由を知り、又は知るべき日から 1 年以内にこれを行使しなければならない。債務者の行為發生の日から 5 年以内に取消權を行使しなかった場合には、当該取消權は、消滅する。

第 542 條 債権者の債権の實現に影響する債務者の行為が取り消された場合には、当初から法的拘束力を有しない。

第 6 章 契約の變更及び讓渡

第 543 條 當事者は、協議により合意して、契約を變更するこ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五百四十四条 当事人对合同变更的内容约定不明确的, 推定为未变更。

第五百四十五条 债权人可以将债权的全部或者部分转让给第三人, 但是有下列情形之一的除外:

- (一) 根据债权性质不得转让;
- (二) 按照当事人约定不得转让;
- (三) 依照法律规定不得转让。

当事人约定非金钱债权不得转让的, 不得对抗善意第三人。当事人约定金钱债权不得转让的, 不得对抗第三人。

第五百四十六条 债权人转让债权, 未通知债务人的, 该转让对债务人不发生效力。

债权转让的通知不得撤销, 但是经受让人同意的除外。

第五百四十七条 债权人转让债权的, 受让人取得与债权有关的从权利, 但是该从权利专属于债权人自身的除外。

受让人取得从权利不因该从权利未办理转移登记手续或者未转移占有而受到影响。

第五百四十八条 债务人接到债权转让通知后, 债务人对让与人的抗辩, 可以向受让人主张。

第五百四十九条 有下列情形之一的, 债务人可以向受让人主张抵销:

- (一) 债务人接到债权转让通知时, 债务人对让与人享有债权, 且债务人的债权先于转让的债权到期或者同时到期;
- (二) 债务人的债权与转让的债权是基于同一合同产生。

第五百五十条 因债权转让增加的履行费用, 由让与人负担。

第五百五十一条 债务人将债务的全部或者部分转移给第三人的, 应当经债权人同意。

债务人或者第三人可以催告债权人在合理期限内予以同意, 债权人未作表示的, 视为不同意。

第五百五十二条 第三人与债务人约定加入债务并通知债权人, 或者第三人向债权人表示愿意加入债务, 债权人未在合理期限内明确拒绝的, 债权人可以请求第三人在其愿意承担的债务范围内和债务人承担连带债务。

とができる。

第 544 条 契約変更の内容に対する当事者の約定が明確でない場合には、変更しなかったものと推定する。

第 545 条 債権者は、債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。

- (一) 債権の性質に基づき譲渡してはならないとき。
- (二) 当事者の約定に従い譲渡してはならないとき。
- (三) 法律の規定により譲渡してはならないとき。

非金銭債権を譲渡してはならない旨を当事者が約定する場合には、善意の第三者に対抗することができない。金銭債権を譲渡してはならない旨を当事者が約定する場合には、第三者に対抗することができない。

第 546 条 債権者が債権を譲渡するにあたり、債務者に通知しない場合には、当該譲渡は、債務者に対し効力を生じない。

債権譲渡の通知は、これを取り消してはならない。ただし、譲受人の同意を経た場合を除く。

第 547 条 債権者が債権を譲渡する場合には、譲受人は、債権と関係する従たる権利を取得する。ただし、当該従たる権利が債権者自身に専属する場合を除く。

譲受人による従たる権利の取得は、当該従たる権利につき移転登記手續がなされず、又はその占有が移転しないことによつては影響を受けない。

第 548 条 債務者が債権譲渡通知を受領した後に、譲渡人に対する債務者の抗弁は、譲受人に対してこれを主張することができる。

第 549 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、債務者は、譲受人に対し相殺を主張することができる。

(一) 債務者が債権譲渡通知を受領した際に、債務者が譲渡人に対し債権を享有し、かつ、債務者の債権が譲渡された債権に先立って期限到来し、又は同時に期限到来するとき。

(二) 債務者の債権と譲渡された債権とが同一契約に基づき生じたものであるとき。

第 550 条 債権の譲渡により増加した履行費用は、譲渡人がこれを負担する。

第 551 条 債務者は、債務の全部又は一部を第三者に移転する場合には、債権者の同意を経なければならない。

債務者又は第三者は、債権者に対し合理的な期間内に同意をするよう催告ことができ、債権者が表示をしない場合には、同意しないものとみなす。

第 552 条 第三者が債務に加入する旨を債務者と約定し、かつ、債権者に通知し、又は第三者が債務に加入する意思を有することを債権者に対し表示し、債権者が合理的な期間内に明確に拒絶しない場合には、債権者は、第三者に対し、当該第三

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五百五十三条 债务人转移债务的, 新债务人可以主张原债务人对债权人的抗辩; 原债务人对债权人享有债权的, 新债务人不得向债权人主张抵销。

第五百五十四条 债务人转移债务的, 新债务人应当承担与主债务有关的从债务, 但是该从债务专属于原债务人自身的除外。

第五百五十五条 当事人一方经对方同意, 可以将自己在合同中的权利和义务一并转让给第三人。

第五百五十六条 合同的权利和义务一并转让的, 适用债权转让、债务转移的有关规定。

第七章 合同的权利义务终止

第五百五十七条 有下列情形之一的, 债权债务终止:

- (一) 债务已经履行;
 - (二) 债务相互抵销;
 - (三) 债务人依法将标的物提存;
 - (四) 债权人免除债务;
 - (五) 债权债务同归于一人;
 - (六) 法律规定或者当事人约定终止的其他情形。
- 合同解除的, 该合同的权利义务关系终止。

第五百五十八条 债权债务终止后, 当事人应当遵循诚信等原则, 根据交易习惯履行通知、协助、保密、旧物回收等义务。

第五百五十九条 债权债务终止时, 债权的从权利同时消灭, 但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

第五百六十条 债务人对同一债权人负担的数项债务种类相同, 债务人的给付不足以清偿全部债务的, 除当事人另有约定外, 由债务人在清偿时指定其履行的债务。

债务人未作指定的, 应当优先履行已经到期的债务; 数项债务均到期的, 优先履行对债权人缺乏担保或者担保最少的债务; 均无担保或者担保相等的, 优先履行债务人负担较重的债务; 负担相同的, 按照债务到期的先后顺序履行; 到期时间相同的, 按照债务比例履行。

者が負う意思を有する債務の範囲内において債務者と連帯債務を負うよう請求することができる。

第 553 条 債務者が債務を移転する場合には、新債務者は、債権者に対する原債務者の抗弁を主張することができる。原債務者が債権者に対し債権を享有する場合には、新債務者は、債権者に対し相殺を主張してはならない。

第 554 条 債務者が債務を移転する場合には、新債務者は、主たる債務と関係する従たる債務を負担しなければならない。ただし、当該従たる債務が原債務者自身に専属する場合を除く。

第 555 条 当事者の一方は、相手方の同意を経て、契約中の自己の権利及び義務を一括して第三者に譲渡することができる。

第 556 条 契約の権利及び義務を一括して譲渡する場合には、債権の譲渡又は債務の移転にかかる関係規定を適用する。

第 7 章 契約上の権利義務の終了

第 557 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、債権債務は、終了する。

- (一) 債務が既に履行されているとき。
- (二) 債務が相互に相殺されたとき。
- (三) 債務者が法により目的物を供託したとき。
- (四) 債権者が債務を免除したとき。
- (五) 債権債務が同一人に帰属したとき。
- (六) 法律の規定又は当事者の約定により終了するその他の事由

契約が解除された場合には、当該契約の権利義務関係は、終了する。

第 558 条 債権債務が終了した後、当事者は、信義誠実等の原則を遵守し、取引慣習に基づき通知、協力、秘密保持、古物回収等の義務を履行しなければならない。

第 559 条 債権債務が終了した時に、債権の従たる権利は、同時に消滅する。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 560 条 債務者が同一の債権者に対し負う複数項目の債務の種類が同一であり、債務者による給付が全部の債務の弁済に不足する場合には、当事者に別段の約定がある場合を除き、債務者が弁済する際にその履行する債務を指定する。

債務者は、指定をしない場合には、既に期限到来している債務を優先して履行する。複数の債務がいずれも期限到来している場合には、債権者に対し担保を欠き、又は担保が最少である債務を優先して履行する。いずれも担保がなく、又は担保が同等である場合には、債務者の負担が比較的重い債務を優先して履行する。負担が同一である場合には、債務が期限到来す

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第五百六十一条 債務人在履行主债务外还应当支付利息和实现债权的有关费用, 其给付不足以清偿全部债务的, 除当事人另有约定外, 应当按照下列顺序履行:

- (一) 实现债权的有关费用;
- (二) 利息;
- (三) 主债务。

第五百六十二条 当事人协商一致, 可以解除合同。

当事人可以约定一方解除合同的事由。解除合同的事由发生时, 解除权人可以解除合同。

第五百六十三条 有下列情形之一的, 当事人可以解除合同:

- (一) 因不可抗力致使不能实现合同目的;
- (二) 在履行期限届满前, 当事人一方明确表示或者以自己的行为表明不履行主要债务;
- (三) 当事人一方迟延履行主要债务, 经催告后在合理期限内仍未履行;
- (四) 当事人一方迟延履行债务或者有其他违约行为致使不能实现合同目的;
- (五) 法律规定的其他情形。

以持续履行的债务为内容的不定期合同, 当事人可以随时解除合同, 但是应当在合理期限之前通知对方。

第五百六十四条 法律规定或者当事人约定解除权行使期限, 期限届满当事人不行使的, 该权利消灭。

法律没有规定或者当事人没有约定解除权行使期限, 自解除权人知道或者应当知道解除事由之日起一年内不行使, 或者经对方催告后在合理期限内不行使的, 该权利消灭。

第五百六十五条 当事人一方依法主张解除合同的, 应当通知对方。合同自通知到达对方时解除; 通知载明债务人在一定期限内不履行债务则合同自动解除, 债务人在该期限内未履行债务的, 合同自通知载明的期限届满时解除。对方对解除合同有异议的, 任何一方当事人均可以请求人民法院或者仲裁机构确认解除行为的效力。

当事人一方未通知对方, 直接以提起诉讼或者申请仲裁的

る先後順位に従い履行する。期限到来時間が同一である場合には、債務比率に従い履行する。

第 561 条 債務者が主たる債務を履行するほか、更に利息及び債権の実現にかかる関係費用を支払うべき場合において、その給付が全部の債務の弁済に不足するときは、当事者に別段の約定がある場合を除き、次に掲げる順序に従い履行しなければならない。

- (一) 債権の実現にかかる関係費用
- (二) 利息
- (三) 主たる債務

第 562 条 当事者は、協議により合意して、契約を解除することができる。

当事者は、一方が契約を解除する事由を約定することができる。契約解除の事由が発生した場合には、解除権者は、契約を解除することができる。

第 563 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、当事者は、契約を解除することができる。

- (一) 不可抗力により契約の目的が実現不能となったとき。
- (二) 履行期間が満了する前に、主たる債務を履行しない旨を当事者の一方が明確に表示し、又は自己の行為により表明したとき。
- (三) 当事者の一方が主たる債務の履行を遅延し、催告を経た後の合理的な期間内になお履行しなかったとき。
- (四) 当事者の一方が債務の履行を遅延し、又はその他の違約行為をして契約の目的を実現不能にしたとき。
- (五) 法律所定のその他の事由

持続的に履行される債務を内容とする期間の定めのない契約について、当事者は、契約を随時に解除することができる。ただし、合理的な期間において相手方に通知しなければならない。

第 564 条 解除権の行使期間について法律に定められ、又は当事者が約定している場合において、期間が満了したのに当事者が行使しないときは、当該権利は、消滅する。

解除権の行使期間について法律に定めがなく、又は当事者が約定していない場合において、解除事由を解除権者が知り、若しくは知るべき日から 1 年以内に行使せず、又は相手方の催告を経た後に合理的な期間内に行使しないときは、当該権利は、消滅する。

第 565 条 当事者の一方は、契約の解除を法により主張する場合には、相手方に通知しなければならない。契約は、通知が相手方に到達した時に解除される。通知に債務者が一定期間内に債務を履行しない場合には契約が自動的に解除される旨が明記され、債務者が当該期間内に債務を履行しない場合には、契約は、通知に明記された期間が満了した時に解除される。相手方が契約の解除について異議を有する場合には、いず

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

方式依法主张解除合同, 人民法院或者仲裁机构确认该主张的, 合同自起诉状副本或者仲裁申请书副本送达对方时解除。

第五百六十六条 合同解除后, 尚未履行的, 终止履行; 已经履行的, 根据履行情况和合同性质, 当事人可以请求恢复原状或者采取其他补救措施, 并有权请求赔偿损失。

合同因违约解除的, 解除权人可以请求违约方承担违约责任, 但是当事人另有约定的除外。

主合同解除后, 担保人对债务人应当承担的民事责任仍应承担担保责任, 但是担保合同另有约定的除外。

第五百六十七条 合同的权利义务关系终止, 不影响合同中结算和清理条款的效力。

第五百六十八条 当事人互负债务, 该债务的标的物种类、品质相同的, 任何一方可以将自己的债务与对方的到期债务抵销; 但是, 根据债务性质、按照当事人约定或者依照法律规定不得抵销的除外。

当事人主张抵销的, 应当通知对方。通知自到达对方时生效。抵销不得附条件或者附期限。

第五百六十九条 当事人互负债务, 标的物种类、品质不相同的, 经协商一致, 也可以抵销。

第五百七十条 有下列情形之一的, 难以履行债务的, 债务人可以将标的物提存:

- (一) 债权人无正当理由拒绝受领;
- (二) 债权人下落不明;
- (三) 债权人死亡未确定继承人、遗产管理人, 或者丧失民事行为能力未确定监护人;
- (四) 法律规定的其他情形。

标的物不适于提存或者提存费用过高的, 债务人依法可以拍卖或者变卖标的物, 提存所得的价款。

第五百七十一条 债务人将标的物或者将标的物依法拍卖、变卖所得价款交付提存部门时, 提存成立。

れの一方の当事者も、人民法院又は仲裁機構に対し解除行為の効力を確認するよう請求することができる。

当事者の一方が相手方に通知せず、直接に訴えの提起又は仲裁の申立ての方式により契約の解除を法により主張する場合において、人民法院又は仲裁機構が当該主張を確認するときは、契約は、訴状の副本又は仲裁申立書の副本が相手方に送達された時に解除される。

第 566 条 契約は、解除した後において、これを履行していない場合には、履行を終了する。既に履行している場合には、履行の状況及び契約の性質に基づき、当事者は、原状を回復し、又はその他の救済措置を講ずるよう請求することができ、かつ、損害賠償を請求する権利を有する。

契約が違約により解除された場合には、解除権者は、違約当事者に対し違約責任を負うよう請求することができる。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

主たる契約が解除された後、担保人は、債務者が負うべき民事責任に対しなお担保責任を負わなければならない。ただし、担保契約に別段の約定がある場合を除く。

第 567 条 契約上の権利義務関係の終了は、契約中の決済及び清算条項の効力には影響しない。

第 568 条 当事者が債務を相互に負う場合において、当該債務の目的物の種類及び品質が同一であるときは、いずれの一方も、自己の債務を相手方の期限到来した債務と相殺することができる。ただし、債務の性質に基づき、当事者の約定に従い、又は法律の規定により相殺してはならない場合を除く。

当事者は、相殺を主張する場合には、相手方に通知しなければならない。通知は、相手方に到達した時に効力を生ずる。相殺には、条件を付し、又は期限を付することができない。

第 569 条 当事者が債務を相互に負う場合において、目的物の種類又は品質が同一でないときも、協議による合意を経て、相殺することができる。

第 570 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合において、債務の履行が困難であるときは、債務者は、目的物を供託することができる。

- (一) 債権者が正当な理由なく受領を拒絶するとき。
- (二) 債権者が行方不明であるとき。
- (三) 債権者が死亡して相続人若しくは遺産管理人が確定されておらず、又は民事行為能力を喪失して監護人が確定されていないとき。
- (四) 法律所定のその他の事由

目的物が供託に適さず、又は供託費用が高すぎる場合には、債務者は、法により目的物を競売し、又は換価し、取得した代金を供託することができる。

第 571 条 債務者が目的物又は目的物を法により競売し、若しくは換価して取得した代金を供託部門に引き渡した時に、供

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

提存成立的, 视为债务人在其提存范围内已经交付标的物。

第五百七十二條 标的物提存后, 债务人应当及时通知债权人或者债权人的继承人、遗产管理人、监护人、财产代管人。

第五百七十三條 标的物提存后, 毁损、灭失的风险由债权人承担。提存期间, 标的物的孳息归债权人所有。提存费用由债权人负担。

第五百七十四條 债权人可以随时领取提存物。但是, 债权人对债务人负有到期债务的, 在债权人未履行债务或者提供担保之前, 提存部门根据债务人的要求应当拒绝其领取提存物。

债权人领取提存物的权利, 自提存之日起五年内不行使而消灭, 提存物扣除提存费用后归国家所有。但是, 债权人未履行对债务人的到期债务, 或者债权人向提存部门书面表示放弃领取提存物权利的, 债务人负担提存费用后有权取回提存物。

第五百七十五條 债权人免除债务人部分或者全部债务的, 债权债务部分或者全部终止, 但是债务人在合理期限内拒绝的除外。

第五百七十六條 债权和债务同归于一人的, 债权债务终止, 但是损害第三人利益的除外。

第八章 违约责任

第五百七十七條 当事人一方不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定的, 应当承担继续履行、采取补救措施或者赔偿损失等违约责任。

第五百七十八條 当事人一方明确表示或者以自己的行为表明不履行合同义务的, 对方可以在履行期限届满前请求其承担违约责任。

第五百七十九條 当事人一方未支付价款、报酬、租金、利息, 或者不履行其他金钱债务的, 对方可以请求其支付。

第五百八十條 当事人一方不履行非金钱债务或者履行非金钱债务不符合约定的, 对方可以请求履行, 但是有下列情形之一的除外:

- (一) 法律上或者事实上不能履行;
- (二) 债务的标的 不适于强制履行或者履行费用过高;

託は、成立する。

供託が成立した場合には、債務者がその供託範囲内において既に目的物を引き渡したものとみなす。

第 572 条 目的物が供託された後、債務者は、遅滞なく債権者、債権者の相続人若しくは遺産管理人、監護人又は財産代理管理人に通知しなければならない。

第 573 条 目的物が供託された後、毀損又は滅失にかかるリスクは、債権者がこれを引き受ける。供託期間において、目的物の果実は、債権者の所有に帰属する。供託費用は、債権者がこれを負担する。

第 574 条 債権者は、随時に供託物の払渡しを受けることができる。ただし、債権者が債務者に対し期限到来した債務を負う場合には、債権者が債務を履行し、又は担保を提供するまでは、供託部門は、債務者の要求に基づき、債権者への供託物の払渡しを拒絶しなければならない。

債権者が供託物の払渡しを受ける権利は、供託の日から 5 年以内に行使しないことにより消滅する。供託物は、供託費用を控除した後に、国の所有に帰属する。ただし、債権者が債務者に対する期限到来債務を履行せず、又は債権者が供託物の払渡しを受ける権利を放棄する旨を供託部門に対し書面により表示する場合には、債務者は、供託費用を負担した後に供託物を取り戻す権利を有する。

第 575 条 債権者が債務者の債務の一部又は全部を免除した場合には、債権債務の一部又は全部は、終了する。ただし、債務者が合理的な期間内に拒絶した場合を除く。

第 576 条 債権及び債務が同一人に帰属した場合には、債権債務は、終了する。ただし、第三者の利益を損なう場合を除く。

第 8 章 違約責任

第 577 条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しない場合には、履行を継続し、救済措置を講じ、又は損害を賠償する等の違約責任を負わなければならない。

第 578 条 契約上の義務を履行しない旨を当事者の一方が明確に表示し、又は自己の行為により表明した場合には、相手方は、履行期間満了の前に、当該当事者に対し違約責任を負うよう請求することができる。

第 579 条 当事者の一方が代金、報酬、賃料若しくは利息を支払わず、又はその他の金銭債務を履行しない場合には、相手方は、当該当事者に対し支払うよう請求することができる。

第 580 条 当事者の一方が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が約定に適合しない場合には、相手方は、履行するよう請求することができる。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。

- (一) 法律上又は事実上履行することができないとき。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

(三) 債権人在合理期限内未请求履行。

有前款规定的除外情形之一，致使不能实现合同目的的，人民法院或者仲裁机构可以根据当事人的请求终止合同权利义务关系，但是不影响违约责任的承担。

第五百八十一条 当事人一方不履行债务或者履行债务不符合约定，根据债务的性质不得强制履行的，对方可以请求其负担由第三人替代履行的费用。

第五百八十二条 履行不符合约定的，应当按照当事人的约定承担违约责任。对违约责任没有约定或者约定不明确，依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的，受损害方根据标的的性质以及损失的大小，可以合理选择请求对方承担修理、重作、更换、退货、减少价款或者报酬等违约责任。

第五百八十三条 当事人一方不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定的，在履行义务或者采取补救措施后，对方还有其他损失的，应当赔偿损失。

第五百八十四条 当事人一方不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定，造成对方损失的，损失赔偿额应当相当于因违约所造成的损失，包括合同履行后可以获得的利益；但是，不得超过违约一方订立合同时预见到或者应当预见到的因违约可能造成的损失。

第五百八十五条 当事人可以约定一方违约时应当根据违约情况向对方支付一定数额的违约金，也可以约定因违约产生的损失赔偿额的计算方法。

约定的违约金低于造成的损失的，人民法院或者仲裁机构可以根据当事人的请求予以增加；约定的违约金过分高于造成的损失的，人民法院或者仲裁机构可以根据当事人的请求予以适当减少。

当事人就迟延履行约定违约金的，违约方支付违约金后，还应当履行债务。

第五百八十六条 当事人可以约定一方向对方给付定金作为债权的担保。定金合同自实际交付定金时成立。

定金的数额由当事人约定；但是，不得超过主合同标的额的百分之二十，超过部分不产生定金的效力。实际交付的定金

(二) 債務の目的が強制履行に適さず、又は履行費用が高すぎるとき。

(三) 債権者が合理的な期間内に履行を請求しないとき。

前項に定める除外事由の1つがあり、契約の目的が実現不能となった場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき契約の権利義務関係を終了させることができる。ただし、違約責任の負担には影響しない。

第 581 条 当事者の一方が債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合せず、債務の性質に基づき強制履行してはならない場合には、相手方は、第三者が代替履行する費用を負担するよう当該当事者に請求することができる。

第 582 条 履行が約定に適合しない場合には、当事者の約定に従い違約責任を負わなければならない。違約責任について約定せず、又は約定が明確でなく、第 511 条の規定によってもなお確定することができない場合には、損害を受けた当事者は、目的の性質及び損害の大小に基づき、修理、再製作、交換、返品又は代金若しくは報酬の減少等の違約責任を負うよう、合理的に選択して相手方に請求することができる。

第 583 条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合しない場合において、義務を履行し、又は救済措置を講じた後に、相手方になおその他の損害があるときは、損害を賠償しなければならない。

第 584 条 当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合せず、相手方に損害をもたらした場合には、損害賠償額は、違約によりもたらされる損害に相当しなければならない。これには、契約履行後に取得することができる利益を含む。ただし、違約した一方が契約締結の際に予見し、又は予見するべき、違約に起因してもたらされる可能性のある損害を超えてはならない。

第 585 条 当事者は、一方が違約した際に違約状況に基づき相手方に対し一定金額の違約金を支払うべき旨を約定することができ、また、違約に起因して生ずる損害賠償額の計算方法を約定することもできる。

約定された違約金もたらされた損害を下回る場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき増額をすることができる。約定された違約金もたらされた損害を過分に上回る場合には、人民法院又は仲裁機構は、当事者の請求に基づき適当な減額をすることができる。

当事者が履行遅延について違約金を約定している場合には、違約当事者は、違約金を支払った後に、更に債務を履行しなければならない。

第 586 条 当事者は、一方が相手方に対して手付金を給付して債権の担保とする旨を約定することができる。手付金契約は、手付金を実際に交付した時に成立する。

手付金の金額は、当事者が約定する。ただし、主たる契約

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

数额多于或者少于约定数额的, 视为变更约定的定金数额。

第五百八十七条 债务人履行债务的, 定金应当抵作价款或者收回。给付定金的一方不履行债务或者履行债务不符合约定, 致使不能实现合同目的的, 无权请求返还定金; 收受定金的一方不履行债务或者履行债务不符合约定, 致使不能实现合同目的的, 应当双倍返还定金。

第五百八十八条 当事人既约定违约金, 又约定定金的, 一方违约时, 对方可以选择适用违约金或者定金条款。

定金不足以弥补一方违约造成的损失, 对方可以请求赔偿超过定金数额的损失。

第五百八十九条 债务人按照约定履行债务, 债权人无正当理由拒绝受领的, 债务人可以请求债权人赔偿增加的费用。

在债权人受领迟延期间, 债务人无须支付利息。

第五百九十条 当事人一方因不可抗力不能履行合同的, 根据不可抗力的影响, 部分或者全部免除责任, 但是法律另有规定的除外。因不可抗力不能履行合同的, 应当及时通知对方, 以减轻可能给对方造成的损失, 并应当在合理期限内提供证明。

当事人迟延履行后发生不可抗力的, 不免除其违约责任。

第五百九十一条 当事人一方违约后, 对方应当采取适当措施防止损失的扩大; 没有采取适当措施致使损失扩大的, 不得就扩大的损失请求赔偿。

当事人因防止损失扩大而支出的合理费用, 由违约方负担。

第五百九十二条 当事人都违反合同的, 应当各自承担相应的责任。

当事人一方违约造成对方损失, 对方对损失的发生有过错的, 可以减少相应的损失赔偿额。

第五百九十三条 当事人一方因第三人的原因造成违约的, 应当依法向对方承担违约责任。当事人一方和第三人之间的

的目的额的 100 分の 20 を超えてはならない。超える部分は、手付金の効力を生じない。実際に交付される手付金の金額が約定された金額を上回り、又は下回る場合には、約定された手付金の金額を変更したものとみなす。

第 587 条 債務者が債務を履行した場合には、手付金は、これを代金に充当し、又は回収しなければならない。手付金を給付する一方は、債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合せず、契約目的が実現不能となった場合には、手付金の返還を請求する権利を有しない。手付金を收受する一方は、債務を履行せず、又は債務の履行が約定に適合せず、契約の目的が実現不能となった場合には、手付金を 2 倍にして返還しなければならない。

第 588 条 当事者が違約金を約定し、かつ、手付金を約定している場合において、一方が違約したときは、相手方は、違約金又は手付金の条項を選択して適用することができる。

手付金が一方向の違約によりもたらされた損害を補填するのに不足する場合には、相手方は、手付金の金額を超える損害を賠償するよう請求することができる。

第 589 条 債務者が約定に従い債務を履行し、債権者が正当な理由なく受領を拒絶する場合には、債務者は、債権者に対し増加した費用を賠償するよう請求することができる。

債権者が受領を遅延した期間において、債務者は、利息を支払う必要がない。

第 590 条 当事者の一方が不可抗力により契約を履行することができない場合には、不可抗力の影響に基づき、責任の一部又は全部を免除する。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。不可抗力により契約を履行することができない場合には、遅滞なく相手方に通知し、もって相手方にもたらされるおそれがある損害を軽減しなければならず、かつ、合理的な期間内に証明を提供しなければならない。

当事者が履行を遅延した後不可抗力が発生した場合には、その違約責任を免除しない。

第 591 条 当事者の一方が違約した後において、相手方は、適当な措置を講じて損害の拡大を防止しなければならない。適当な措置を講じないで損害を拡大させた場合には、拡大した損害について賠償を請求してはならない。

当事者が損害拡大の防止により支出した合理的な費用は、違約当事者が負担する。

第 592 条 当事者がいずれも契約に違反した場合には、各自が相応する責任を負わなければならない。

当事者の一方の違約により相手方に損害をもたらした場合において、相手方に損害の発生について故意・過失があるときは、相応する損害賠償額を減少させることができる。

第 593 条 当事者の一方が第三者の原因により違約をもたらした場合には、法により相手方に対し違約責任を負わなければ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

纠纷, 依照法律规定或者按照约定处理。

第五百九十四条 因国际货物买卖合同和技术进出口合同争议提起诉讼或者申请仲裁的时效期间为四年。

第二分编 典型合同

第九章 买卖合同

第五百九十五条 买卖合同是出卖人转移标的物的所有权于买受人, 买受人支付价款的合同。

第五百九十六条 买卖合同的内容一般包括标的物的名称、数量、质量、价款、履行期限、履行地点和方式、包装方式、检验标准和方法、结算方式、合同使用的文字及其效力等条款。

第五百九十七条 因出卖人未取得处分权致使标的物所有权不能转移的, 买受人可以解除合同并请求出卖人承担违约责任。

法律、行政法规禁止或者限制转让的标的物, 依照其规定。

第五百九十八条 出卖人应当履行向买受人交付标的物或者交付提取标的物的单证, 并转移标的物所有权的义务。

第五百九十九条 出卖人应当按照约定或者交易习惯向买受人交付提取标的物单证以外的有关单证和资料。

第六百条 出卖具有知识产权的标的物的, 除法律另有规定或者当事人另有约定外, 该标的物的知识产权不属于买受人。

第六百零一条 出卖人应当按照约定的时间交付标的物。约定交付期限的, 出卖人可以在该交付期限内的任何时间交付。

第六百零二条 当事人没有约定标的物的交付期限或者约定不明确的, 适用本法第五百一十条、第五百一十一条第四项的规定。

第六百零三条 出卖人应当按照约定的地点交付标的物。

当事人没有约定交付地点或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 适用下列规定:

(一) 标的物需要运输的, 出卖人应当将标的物交付给第一承运人以运交给买受人;

(二) 标的物不需要运输, 出卖人和买受人订立合同时知道标的物在某一地点的, 出卖人应当在该地点交付标的物; 不知道标的物在某一地点的, 应当在出卖人订立合同时的营业地交付标的物。

ならない。当事者の一方と第三者との間の紛争は、法律の規定により、又は約定に従い処理する。

第 594 条 国際貨物売買契約及び技術輸出入契約紛争により訴えを提起し、又は仲裁を申し立てる時効期間は、4 年とする。

第 2 部 典型契約

第 9 章 売買契約

第 595 条 売買契約は、売主が目的物の所有権を買主に移転し、買主が代金を支払う契約である。

第 596 条 売買契約の内容には、一般に目的物の名称、数量、品質、代金、履行期間、履行の場所及び方式、包装方式、検査標準及び方法、決済方式、契約に使用される言語及びその効力等の条項を含む。

第 597 条 売主が処分権を取得しないことにより目的物の所有権が移転不能となった場合には、買主は、契約を解除し、かつ、売主に対し違約責任を負うよう請求することができる。

法律又は行政法規により譲渡が禁止され、又は制限される目的物については、当該規定による。

第 598 条 売主は、買主に対し目的物を引き渡し、又は目的物の引取りにかかる書類を交付し、かつ、目的物の所有権を移転する義務を履行しなければならない。

第 599 条 売主は、約定又は取引慣習に従い、買主に対し目的物の引取りにかかる書類以外の関係書類及び資料を交付しなければならない。

第 600 条 知的財産権を有する目的物を売却する場合には、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定があるときを除き、当該目的物の知的財産権は、買主に属しない。

第 601 条 売主は、約定された時に従い目的物を引き渡さなければならない。引渡期間が約定されている場合には、売主は、当該引渡期間内のいかなる時でも引き渡すことができる。

第 602 条 当事者が目的物の引渡期間について約定せず、又は約定が明確でない場合には、第 510 条又は第 511 条第(四)号の規定を適用する。

第 603 条 売主は、約定された場所に従い、目的物を引き渡さなければならない。

当事者が引渡場所について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、次に掲げる規定を適用する。

(一) 目的物について運送する必要がある場合には、売主は、買主に運送して引き渡すため、目的物を第一運送人に引き渡さなければならない。

(二) 目的物について運送する必要がなく、売主及び買主が契約を締結する際に目的物が特定の場所にあることを知る場合には、売主は、当該場所において目的物を引き渡さなければ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第六百零四条 标的物毀損、灭失的风险，在标的物交付之前由出卖人承担，交付之后由买受人承担，但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

第六百零五条 因买受人的原因致使标的物未按照约定的期限交付的，买受人应当自违反约定时起承担标的物毀損、灭失的风险。

第六百零六条 出卖人出卖交由承运人运输的在途标的物，除当事人另有约定外，毀損、灭失的风险自合同成立时起由买受人承担。

第六百零七条 出卖人按照约定将标的物运送至买受人指定地点并交付给承运人后，标的物毀損、灭失的风险由买受人承担。

当事人没有约定交付地点或者约定不明确，依据本法第六百零三条第二款第一項的规定标的物需要运输的，出卖人将标的物交付给第一承运人后，标的物毀損、灭失的风险由买受人承担。

第六百零八条 出卖人按照约定或者依据本法第六百零三条第二款第二項的规定将标的物置于交付地点，买受人违反约定没有收取的，标的物毀損、灭失的风险自违反约定时起由买受人承担。

第六百零九条 出卖人按照约定未交付有关标的物的单证和资料的，不影响标的物毀損、灭失风险的转移。

第六百一十条 因标的物不符合质量要求，致使不能实现合同目的的，买受人可以拒绝接受标的物或者解除合同。买受人拒绝接受标的物或者解除合同的，标的物毀損、灭失的风险由出卖人承担。

第六百一十一条 标的物毀損、灭失的风险由买受人承担的，不影响因出卖人履行义务不符合约定，买受人请求其承担违约责任的权利。

第六百一十二条 出卖人就交付的标的物，负有保证第三人对该标的物不享有任何权利的义务，但是法律另有规定的除外。

第六百一十三条 买受人订立合同时知道或者应当知道第三

ならない。目的物が特定の場所にあることを知らない場合には、契約を締結した際の売主の営業地において目的物を引き渡さなければならない。

第 604 条 目的物の毀損又は滅失にかかるリスクについては、目的物の引渡しの前は売主が引き受け、引渡し後は買主が引き受ける。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 605 条 買主の原因により約定された期間にどおりに目的物を引き渡すことができなくなった場合には、買主は、約定に違反した時から目的物の毀損又は滅失にかかるリスクを引き受けなければならない。

第 606 条 売主が運送人に引き渡して運送させている途中の目的物を売却した場合には、当事者に別段の約定がある場合を除き、毀損又は滅失にかかるリスクは、契約成立の時から買主がこれを引き受ける。

第 607 条 売主が約定に従い目的物を買主の指定する場所まで運送し、かつ、運送人に引き渡した後は、目的物の毀損又は滅失にかかるリスクは、買主がこれを引き受ける。

当事者が引渡場所について約定せず、又は約定が明確でなく、第 603 条第 2 項第(一)号の規定により目的物について運送する必要がある場合において、売主が目的物を第一運送人に引き渡した後は、目的物の毀損又は滅失にかかるリスクは、買主がこれを引き受ける。

第 608 条 売主が約定に従い、又は第 603 条第 2 項第(二)号の規定により目的物を引渡場所に置いた場合において、買主が約定に違反して受領しなかったときは、目的物の毀損又は滅失にかかるリスクは、約定に違反した時から買主がこれを引き受ける。

第 609 条 売主が約定に従い目的物に関する書類及び資料を交付しない場合にも、目的物の毀損又は滅失にかかるリスクの移転に影響しない。

第 610 条 目的物が品質上の要求に適合しないことにより契約の目的が実現不能となった場合には、買主は、目的物の受取りを拒絶し、又は契約を解除することができる。買主が目的物の受取りを拒絶し、又は契約を解除した場合には、目的物の毀損又は滅失にかかるリスクは、売主がこれを引き受ける。

第 611 条 目的物の毀損又は滅失にかかるリスクを買主が引き受ける場合には、売主による義務の履行が約定に適合しないことにより、買主が当該売主に対し違約責任を負うよう請求する権利に影響しない。

第 612 条 売主は、引き渡す目的物について、第三者が当該目的物に対しいかなる権利も享有しない旨を保証する義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。

第 613 条 売買の目的物について第三者が権利を享有するこ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

人对买卖的标的物享有权利的, 出卖人不承担前条规定的义务。

第六百一十四条 买受人有确切证据证明第三人对标的物享有权利的, 可以中止支付相应的价款, 但是出卖人提供适当担保的除外。

第六百一十五条 出卖人应当按照约定的质量要求交付标的物。出卖人提供有关标的物的质量说明的, 交付的标的物应当符合该说明的质量要求。

第六百一十六条 当事人对标的物的质量要求没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 适用本法第五百一十一条第一项的规定。

第六百一十七条 出卖人交付的标的物不符合质量要求的, 买受人可以依据本法第五百八十二条至第五百八十四条的规定请求承担违约责任。

第六百一十八条 当事人约定减轻或者免除出卖人对标的物的瑕疵承担的责任, 因出卖人故意或者重大过失不告知买受人标的物的瑕疵的, 出卖人无权主张减轻或者免除责任。

第六百一十九条 出卖人应当按照约定的包装方式交付标的物。对包装方式没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 应当按照通用的方式包装; 没有通用方式的, 应当采取足以保护标的物且有利于节约资源、保护生态环境的包装方式。

第六百二十条 买受人收到标的物时应当在约定的检验期限内检验。没有约定检验期限的, 应当及时检验。

第六百二十一条 当事人约定检验期限的, 买受人应当在检验期限内将标的物的数量或者质量不符合约定的情形通知出卖人。买受人怠于通知的, 视为标的物的数量或者质量符合约定。

当事人没有约定检验期限的, 买受人应当在发现或者应当发现标的物的数量或者质量不符合约定的合理期限内通知出卖人。买受人在合理期限内未通知或者自收到标的物之日起二年内未通知出卖人的, 视为标的物的数量或者质量符合约定; 但是, 对标的物有质量保证期的, 适用质量保证期, 不适用该二年的规定。

出卖人知道或者应当知道提供的标的物不符合约定的, 买受人不受前两款规定的通知时间的限制。

とを買主が契約を締結する際に知り、又は知るべき場合には、売主は、前条所定の義務を負わない。

第 614 条 買主は、目的物について第三者が権利を享有することを証明する確実・適切な証拠を有する場合には、対応する代金の支払いを中止することができる。ただし、売主が適当な担保を提供する場合を除く。

第 615 条 売主は、約定された品質上の要求に従い目的物を引き渡さなければならない。売主が目的物の品質に関する説明を提供する場合には、引き渡される目的物は、当該説明の品質上の要求に適合しなければならない。

第 616 条 当事者が目的物の品質上の要求について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、第 511 条第(一)号の規定を適用する。

第 617 条 売主が引き渡す目的物が品質上の要求に適合しない場合には、買主は、第 582 条から第 584 条の規定により违约责任を負うよう請求することができる。

第 618 条 目的物の瑕疵に対し売主が負う責任を軽減し、又は免除する旨を当事者が約定する場合において、売主の故意又は重大な過失により買主に目的物の瑕疵を告知しないときは、売主は、責任の軽減又は免除を主張する権利を有しない。

第 619 条 売主は、約定された包装方式に従い目的物を引き渡さなければならない。包装方式について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、一般的な方式に従い包装しなければならない。一般的な方式がない場合には、目的物を保護するのに足り、かつ、資源の節約及び生態環境の保護に資する包装方式を採用しなければならない。

第 620 条 買主は、目的物を受領する際には、約定された検査期間内に検査しなければならない。検査期間を約定していない場合には、遅滞なく検査しなければならない。

第 621 条 当事者が検査期間を約定している場合には、買主は、検査期間内に目的物の数量又は品質が約定に適合しない状況を売主に通知しなければならない。買主が通知を怠った場合には、目的物の数量又は品質は、約定に適合するものとみなす。

当事者が検査期間を約定していない場合には、買主は、目的物の数量又は品質が約定に適合しないことを発見し、又は発見するべき合理的な期間内に売主に通知しなければならない。買主が売主に合理的な期間内に通知せず、又は目的物受領の日から2年以内に通知しなかった場合には、目的物の数量又は品質が約定に適合するものとみなす。ただし、目的物に品質保証期間があるときは、品質保証期間を適用し、当該2年の規定を適用しない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第六百二十二条 当事人约定的检验期限过短, 根据标的物的性质和交易习惯, 买受人在检验期限内难以完成全面检验的, 该期限仅视为买受人对标的物的外观瑕疵提出异议的期限。

约定的检验期限或者质量保证期短于法律、行政法规规定期限的, 应当以法律、行政法规规定的期限为准。

第六百二十三条 当事人对检验期限未作约定, 买受人签收的送货单、确认单等载明标的物数量、型号、规格的, 推定买受人已经对数量和外观瑕疵进行检验, 但是有相关证据足以推翻的除外。

第六百二十四条 出卖人依照买受人的指示向第三人交付标的物, 出卖人和买受人约定的检验标准与买受人和第三人约定的检验标准不一致的, 以出卖人和买受人约定的检验标准为准。

第六百二十五条 依照法律、行政法规的规定或者按照当事人的约定, 标的物在有效使用年限届满后应予回收的, 出卖人负有自行或者委托第三人对该标的物予以回收的义务。

第六百二十六条 买受人应当按照约定的数额和支付方式支付价款。对价款的数额和支付方式没有约定或者约定不明确的, 适用本法第五百一十条、第五百一十一条第二项和第五项的规定。

第六百二十七条 买受人应当按照约定的地点支付价款。对支付地点没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 买受人应当在出卖人的营业地支付; 但是, 约定支付价款以交付标的物或者交付提取标的物单证为条件的, 在交付标的物或者交付提取标的物单证的所在地支付。

第六百二十八条 买受人应当按照约定的时间支付价款。对支付时间没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 买受人应当在收到标的物或者提取标的物单证的同时支付。

第六百二十九条 出卖人多交标的物的, 买受人可以接收或者拒绝接收多交的部分。买受人接收多交部分的, 按照约定的价格支付价款; 买受人拒绝接收多交部分的, 应当及时通知出卖人。

提供する目的物が約定に適合しないことを売主が知り、又は知るべき場合には、買主は、前二項所定の通知期間の制限を受けない。

第 622 条 当事者が約定する検査期間が短すぎ、目的物の性質及び取引慣習に基づき、買主が検査期間内に全面検査を完了するのが困難である場合には、当該期間は、買主が目的物の外観の瑕疵のみについて異議を提起する期間とみなす。

約定された検査期間又は品質保証期間が法律又は行政法規所定の期間を下回る場合には、法律又は行政法規所定の期間を基準とする。

第 623 条 当事者が検査期間について約定しない場合において、買主が署名受領した貨物送付書、確認書等に目的物の数量、型式及び規格が明記されている場合には、買主が既に数量及び外観の瑕疵について検査をしているものと推定する。ただし、これを覆すのに足る関連証拠がある場合を除く。

第 624 条 売主が買主の指示により第三者に対し目的物を引き渡す場合において、売主及び買主が約定する検査標準が買主及び第三者の約定する検査標準と一致しないときは、売主及び買主が約定する検査標準を基準とする。

第 625 条 法律若しくは行政法規の規定により、又は当事者の約定に従い、目的物につき有効な使用年限が満了した後に回収をするべき場合には、売主は、自ら又は第三者に委託して目的物について回収をする義務を負う。

第 626 条 買主は、約定された金額及び支払方式により代金を支払わなければならない。代金の金額及び支払方式について約定せず、又は約定が明確でない場合には、第 510 条並びに第 511 条第(二)号及び第(五)号の規定を適用する。

第 627 条 買主は、約定された場所に従い代金を支払わなければならない。支払場所について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、買主は、売主の営業地において支払わなければならない。ただし、代金支払いについて目的物の引渡し又は目的物の引取りにかかる書類の交付を条件とする旨を約定している場合には、引き渡される目的物又は交付される目的物の引取りにかかる書類の所在地において支払う。

第 628 条 買主は、約定された時に従い代金を支払わなければならない。支払いの時について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、買主は、目的物又は目的物の引取りにかかる書類を受領すると同時に支払わなければならない。

第 629 条 売主が目的物を過剰に引き渡した場合には、買主は、過剰に引き渡された部分を受け入れ、又はその受け入れを拒絶することができる。買主は、過剰に引き渡された部分を受け入れる場合には、約定された価格に従い代金を支払う。買主

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第六百三十条 标的物在交付之前产生的孳息，归出卖人所有；交付之后产生的孳息，归买受人所有。但是，当事人另有约定的除外。

第六百三十一条 因标的物的主物不符合约定而解除合同的，解除合同的效力及于从物。因标的物的从物不符合约定被解除的，解除的效力不及于主物。

第六百三十二条 标的物为数物，其中一物不符合约定的，买受人可以就该物解除。但是，该物与他物分离使标的物的价值显受损害的，买受人可以就数物解除合同。

第六百三十三条 出卖人分批交付标的物的，出卖人对其中一批标的物不交付或者交付不符合约定，致使该批标的物不能实现合同目的的，买受人可以就该批标的物解除。

出卖人不交付其中一批标的物或者交付不符合约定，致使之后其他各批标的物的交付不能实现合同目的的，买受人可以就该批以及之后其他各批标的物解除。

买受人如果就其中一批标的物解除，该批标的物与其他各批标的物相互依存的，可以就已经交付和未交付的各批标的物解除。

第六百三十四条 分期付款的买受人未支付到期价款的数额达到全部价款的五分之一，经催告后在合理期限内仍未支付到期价款的，出卖人可以请求买受人支付全部价款或者解除合同。

出卖人解除合同的，可以向买受人请求支付该标的物的使用费。

第六百三十五条 凭样品买卖的当事人应当封存样品，并可以对样品质量予以说明。出卖人交付的标的物应当与样品及其说明的质量相同。

第六百三十六条 凭样品买卖的买受人不知道样品有隐蔽瑕疵的，即使交付的标的物与样品相同，出卖人交付的标的物的质量仍然应当符合合同种物的通常标准。

第六百三十七条 试用买卖的当事人可以约定标的物的试用

は、過剰に引き渡された部分の受入れを拒絶する場合には、遅滞なく売主へ通知しなければならない。

第 630 条 引き渡される前に目的物が生ずる果実は、売主の所有に帰属する。引き渡された後に生ずる果実は、買主の所有に帰属する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 631 条 目的物の主物が約定に適合しないことにより契約を解除する場合には、契約解除の効力は、従物に及ぶ。目的物の従物が約定に適合しないことにより解除された場合には、解除の効力は、主物に及ばない。

第 632 条 目的物が複数の物であり、そのうちの 1 つの物が約定に適合しない場合には、買主は、当該物について解除することができる。ただし、当該物と他の物とが分離することにより目的物の価値が明らかに損害を受けることになるときは、当事者は、複数の物について契約を解除することができる。

第 633 条 売主が目的物を分割して引き渡す場合において、売主がそのうちの 1 回の目的物について引き渡さず、又はその引渡しに約定に適合しないことにより、当該回の目的物について契約の目的が実現不能になったときは、買主は、当該回の目的物について解除することができる。

売主がそのうちの 1 回の目的物を引き渡さず、又は引渡しに約定に適合しないことにより、以後の他の各回の目的物の引渡しについて契約の目的を実現不能にした場合には、買主は、当該回及び以後の他の各回の目的物について解除することができる。

買主は、そのうちの 1 回の目的物について解除する場合において、当該回の目的物が他の各回の目的物と相互に依存するときは、既に引き渡し、及び未だ引き渡していない各回の目的物について解除することができる。

第 634 条 代金を分割して支払う買主による期限到来代金の未払金額が全部の代金の 5 分の 1 に到達し、催告を経た後の合理的な期限内になお期限到来代金を支払わない場合には、売主は、買主に対し全部の代金を支払うよう請求し、又は契約を解除することができる。

売主は、契約を解除する場合には、買主に対し当該目的物の使用料を支払うよう請求することができる。

第 635 条 見本売買の当事者は、見本を封印して保管しなければならない。かつ、見本の品質について説明をすることができる。売主が引き渡す目的物は、見本及び当該売主が説明した品質と同一でなければならない。

第 636 条 見本売買の買主が見本に隠れた瑕疵のあることを知らない場合には、引き渡された目的物が見本と同一であっても、売主の引き渡した目的物の品質は、なお同種の物の通常の標準に適合しなければならない。

第 637 条 試用売買の当事者は、目的物の試用期間を約定す

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

期限。对试用期限没有约定或者约定不明确，依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的，由出卖人确定。

第六百三十八条 试用买卖的买受人在试用期内可以购买标的物，也可以拒绝购买。试用期限届满，买受人对是否购买标的物未作表示的，视为购买。

试用买卖的买受人在试用期内已经支付部分价款或者对标的物实施出卖、出租、设立担保物权等行为的，视为同意购买。

第六百三十九条 试用买卖的当事人对标的物使用费没有约定或者约定不明确的，出卖人无权请求买受人支付。

第六百四十条 标的物在试用期内毁损、灭失的风险由出卖人承担。

第六百四十一条 当事人可以在买卖合同中约定买受人未履行支付价款或者其他义务的，标的物的所有权属于出卖人。

出卖人对标的物保留的所有权，未经登记，不得对抗善意第三人。

第六百四十二条 当事人约定出卖人保留合同标的物的所有权，在标的物所有权转移前，买受人有下列情形之一，造成出卖人损害的，除当事人另有约定外，出卖人有权取回标的物：

(一)未按照约定支付价款，经催告后在合理期限内仍未支付；

(二)未按照约定完成特定条件；

(三)将标的物出卖、出质或者作出其他不当处分。

出卖人可以与买受人协商取回标的物；协商不成的，可以参照适用担保物权的实现程序。

第六百四十三条 出卖人依据前条第一款的规定取回标的物后，买受人在双方约定或者出卖人指定的合理回赎期限内，消除出卖人取回标的物的事由的，可以请求回赎标的物。

买受人在回赎期限内没有回赎标的物，出卖人可以以合理价格将标的物出卖给第三人，出卖所得价款扣除买受人未支付的价款以及必要费用后仍有剩余的，应当返还买受人；不足部分由买受人清偿。

第六百四十四条 招标投标买卖的当事人的权利和义务以及招标投标程序等，依照有关法律、行政法规的规定。

ることができる。試用期間について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、売主がこれを確定する。

第 638 条 試用売買の買主は、試用期間内に、目的物を購入することができ、また、購入を拒絶することもできる。試用期間が満了し、買主が目的物を購入するか否かについて表示をしない場合には、購入したものとみなす。

試用売買の買主が試用期間内に既に代金の一部を支払い、又は目的物について売却、賃貸、担保物権の設定等の行為を実施している場合には、購入に同意したものとみなす。

第 639 条 試用売買の当事者が目的物の使用料について約定せず、又は約定が明確でない場合には、売主は、買主に対し支払うよう請求する権利を有しない。

第 640 条 目的物の試用期間内における毀損又は滅失にかかるリスクは、売主がこれを引き受ける。

第 641 条 当事者は、売買契約中に、買主が代金支払いその他の義務を履行しない場合には、目的物の所有権が売主に帰属する旨を約定することができる。

売主が目的物について保留する所有権は、登記を経ない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 642 条 売主が契約目的物の所有権を保留する旨を当事者が約定する場合において、目的物の所有権が移転する前に、買主に次に掲げる事由の 1 つがあり、売主に損害をもたらしたときは、当事者に別段の約定がある場合を除き、売主は、目的物を取り戻す権利を有する。

(一)約定どおりに代金を支払わず、催告を経た後の合理的な期間内になお支払わないとき。

(二)約定どおりに特定の条件を完了しないとき。

(三)目的物について売却し、質入れし、又はその他の不当な処分をしたとき。

売主は、買主と協議して目的物を取り戻すことができる。協議が調わない場合には、担保物権の実現手続を参照して適用することができる。

第 643 条 売主が前条第 1 項の規定により目的物を取り戻した後、買主は、双方の約定する、又は売主の指定する合理的な買戻期間内に、売主による目的物の取戻しにかかる事由を除去した場合には、目的物の買戻しを請求することができる。

買主が買戻期間内に目的物を買戻さない場合には、売主は、合理的な価格により目的物を第三者に売却することができ、売却により取得した代金から買主の未払いの代金及び必要費用を控除した後になお残余がある場合には、買主に返還しなければならない。不足する部分は、買主がこれを弁済する。

第 644 条 入札募集・入札による売買の当事者の権利及び義務並びに入札募集・入札の手続等については、関係する法律及び行政法規の規定による。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第六百四十五条 拍卖的当事人的权利和义务以及拍卖程序等, 依照有关法律、行政法规的规定。

第六百四十六条 法律对其他有偿合同有规定的, 依照其规定; 没有规定的, 参照适用买卖合同的有关规定。

第六百四十七条 当事人约定易货交易, 转移标的物的所有权的, 参照适用买卖合同的有关规定。

第十章 供用电、水、气、热力合同

第六百四十八条 供用电合同是供电人向用电人供电, 用电人支付电费的合同。

向社会公众供电的供电人, 不得拒绝用电人合理的订立合同要求。

第六百四十九条 供用电合同的内容一般包括供电的方式、质量、时间, 用电容量、地址、性质, 计量方式, 电价、电费的结算方式, 供用电设施的维护责任等条款。

第六百五十条 供用电合同的履行地点, 按照当事人约定; 当事人没有约定或者约定不明确的, 供电设施的产权分界处为履行地点。

第六百五十一条 供电人应当按照国家规定的供电质量标准 and 约定安全供电。供电人未按照国家规定的供电质量标准 and 约定安全供电, 造成用电人损失的, 应当承担赔偿责任。

第六百五十二条 供电人因供电设施计划检修、临时检修、依法限电或者用电人违法用电等原因, 需要中断供电时, 应当按照国家有关规定事先通知用电人; 未事先通知用电人中断供电, 造成用电人损失的, 应当承担赔偿责任。

第六百五十三条 因自然灾害等原因断电, 供电人应当按照国家有关规定及时抢修; 未及时抢修, 造成用电人损失的, 应当承担赔偿责任。

第六百五十四条 用电人应当按照国家有关规定和当事人的约定及时支付电费。用电人逾期不支付电费的, 应当按照约定支付违约金。经催告用电人在合理期限内仍不支付电费和违约金的, 供电人可以按照国家规定的程序中止供电。

供电人依据前款规定中止供电的, 应当事先通知用电人。

第 645 条 競売の当事者の権利及び義務並びに競売の手続等については、関係する法律及び行政法規の規定による。

第 646 条 その他の有償契約について法律に定めがある場合には、当該定めによる。定めがない場合には、売買契約の関係規定を参照して適用する。

第 647 条 当事者がバーター取引を約定し、目的物の所有権を移転する場合には、売買契約の関係規定を参照して適用する。

第 10 章 電力、水、ガス及び熱力供給使用契約

第 648 条 電力供給使用契約は、電力供給者が電力使用者に対し電力を供給し、電力使用者が電気料金を支払う契約である。

社会公衆に対し電力を供給する電力供給者は、契約締結にかかる電力使用者の合理的な要求を拒絶してはならない。

第 649 条 電力供給使用契約の内容には、一般に電力供給の方式、品質及び時間、電力使用容量、住所及び性質、計量方式、電力価格及び電気料金の決済方式並びに電力供給使用施設の維持保護責任等の条項を含む。

第 650 条 電力供給使用契約の履行場所については、当事者の約定に従う。当事者が約定せず、又は約定が明確でない場合には、電力供給施設の所有権区分境界地点を履行場所とする。

第 651 条 電力供給者は、国の定める電力供給品質標準及び約定に従い安全に電力を供給しなければならない。電力供給者は、国の定める電力供給品質標準及び約定どおりに安全に電力を供給しないで電力使用者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 652 条 電力供給者は、電力供給施設の計画的な検査修理、臨時の検査修理、法による電力制限又は電力使用者の違法な電力使用等の原因により電力供給を中断する必要がある場合には、国の関係規定に従い事前に電力使用者に通知しなければならない。事前に電力使用者に通知しないで電力供給を中断して電力使用者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 653 条 自然災害等の原因により電力供給が中断された場合には、電力供給者は、国の関係規定に従い、遅滞なく緊急修理しなければならない。遅滞なく緊急修理しないで電力使用者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 654 条 電力使用者は、国の関係規定及び当事者の約定に従い遅滞なく電気料金を支払わなければならない。電力使用者は、期限を徒過して電気料金を支払わなかった場合には、約定に従い違約金を支払わなければならない。催告を経て電力使用者が合理的な期間内になお電気料金及び違約金を支払わ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第六百五十五条 用电人应当按照国家有关规定和当事人的约定安全、节约和计划用电。用电人未按照国家有关规定和当事人的约定用电，造成供电人损失的，应当承担赔偿责任。

第六百五十六条 供水、供气、供热合同，参照适用供用电合同的有关规定。

第十一章 赠与合同

第六百五十七条 赠与合同是赠与人将自己的财产无偿给予受赠人，受赠人表示接受赠与的合同。

第六百五十八条 赠与人在赠与财产的权利转移之前可以撤销赠与。

经过公证的赠与合同或者依法不得撤销的具有救灾、扶贫、助残等公益、道德义务性质的赠与合同，不适用前款规定。

第六百五十九条 赠与的财产依法需要办理登记或者其他手续的，应当办理有关手续。

第六百六十条 经过公证的赠与合同或者依法不得撤销的具有救灾、扶贫、助残等公益、道德义务性质的赠与合同，赠与人不交付赠与财产的，受赠人可以请求交付。

依据前款规定应当交付的赠与财产因赠与人故意或者重大过失致使毁损、灭失的，赠与人应当承担赔偿责任。

第六百六十一条 赠与可以附义务。

赠与附义务的，受赠人应当按照约定履行义务。

第六百六十二条 赠与的财产有瑕疵的，赠与人不承担责任。附义务的赠与，赠与的财产有瑕疵的，赠与人在附义务的限度内承担与出卖人相同的责任。

赠与人故意不告知瑕疵或者保证无瑕疵，造成受赠人损失的，应当承担赔偿责任。

第六百六十三条 受赠人有下列情形之一的，赠与人可以撤销赠与：

ない場合には、電力供給者は、国の定める手続に従い電力供給を中止することができる。

電力供給者は、前項の規定により電力供給を中止する場合には、電力使用者に事前に通知しなければならない。

第 655 条 電力使用者は、国の関係規定及び当事者の約定に従い安全に、節約して、及び計画的に電力を使用しなければならない。電力使用者は、国の関係規定及び当事者の約定どおりに電力を使用しないで電力供給者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 656 条 水供給使用、ガス供給使用及び熱力供給使用契約については、電力供給使用契約の関係規定を参照して適用する。

第 11 章 贈与契約

第 657 条 贈与契約は、贈与者が自己の財産を受贈者に無償で与え、受贈者が贈与を受け取る旨を表示する契約である。

第 658 条 贈与者は、贈与財産の権利が移転する前において、贈与を取り消すことができる。

公証を経た贈与契約又は法により取り消してはならない災害救助、貧困援助、障害者援助等の公益又は道徳的義務の性質を有する贈与契約には、前項の規定を適用しない。

第 659 条 贈与にかかる財産について法により登記その他の手続をすることが必要である場合には、関係手続をしなければならない。

第 660 条 公証を経た贈与契約又は法により取り消してはならない災害救助、貧困援助、障害者援助等の公益又は道徳的義務の性質を有する贈与契約について、贈与者が贈与にかかる財産を引き渡さない場合には、受贈者は、これを引き渡すよう請求することができる。

前項の規定により引き渡されるべき贈与にかかる財産が贈与者の故意又は重大な過失により毀損し、又は滅失することになった場合には、贈与者は、賠償責任を負わなければならない。

第 661 条 贈与には、義務を付することができる。

贈与につき義務を付する場合には、受贈者は、約定に従い義務を履行しなければならない。

第 662 条 贈与にかかる財産に瑕疵がある場合には、贈与者は、責任を負わない。義務を付した贈与において、贈与にかかる財産に瑕疵がある場合には、贈与者は、付された義務の限度内において、売主と同一の責任を負う。

贈与者は、故意に瑕疵を告知せず、又は瑕疵のないことを保証して受贈者に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 663 条 受贈者に次に掲げる事由の 1 つがある場合には、贈与者は、贈与を取り消すことができる。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

- (一) 严重侵害赠与人或者赠与人近亲属的合法权益;
- (二) 对赠与人有扶养义务而不履行;
- (三) 不履行赠与合同约定的义务。

赠与人的撤销权，自知道或者应当知道撤销事由之日起一年内行使。

第六百六十四条 因受赠人的违法行为致使赠与人死亡或者丧失民事行为能力，赠与人的继承人或者法定代理人可以撤销赠与。

赠与人的继承人或者法定代理人的撤销权，自知道或者应当知道撤销事由之日起六个月内行使。

第六百六十五条 撤销权人撤销赠与的，可以向受赠人请求返还赠与的财产。

第六百六十六条 赠与人的经济状况显著恶化，严重影响其生产经营或者家庭生活的，可以不再履行赠与义务。

第十二章 借款合同

第六百六十七条 借款合同是借款人向贷款人借款，到期返还借款并支付利息的合同。

第六百六十八条 借款合同应当采用书面形式，但是自然人之间借款另有约定的除外。

借款合同的内容一般包括借款种类、币种、用途、数额、利率、期限和还款方式等条款。

第六百六十九条 订立借款合同，借款人应当按照贷款人的要求提供与借款有关的业务活动和财务状况的真实情况。

第六百七十条 借款的利息不得预先在本金中扣除。利息预先在本金中扣除的，应当按照实际借款数额返还借款并计算利息。

第六百七十一条 贷款人未按照约定的日期、数额提供借款，造成借款人损失的，应当赔偿损失。

借款人未按照约定的日期、数额收取借款的，应当按照约定的日期、数额支付利息。

第六百七十二条 贷款人按照约定可以检查、监督借款的使用情况。借款人应当按照约定向贷款人定期提供有关财务会计报表或者其他资料。

第六百七十三条 借款人未按照约定的借款用途使用借款

(一) 赠与人又は贈与者の近親者の適法な權益を重大に侵害するとき。

(二) 贈与者に対し扶養義務があるのに履行しないとき。

(三) 贈与契約に約定された義務を履行しないとき。

贈与者の取消権は、取消事由を知り、又は知るべき日から1年以内に、これを行行使する。

第 664 条 受贈者の違法行為により贈与者を死亡させ、又は民事行為能力を喪失させた場合には、贈与者の相続人又は法定代理人は、贈与を取り消すことができる。

贈与者の相続人又は法定代理人の取消権は、取消事由を知り、又は知るべき日から6か月以内に、これを行行使する。

第 665 条 取消権者は、贈与を取り消す場合には、受贈者に対し贈与にかかる財産を返還するよう請求することができる。

第 666 条 贈与者の経済状況が顕著に悪化し、その生産経営又は家庭生活に重大に影響する場合には、贈与義務を履行しないことができる。

第 12 章 金銭消費貸借契約

第 667 条 金銭消費貸借契約は、借主が貸主から金銭を借り、期限が到来すれば借入金を返還し、かつ、利息を支払う契約である。

第 668 条 金銭消費貸借契約については、書面による形式を採用しなければならない。ただし、自然人の間の金銭消費貸借については、別段の約定がある場合を除く。

金銭消費貸借契約の内容には、一般に借入金の種類、通貨の種類、用途、金額、利率、期間及び返済方式等の条項を含む。

第 669 条 金銭消費貸借契約を締結するにあたっては、借主は、貸主の要求に従い、借入金と関係する業務活動及び財務状況の真実の状況を提供しなければならない。

第 670 条 借入金の利息については、予め元金の中から控除してはならない。利息を予め元金の中から控除する場合には、実際の借入金額に従い借入金を返還し、かつ、利息を計算しなければならない。

第 671 条 貸主は、約定された日付又は金額どおりに借入金を提供しないで借主に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

借主は、約定された日付又は金額どおりに借入金を受領しない場合にも、約定された日付又は金額に従い利息を支払わなければならない。

第 672 条 貸主は、約定に従い、借入金の使用状況を検査し、及び監督することができる。借主は、関係する財務会計報告表等その他の資料を約定に従い貸主に対し定期的に提供しなければならない。

第 673 条 借主が約定された借入金の用途どおりに借入金を

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

的, 贷款人可以停止发放借款、提前收回借款或者解除合同。

第六百七十四条 借款人应当按照约定的期限支付利息。对支付利息的期限没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定, 借款期间不满一年的, 应当在返还借款时一并支付; 借款期间一年以上的, 应当在每届满一年时支付, 剩余期间不满一年的, 应当在返还借款时一并支付。

第六百七十五条 借款人应当按照约定的期限返还借款。对借款期限没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 借款人可以随时返还; 贷款人可以催告借款人在合理期限内返还。

第六百七十六条 借款人未按照约定的期限返还借款的, 应当按照约定或者国家有关规定支付逾期利息。

第六百七十七条 借款人提前返还借款的, 除当事人另有约定外, 应当按照实际借款的期间计算利息。

第六百七十八条 借款人可以在还款期限届满前向贷款人申请展期; 贷款人同意的, 可以展期。

第六百七十九条 自然人之间的借款合同, 自贷款人提供借款时成立。

第六百八十条 禁止高利放贷, 借款的利率不得违反国家有关规定。

借款合同对支付利息没有约定的, 视为没有利息。

借款合同对支付利息约定不明确, 当事人不能达成补充协议的, 按照当地或者当事人的交易方式、交易习惯、市场利率等因素确定利息; 自然人之间借款的, 视为没有利息。

第十三章 保证合同

第一节 一般规定

第六百八十一条 保证合同是为保障债权的实现, 保证人和债权人约定, 当债务人不履行到期债务或者发生当事人约定的情形时, 保证人履行债务或者承担责任的合同。

第六百八十二条 保证合同是主债权债务合同的从合同。主债权债务合同无效的, 保证合同无效, 但是法律另有规定的除外。

使用しない場合には、貸主は、貸付の実行を停止し、貸付金を繰り上げて回収し、又は契約を解除することができる。

第 674 条 借主は、約定された期限に従い利息を支払わなければならない。利息を支払う期限について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合において、借入期間が 1 年未満であるときは、借入金を返還する際一括して支払わなければならない。借入期間が 1 年以上であるときは 1 年が満了するごとに支払わなければならない。残余期間が 1 年未満であるときは借入金を返還する際一括して利息を支払わなければならない。

第 675 条 借主は、約定された期限に従い借入金を返還しなければならない。借入期間について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、借主は、随時に返還することができる。貸主は、合理的な期間内に返還するよう借主に催告することができる。

第 676 条 借主は、約定された期限どおりに借入金を返還しない場合には、約定又は国の関係規定に従い期限徒過にかかる利息を支払わなければならない。

第 677 条 借主は、借入金を繰り上げて返還する場合には、当事者に別段の約定があるときを除き、実際の借入期間に従い利息を計算しなければならない。

第 678 条 借主は、借入金返済期間が満了する前に貸主に対し期間延長を申請することができる。貸主が同意した場合には、期間を延長することができる。

第 679 条 自然人の間の金銭消費貸借契約は、貸主が借入金を提供した時に成立する。

第 680 条 高利による貸付の実行は、これを禁止し、借入金の利率は、国の関係規定に違反してはならない。

金銭消費貸借契約において利息の支払いについて約定していない場合には、利息がないものとみなす。

金銭消費貸借契約において利息の支払いにかかる約定が明確でなく、当事者が補充合意を達成することができない場合には、当該地又は当事者の取引方式、取引慣習、市場利率等の要素に従い利息を確定する。自然人の間の借入金については、利息がないものとみなす。

第 13 章 保証契約

第 1 節 一般規定

第 681 条 保証契約は、債権の実現を保障するため、債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者の約定する事由が発生した際に、保証人が債務を履行し、又は責任を負う旨を保証人及び債権者が約定する契約である。

第 682 条 保証契約は、主債権債務契約の従たる契約である。主債権債務契約が無効である場合には、保証契約は、これを無効とする。ただし、法律に別段の定めがある場合を除く。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

保证合同被确认无效后, 债务人、保证人、债权人有过错的, 应当根据其过错各自承担相应的民事责任。

第六百八十三条 机关法人不得为保证人, 但是经国务院批准为使用外国政府或者国际经济组织贷款进行转贷的除外。以公益为目的的非营利法人、非法人组织不得为保证人。

第六百八十四条 保证合同的内容一般包括被保证的主债权的种类、数额, 债务人履行债务的期限, 保证的方式、范围和期间等条款。

第六百八十五条 保证合同可以是单独订立的书面合同, 也可以是主债权债务合同中的保证条款。

第三人单方以书面形式向债权人作出保证, 债权人接收且未提出异议的, 保证合同成立。

第六百八十六条 保证的方式包括一般保证和连带责任保证。

当事人在保证合同中对保证方式没有约定或者约定不明确的, 按照一般保证承担保证责任。

第六百八十七条 当事人在保证合同中约定, 债务人不能履行债务时, 由保证人承担保证责任的, 为一般保证。

一般保证的保证人在主合同纠纷未经审判或者仲裁, 并就债务人财产依法强制执行仍不能履行债务前, 有权拒绝向债权人承担保证责任, 但是有下列情形之一的除外:

- (一) 债务人下落不明, 且无财产可供执行;
- (二) 人民法院已经受理债务人破产案件;
- (三) 债权人有证据证明债务人的财产不足以履行全部债务或者丧失履行债务能力;
- (四) 保证人书面表示放弃前款规定的权利。

第六百八十八条 当事人在保证合同中约定保证人和债务人对债务承担连带责任的, 为连带责任保证。

连带责任保证的债务人不履行到期债务或者发生当事人约定的情形时, 债权人可以请求债务人履行债务, 也可以请求保证人在其保证范围内承担保证责任。

保証契約が無効であると確認された後に、債務者、保証人又は債権者に故意・過失がある場合には、当該故意・過失に応じて相応する民事責任をそれぞれ負わなければならない。

第 683 条 機関法人は、保証人となることができない。ただし、国务院の承認を経て外国政府又は国際経済組織の貸付金を使用するため転貸をする場合を除く。

公益を目的とする非営利法人及び非法人組織は、保証人となることができない。

第 684 条 保証契約の内容には、一般に保証される主たる債権の種類及び金額、債務者の債務の履行にかかる期限、保証の方式、範囲及び期間等の条項を含む。

第 685 条 保証契約は、単独で締結される書面契約であることができ、また、主債権債務契約中の保証条項であることもできる。

第三者が一方的に書面により債権者に対し保証をし、債権者がこれを受け入れ、かつ、異議を提起しない場合には、保証契約は、成立する。

第 686 条 保証の方式には、一般保証及び连带责任保証を含む。

当事者が保証契約において保証の方式について約定せず、又は約定が明確でない場合には、一般保証に従い保証責任を負う。

第 687 条 当事者が保証契約において、債務者が債務を履行することのできない場合に保証人が保証責任を負う旨を約定するものは、これを一般保証とする。

一般保証の保証人は、主契約にかかる紛争につき裁判又は仲裁を経ず、かつ、債務者の財産について法により強制執行してもなお債務が履行不能であるまでは、債権者に対して保証責任を負うことを拒絶する権利を有する。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。

- (一) 債務者が行方不明であり、かつ、執行に供することができる財産がないとき。
- (二) 人民法院が債務者の破産事件を既に受理しているとき。
- (三) 債務者の財産が債務の全部を履行するのに不足し、又は債務履行能力を喪失した旨を証明する証拠を債権者が有するとき。
- (四) この項に定める権利を放棄する旨を保証人が書面により表示したとき。

第 688 条 当事者が保証契約において保証人と債務者とが債務に対して连带责任を負う旨を約定するものは、これを连带责任保証とする。

连带责任保証の債務者が期限到来債務を履行せず、又は当事者の約定する事由が発生した際に、債権者は、債務者に対し債務を履行するよう請求することができ、また、保証人に対

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第六百八十九条 保证人可以要求债务人提供反担保。

第六百九十条 保证人与债权人可以协商订立最高额保证的合同,约定在最高债权额限度内就一定期间连续发生的债权提供保证。

最高额保证除适用本章规定外,参照适用本法第二编最高额抵押权的有关规定。

第二节 保证责任

第六百九十一条 保证的范围包括主债权及其利息、违约金、损害赔偿金和实现债权的费用。当事人另有约定的,按照其约定。

第六百九十二条 保证期间是确定保证人承担保证责任的期间,不发生中止、中断和延长。

债权人与保证人可以约定保证期间,但是约定的保证期间早于主债务履行期限或者与主债务履行期限同时届满的,视为没有约定;没有约定或者约定不明确的,保证期间为主债务履行期限届满之日起六个月。

债权人与债务人对主债务履行期限没有约定或者约定不明确的,保证期间自债权人请求债务人履行债务的宽限期届满之日起计算。

第六百九十三条 一般保证的债权人未在保证期间对债务人提起诉讼或者申请仲裁的,保证人不再承担保证责任。

连带责任保证的债权人未在保证期间请求保证人承担保证责任的,保证人不再承担保证责任。

第六百九十四条 一般保证的债权人在保证期间届满前对债务人提起诉讼或者申请仲裁的,从保证人拒绝承担保证责任的权利消灭之日起,开始计算保证债务的诉讼时效。

连带责任保证的债权人在保证期间届满前请求保证人承担保证责任的,从债权人请求保证人承担保证责任之日起,开始计算保证债务的诉讼时效。

第六百九十五条 债权人和债务人未经保证人书面同意,协商变更主债权债务合同内容,减轻债务的,保证人仍对变更后的债务承担保证责任;加重债务的,保证人对加重的部分不承担保证责任。

债权人和债务人变更主债权债务合同的履行期限,未经保

证该保证人的保证范围内保证责任を負うよう請求することもできる。

第 689 条 保証人は、債務者に対し反担保を提供するよう要求することができる。

第 690 条 保証人と債権者とは、協議により根保証の契約を締結し、極度額限度内において一定期間に連続して発生する債権について保証を提供する旨を約定することができる。

根保証については、この章の規定を適用するほか、第 2 編の根抵当権の関係規定を参照して適用する。

第 2 節 保証責任

第 691 条 保証の範囲には、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金並びに債権実現にかかる費用を含む。当事者に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

第 692 条 保証期間は、保証人が保証責任を負うことを確定した期間であり、中止、中断及び延長は発生しない。

債権者と保証人とは、保証期間を約定することができる。ただし、約定された保証期間が主たる債務の履行期間を下回り、又は主たる債務の履行期間と同時に満了する場合には、約定していないものとみなす。約定せず、又は約定が明確でない場合には、保証期間は、主たる債務の履行期間満了の日から 6 か月とする。

債権者と債務者が主たる債務の履行期間について約定せず、又は約定が明確でない場合には、保証期間は、債務者に対する債権者の債務履行請求にかかる猶予期間が満了した日から起算する。

第 693 条 一般保証の債権者が保証期間において債務者について訴えを提起せず、又は仲裁を申し立てない場合には、保証人は、保証責任を負わない。

连带责任保証の債権者が保証期間において保証人に対し保証責任を負うよう請求しない場合には、保証人は、保証責任を負わない。

第 694 条 一般保証の債権者が保証期間の満了前に債務者について訴えを提起し、又は仲裁を申し立てた場合には、保証人が保証責任を負うことを拒絶する権利が消滅した日から、保証債務の訴訟時効の計算を開始する。

连带责任保証の債権者が保証期間満了の前に保証人に対し保証責任を負うよう請求する場合には、債権者が保証人に対し保証責任を負うよう請求した日から、保証債務の訴訟時効の計算を開始する。

第 695 条 債権者及び債務者が保証人の書面による同意を経ずに、協議により主債権債務契約の内容を変更し、債務を軽減した場合にも、保証人は、なお変更後の債務について保証責任を負う。債務を加重した場合には、保証人は、加重された部分について保証責任を負わない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

证人书面同意的, 保证期间不受影响。

第六百九十六条 债权人转让全部或者部分债权, 未通知保证人的, 该转让对保证人不发生效力。

保证人与债权人约定禁止债权转让, 债权人未经保证人书面同意转让债权的, 保证人对受让人不再承担保证责任。

第六百九十七条 债权人未经保证人书面同意, 允许债务人转移全部或者部分债务, 保证人对未经其同意转移的债务不再承担保证责任, 但是债权人和保证人另有约定的除外。

第三人加入债务的, 保证人的保证责任不受影响。

第六百九十八条 一般保证的保证人在主债务履行期限届满后, 向债权人提供债务人可供执行财产的真实情况, 债权人放弃或者怠于行使权利致使该财产不能被执行的, 保证人在其提供可供执行财产的价值范围内不再承担保证责任。

第六百九十九条 同一债务有两个以上保证人的, 保证人应当按照保证合同约定的保证份额, 承担保证责任; 没有约定保证份额的, 债权人可以请求任何一个保证人在其保证范围内承担保证责任。

第七百条 保证人承担保证责任后, 除当事人另有约定外, 有权在其承担保证责任的范围内向债务人追偿, 享有债权人对债务人的权利, 但是不得损害债权人的利益。

第七百零一条 保证人可以主张债务人对债权人的抗辩。债务人放弃抗辩的, 保证人仍有权向债权人主张抗辩。

第七百零二条 债务人对债权人享有抵销权或者撤销权的, 保证人可以在相应范围内拒绝承担保证责任。

第十四章 租赁合同

第七百零三条 租赁合同是出租人将租赁物交付承租人使用、收益, 承租人支付租金的合同。

第七百零四条 租赁合同的内容一般包括租赁物的名称、数量、用途、租赁期限、租金及其支付期限和方式、租赁物维修

义务等条款。当事人对租赁期限没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 视为不定期租赁; 当事人可以随时解除合同, 但应当在合理期限之前通知对方。

第六九六条 債権者が債権の全部又は一部を譲渡するにあたり、保証人に通知しない場合には、当該譲渡は、保証人に対し効力を発生しない。

保証人と債権者とが債権の譲渡を禁止する旨を約定した場合において、債権者が保証人の書面による同意を経ないで債権を譲渡したときは、保証人は、譲受人に対し保証責任を負わない。

第六九七条 債権者が保証人の書面による同意を経ないで、債務者に債務の全部又は一部を移転することを許可した場合には、保証人は、その同意を経ないで移転された債務について保証責任を負わない。ただし、債権者及び保証人に別段の約定がある場合を除く。

第三者が債務に加入する場合には、保証人の保証責任は、影響を受けない。

第六九八条 一般保証の保証人が主たる債務の履行期間の満了後に、執行に供することができる債務者の財産の真実の状況を債権者に対し提供した場合において、債権者が権利の行使を放棄し、又は怠って当該財産が執行されることができなくなった場合には、保証人は、自らが提供した執行に供することができる財産価値の範囲内において保証責任を負わない。

第六九九条 同一債務に2名以上の保証人がいる場合には、保証人は、保証契約に約定した保証割合に従い、保証責任を負わなければならない。保証割合を約定していない場合には、債権者は、いずれか1名の保証人に対しその保証範囲内において保証責任を負うよう請求することができる。

第七〇〇条 保証人は、保証責任を負った後、当事者に別段の約定がある場合を除き、自らが保証責任を負う範囲内において債務者に対し求償する権利を有し、債務者に対する債権者の権利を享有する。ただし、債権者の利益を損なってはならない。

第七〇一条 保証人は、債権者に対する債務者の抗弁を主張することができる。債務者が抗弁を放棄する場合にも、保証人は、なお債権者に対し抗弁を主張する権利を有する。

第七〇二条 債務者が債権者に対し自殺権又は取消権を享有する場合には、保証人は、相応する範囲内において保証責任を負うことを拒絶することができる。

第14章 賃貸借契約

第七〇三条 賃貸借契約は、賃貸人が賃貸借物件を賃借人の使用又は収益のため引き渡し、賃借人が賃料を支払う契約である。

第七〇四条 賃貸借契約の内容には、一般に賃貸借物件の名称、数量、用途、賃貸借期間、賃料並びにその支払いの期限及

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

等条款。

第七百零五条 租赁期限不得超过二十年。超过二十年的，超过部分无效。

租赁期限届满，当事人可以续订租赁合同；但是，约定的租赁期限自续订之日起不得超过二十年。

第七百零六条 当事人未依照法律、行政法规规定办理租赁合同登记备案手续的，不影响合同的效力。

第七百零七条 租赁期限六个月以上的，应当采用书面形式。当事人未采用书面形式，无法确定租赁期限的，视为不定期租赁。

第七百零八条 出租人应当按照约定将租赁物交付承租人，并在租赁期限内保持租赁物符合约定的用途。

第七百零九条 承租人应当按照约定的方法使用租赁物。对租赁物的使用方法没有约定或者约定不明确，依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的，应当根据租赁物的性质使用。

第七百一十条 承租人按照约定的方法或者根据租赁物的性质使用租赁物，致使租赁物受到损耗的，不承担赔偿责任。

第七百一十一条 承租人未按照约定的方法或者未根据租赁物的性质使用租赁物，致使租赁物受到损失的，出租人可以解除合同并请求赔偿损失。

第七百一十二条 出租人应当履行租赁物的维修义务，但是当事人另有约定的除外。

第七百一十三条 承租人在租赁物需要维修时可以请求出租人在合理期限内维修。出租人未履行维修义务的，承租人可以自行维修，维修费用由出租人负担。因维修租赁物影响承租人使用的，应当相应减少租金或者延长租期。

因承租人的过错致使租赁物需要维修的，出租人不承担前款规定的维修义务。

第七百一十四条 承租人应当妥善保管租赁物，因保管不善造成租赁物毁损、灭失的，应当承担赔偿责任。

び方式並びに賃貸借物件の維持修繕等の条項を含む。

第 705 条 賃貸借期間は、20 年を超えてはならない。20 年を超える場合には、超過部分は、無効とする。

賃貸借期間が満了する場合には、当事者は、賃貸借契約を更新することができる。ただし、約定する賃貸借期間は、更新の日から 20 年を超えてはならない。

第 706 条 当事者が法律又は行政法規の規定どおりに賃貸借契約の登記備案手続きをしない場合にも、契約の効力に影響しない。

第 707 条 賃貸借期間が 6 か月以上である場合には、書面による形式を採用しなければならない。当事者が書面による形式を採用せず、賃貸借期間を確定するすべがない場合には、期間の定めのない賃貸借とみなす。

第 708 条 賃貸人は、約定に従い賃貸借物件を賃借人に引き渡し、かつ、賃貸借期間において賃貸借物件が約定された用途に適合するよう保持しなければならない。

第 709 条 賃借人は、約定された方法に従い賃貸借物件を使用しなければならない。賃貸借物件の使用について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、賃貸借物件の性質に基づき使用しなければならない。

第 710 条 賃借人は、約定された方法又は賃貸借物件の性質に従い賃貸借物件を使用して賃貸借物件に損耗を受けさせた場合には、賠償責任を負わない。

第 711 条 賃借人が約定された方法又は賃貸借物件の性質どおりに賃貸借物件を使用しないで賃貸借物件に損害を受けさせた場合には、賃貸人は、契約を解除し、かつ、損害を賠償するよう請求することができる。

第 712 条 賃貸人は、賃貸借物件の維持修繕義務を履行しなければならない。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 713 条 賃借人は、賃貸借物件について維持修繕する必要がある場合には、賃貸人に対し合理的な期間内に維持修繕するよう請求することができる。賃貸人が維持修繕義務を履行しない場合には、賃借人は自ら維持修繕ことができ、維持修繕費用は賃貸人がこれを負担する。賃貸借物件の維持修繕により賃借人の使用に影響が及ぶ場合には、相応して賃料を減額し、又は賃貸借期間を延長しなければならない。

賃借人の故意・過失により賃貸借物件につき維持修繕が必要となった場合には、賃貸人は、前項所定の維持修繕義務を負わない。

第 714 条 賃借人は、賃貸借物件を適切に保管しなければならない。保管不良により賃貸借物件の毀損又は滅失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百一十五条 承租人经出租人同意,可以对租赁物进行改善或者增设他物。

承租人未经出租人同意,对租赁物进行改善或者增设他物的,出租人可以请求承租人恢复原状或者赔偿损失。

第七百一十六条 承租人经出租人同意,可以将租赁物转租给第三人。承租人转租的,承租人与出租人之间的租赁合同继续有效;第三人造成租赁物损失的,承租人应当赔偿损失。

承租人未经出租人同意转租的,出租人可以解除合同。

第七百一十七条 承租人经出租人同意将租赁物转租给第三人,转租期限超过承租人剩余租赁期限的,超过部分的约定对出租人不具有法律约束力,但是出租人与承租人另有约定的除外。

第七百一十八条 出租人知道或者应当知道承租人转租,但是在六个月内未提出异议的,视为出租人同意转租。

第七百一十九条 承租人拖欠租金的,次承租人可以代承租人支付其欠付的租金和违约金,但是转租合同对出租人不具有法律约束力的除外。

次承租人代为支付的租金和违约金,可以充抵次承租人应当向承租人支付的租金;超出其应付的租金数额的,可以向承租人追偿。

第七百二十条 在租赁期限内因占有、使用租赁物获得的收益,归承租人所有,但是当事人另有约定的除外。

第七百二十一条 承租人应当按照约定的期限支付租金。对支付租金的期限没有约定或者约定不明确,依据本法第五百一十条的规定仍不能确定,租赁期限不满一年的,应当在租赁期限届满时支付;租赁期限一年以上的,应当在每届满一年时支付,剩余期限不满一年的,应当在租赁期限届满时支付。

第七百二十二条 承租人无正当理由未支付或者迟延履行租金的,出租人可以请求承租人在合理期限内支付;承租人逾期不支付的,出租人可以解除合同。

第 715 条 賃借人は、賃貸人の同意を経て、賃貸借物件について改良をし、又は他の物件を増設することができる。

賃借人が賃貸人の同意を経ないで賃貸借物件について改良をし、又は他の物件を増設した場合には、賃貸人は、原状を回復し、又は損害を賠償するよう賃借人に対し請求することができる。

第 716 条 賃借人は、賃貸人の同意を経て、賃貸借物件を第三者に転貸することができる。賃借人が転貸する場合には、賃借人と賃貸人との間の賃貸借契約は、継続して有効とする。第三者が賃貸借物件に損害をもたらした場合には、賃借人は、損害を賠償しなければならない。

賃借人が賃貸人の同意を経ないで転貸した場合には、賃貸人は、契約を解除することができる。

第 717 条 賃借人が賃貸人の同意を経て賃貸借物件を第三者に転貸する場合において、転貸期間が賃借人の残余の賃貸借期間を超えるときは、超過部分の約定は、賃貸人に対し法的拘束力を有しない。ただし、賃貸人と賃借人とに別段の約定がある場合を除く。

第 718 条 賃借人が転貸することを賃貸人が知り、又は知るべきであるけれども、6 か月内に異議を提起しなかった場合には、賃貸人が転貸に同意したものとみなす。

第 719 条 賃借人が賃料を支払わない場合には、転借人は、賃借人に代わりその未払いの賃料及び違約金を支払うことができる。ただし、転貸契約が賃貸人に対し法的拘束力を有しない場合を除く。

転借人が代理して支払う賃料及び違約金は、転借人が賃借人に対し支払うべき賃料に充当することができる。その支払うべき賃料の金額を超える場合には、賃借人に対し求償することができる。

第 720 条 賃貸借期間において賃貸借物件の占有又は使用により取得する収益は、賃借人の所有に帰属する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 721 条 賃借人は、約定された期限に従い賃料を支払わなければならない。賃料の支払期限について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合において、賃貸借期間が 1 年未満であるときは、賃貸借期間満了の際に支払わなければならない。賃貸借期間が 1 年以上であるときは 1 年が満了するごとに支払わなければならない。残余期間が 1 年未満であるときは賃貸借期間満了の際に支払わなければならない。

第 722 条 賃借人が正当な理由なく賃料を支払わず、又は支払いを遅延した場合には、賃貸人は、賃借人に対し合理的な期間内に支払うよう請求することができる。賃借人が期限を徒過して支払わない場合には、賃貸人は、契約を解除することができる。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百二十三条 因第三人主张权利, 致使承租人不能对租赁物使用、收益的, 承租人可以请求减少租金或者不支付租金。

第三人主张权利的, 承租人应当及时通知出租人。

第七百二十四条 有下列情形之一的, 非因承租人原因致使租赁物无法使用的, 承租人可以解除合同:

- (一) 租赁物被司法机关或者行政机关依法查封、扣押;
- (二) 租赁物权属有争议;
- (三) 租赁物具有违反法律、行政法规关于使用条件的强制性规定情形。

第七百二十五条 租赁物在承租人按照租赁合同占有期限内发生所有权变动的, 不影响租赁合同的效力。

第七百二十六条 出租人出卖租赁房屋的, 应当在出卖之前的合理期限内通知承租人, 承租人享有以同等条件优先购买的权利; 但是, 房屋按份共有人行使优先购买权或者出租人将房屋出卖给近亲属的除外。

出租人履行通知义务后, 承租人在十五日内未明确表示购买的, 视为承租人放弃优先购买权。

第七百二十七条 出租人委托拍卖人拍卖租赁房屋的, 应当在拍卖五日前通知承租人。承租人未参加拍卖的, 视为放弃优先购买权。

第七百二十八条 出租人未通知承租人或者有其他妨害承租人行使优先购买权情形的, 承租人可以请求出租人承担赔偿责任。但是, 出租人与第三人订立的房屋买卖合同的效力不受影响。

第七百二十九条 因不可归责于承租人的事由, 致使租赁物部分或者全部毁损、灭失的, 承租人可以请求减少租金或者不支付租金; 因租赁物部分或者全部毁损、灭失, 致使不能实现合同目的的, 承租人可以解除合同。

第七百三十条 当事人对租赁期限没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 视为不定期租赁; 当事人可以随时解除合同, 但是应当在合理期限之前通知对方。

第 723 条 第三者が権利を主張したことにより賃借人が賃貸借物件について使用不能になり、又は収益不能になった場合には、賃借人は、賃料の減額を請求し、又は賃料を支払わないことができる。

第三者が権利を主張する場合には、賃借人は、遅滞なく賃借人に通知しなければならない。

第 724 条 次に掲げる事由の 1 つがあり、賃借人の原因によらないで賃貸借物件を使用するすべがなくなった場合には、賃借人は、契約を解除することができる。

(一) 賃貸借物件が司法機関又は行政機関に法により封印され、又は差し押さえられたとき。

(二) 賃貸借物件の権利帰属に紛争があるとき。

(三) 賃貸借物件が使用条件に関する法律及び行政法規の強行規定に違反する状況を有するとき。

第 725 条 賃貸借物件に賃貸借契約に従った賃借人の占有期間内に所有権の変動が生じた場合にも、賃貸借契約の効力に影響しない。

第 726 条 賃借人は、賃貸借建物を売却する場合には、売却する前の合理的な期間内に賃借人に通知しなければならず、賃借人は同等の条件により優先的に購入する権利を享有する。ただし、建物の持分共有者が優先購入権を行使し、又は賃借人が建物を近親者に売却する場合を除く。

賃借人が通知義務を履行した後、賃借人が 15 日以内に買い取る旨を明確に表示しない場合には、賃借人が優先購入権を放棄したものとみなす。

第 727 条 賃借人は、競売人に賃貸借建物の競売を委託する場合には、競売 5 日前までに賃借人に通知しなければならない。賃借人が競売に参加しない場合には、優先購入権を放棄したものとみなす。

第 728 条 賃借人が賃借人に通知せず、又は賃借人による優先購入権の行使を妨害するその他の事由を有する場合には、賃借人は、賃借人に対し賠償責任を負うよう請求することができる。ただし、賃借人と第三者とが締結する建物売買契約の効力は、影響を受けない。

第 729 条 賃借人の責に帰することができない事由により賃貸借物件の一部又は全部が毀損し、又は滅失することとなった場合には、賃借人は、賃料の減額を請求し、又は賃料を支払わないことができる。賃貸借物件の一部又は全部の毀損又は滅失により契約の目的が実現不能となった場合には、賃借人は、契約を解除することができる。

第 730 条 当事者が賃貸借期間について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、期間の定めのない賃貸借とみなし、当事者は、契約を随時に解除することができる。ただし、合理的な期間において相手方に通知しなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百三十一条 租赁物危及承租人的安全或者健康的, 即使承租人订立合同时明知该租赁物质量不合格, 承租人仍然可以随时解除合同。

第七百三十二条 承租人在房屋租赁期限内死亡的, 与其生前共同居住的人或者共同经营人可以按照原租赁合同租赁该房屋。

第七百三十三条 租赁期限届满, 承租人应当返还租赁物。返还的租赁物应当符合按照约定或者根据租赁物的性质使用后的状态。

第七百三十四条 租赁期限届满, 承租人继续使用租赁物, 出租人没有提出异议的, 原租赁合同继续有效, 但是租赁期限为不定期。

租赁期限届满, 房屋承租人享有以同等条件优先承租的权利。

第十五章 融资租赁合同

第七百三十五条 融资租赁合同是出租人根据承租人对出卖人、租赁物的选择, 向出卖人购买租赁物, 提供给承租人使用, 承租人支付租金的合同。

第七百三十六条 融资租赁合同的内容一般包括租赁物的名称、数量、规格、技术性能、检验方法, 租赁期限, 租金构成及其支付期限和方式、币种, 租赁期限届满租赁物的归属等条款。

融资租赁合同应当采用书面形式。

第七百三十七条 当事人以虚构租赁物方式订立的融资租赁合同无效。

第七百三十八条 依照法律、行政法规的规定, 对于租赁物的经营使用应当取得行政许可的, 出租人未取得行政许可不影响融资租赁合同的效力。

第七百三十九条 出租人根据承租人对出卖人、租赁物的选择订立的买卖合同, 出卖人应当按照约定向承租人交付标的物, 承租人享有与受领标的物有关的买受人的权利。

第七百四十条 出卖人违反向承租人交付标的物的义务, 有下列情形之一的, 承租人可以拒绝受领出卖人向其交付的标的物:

(一) 标的物严重不符合约定;

(二) 未按照约定交付标的物, 经承租人或者出租人催告后在合理期限内仍未交付。

第 731 条 賃貸借物件が賃借人の安全又は健康に危害を及ぼす場合には、賃借人が契約締結の際に当該賃貸借物件の品質が不合格であることを明らかに知っていても、賃借人は、なお契約を随時に解除することができる。

第 732 条 賃借人が建物賃貸借期間中に死亡した場合には、当該賃借人と生前に共同居住していた者又は共同経営者は、原賃貸借契約に従い当該建物を賃借することができる。

第 733 条 賃貸借期間が満了した場合には、賃借人は、賃貸借物件を返還しなければならない。返還される賃貸借物件は、約定に従い、又は賃貸借物件の性質に基づき使用した後の状態に適合しなければならない。

第 734 条 賃貸借期間が満了した場合において、賃借人が賃貸借物件を継続して使用し、賃借人が異議を提起しないときは、原賃貸借契約は、継続して有効とする。ただし、賃貸借期間については、期間の定めのないものとする。

賃貸借期間が満了した場合には、建物賃借人は、同等の条件により優先的に賃借する権利を享有する。

第 15 章 ファイナンスリース契約

第 735 条 ファイナンスリース契約は、売主及びリース物件に対するレシーの選択に基づき、レシーが売主からリース物件を購入し、レシーの使用に提供し、レシーがリース料を支払う契約である。

第 736 条 ファイナンスリース契約の内容には、一般にリース物件の名称、数量、仕様、技術性能、検査方法、リース期間、リース料の構成並びに支払期限及び方式、通貨の種類、リース期間満了の際のリース物件の帰属等の条項を含む。

ファイナンスリース契約については、書面による形式を採用しなければならない。

第 737 条 当事者がリース物件を虚構する方式により締結したファイナンスリース契約は、無効とする。

第 738 条 法律又は行政法規の規定により、リース物件の経営使用について行政許可を取得するべき場合において、レシーが行政許可を取得しないときも、ファイナンスリース契約の効力に影響しない。

第 739 条 売主及びリース物件に対するレシーの選択に基づいてレシーが締結した売買契約について、売主は約定に従いレシーに対し目的物を引き渡さなければならず、レシーは受領する目的物と関係する買主の権利を享有する。

第 740 条 売主がレシーに対し目的物を引き渡すことにかかる義務に違反し、次に掲げる事由の 1 つがある場合には、レシーは、売主が自らに引き渡す目的物の受領を拒絶することができる。

(一) 目的物が約定に重大に適合しないとき。

(二) 約定どおりに目的物を引き渡さず、レシー又はレサ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

承租人拒绝受领标的物的, 应当及时通知出租人。

第七百四十一条 出租人、出卖人、承租人可以约定, 出卖人不履行买卖合同义务的, 由承租人行使索赔的权利。承租人行使索赔权利的, 出租人应当协助。

第七百四十二条 承租人对出卖人行使索赔权利, 不影响其履行支付租金的义务。但是, 承租人依赖出租人的技能确定租赁物或者出租人干预选择租赁物的, 承租人请求减免相应租金。

第七百四十三条 出租人有下列情形之一的, 致使承租人对出卖人行使索赔权利失败的, 承租人有权请求出租人承担相应的责任:

- (一) 明知租赁物有质量瑕疵而不告知承租人;
- (二) 承租人行使索赔权利时, 未及时提供必要协助。

出租人怠于行使只能由其对出卖人行使的索赔权利, 造成承租人损失的, 承租人有权请求出租人承担赔偿责任。

第七百四十四条 出租人根据承租人对出卖人、租赁物的选择订立的买卖合同, 未经承租人同意, 出租人不得变更与承租人有关的合同内容。

第七百四十五条 出租人对租赁物享有的所有权, 未经登记, 不得对抗善意第三人。

第七百四十六条 融资租赁合同的租金, 除当事人另有约定外, 应当根据购买租赁物的大部分或者全部成本以及出租人的合理利润确定。

第七百四十七条 租赁物不符合约定或者不符合使用目的的, 出租人不承担责任。但是, 承租人依赖出租人的技能确定租赁物或者出租人干预选择租赁物的除外。

第七百四十八条 出租人应当保证承租人对租赁物的占有和使用。

出租人有下列情形之一的, 承租人有权请求其赔偿损失:

- (一) 无正当理由收回租赁物;

一の催告を経た後の合理的な期間内にお引き渡さないとき。
レシーは、目的物の受領を拒絶する場合には、レサーに遅滞なく通知しなければならない。

第 741 条 レサー、売主及びレシーは、売主が売買契約上の義務を履行しない場合にはレシーが賠償請求する権利を行使する旨を約定することができる。レシーが賠償請求の権利を行使する場合には、レサーは、協力しなければならない。

第 742 条 レシーが売主に対し賠償請求の権利を行使する場合でも、そのリース料支払いの義務の履行に影響しない。ただし、レシーがレサーの技能に依頼してリース物件を確定し、又はレサーがリース物件の選択に干渉する場合には、レシーは、相応するリース料を減免するよう請求することができる。

第 743 条 レサーに次に掲げる事由の 1 つがあり、レシーの売主に対する賠償請求の権利行使が失敗することとなった場合には、レシーは、レサーに対し相応する責任を負うよう請求する権利を有する。

(一) リース物件に品質上の瑕疵があることを明らかに知りながらレシーに告知しなかったとき。

(二) レシーが賠償請求の権利を行使した際に、必要な協力を遅滞なく提供しなかったとき。

レサーが自身のみが売主に行使することができる賠償請求の権利を行使することを怠り、レシーに損害をもたらした場合には、レシーは、レサーに対し賠償責任を負うよう請求する権利を有する。

第 744 条 売主及びリース物件に対するレシーの選択に基づきレサーが締結した売買契約について、レシーの同意を経ない場合には、レサーは、レシーと関係する契約の内容を変更してはならない。

第 745 条 レサーがリース物件に対し享有する所有権については、登記を経ない場合には、善意の第三者に対抗することができない。

第 746 条 ファイナンスリース契約のリース料については、当事者に別段の約定がある場合を除き、リース物件の購入にかかる原価の大部分又は全部及びレサーの合理的な利益に基づき確定しなければならない。

第 747 条 リース物件が約定に適合せず、又は使用目的に適合しない場合には、レサーは、責任を負わない。ただし、レシーがレサーの技能に依頼してリース物件を確定し、又はレサーがリース物件の選択に干渉した場合を除く。

第 748 条 レサーは、リース物件に対するレシーの占有及び使用を保証しなければならない。

レサーに次に掲げる事由の 1 つがある場合には、レシーは、当該レサーに対し損害を賠償するよう請求する権利を有

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

(二) 无正当理由妨碍、干扰承租人对租赁物的占有和使用;

(三) 因出租人的原因致使第三人主张权利;

(四) 不当影响承租人对租赁物占有和使用的其他情形。

第七百四十九条 承租人占有租赁物期间, 租赁物造成第三人人身损害或者财产损失的, 出租人不承担责任。

第七百五十条 承租人应当妥善保管、使用租赁物。
承租人应当履行占有租赁物期间的维修义务。

第七百五十一条 承租人占有租赁物期间, 租赁物毁损、灭失的, 出租人有权请求承租人继续支付租金, 但是法律另有规定或者当事人另有约定的除外。

第七百五十二条 承租人应当按照约定支付租金。承租人经催告后在合理期限内仍不支付租金的, 出租人可以请求支付全部租金; 也可以解除合同, 收回租赁物。

第七百五十三条 承租人未经出租人同意, 将租赁物转让、抵押、质押、投资入股或者以其他方式处分的, 出租人可以解除融资租赁合同。

第七百五十四条 有下列情形之一的, 出租人或者承租人可以解除融资租赁合同:

(一) 出租人与出卖人订立的买卖合同解除、被确认无效或者被撤销, 且未能重新订立买卖合同;

(二) 租赁物因不可归责于当事人的原因毁损、灭失, 且不能修复或者确定替代物;

(三) 因出卖人的原因致使融资租赁合同的目的不能实现。

第七百五十五条 融资租赁合同因买卖合同解除、被确认无效或者被撤销而解除, 出卖人、租赁物系由承租人选择的, 出租人有权请求承租人赔偿相应损失; 但是, 因出租人原因致使买卖合同解除、被确认无效或者被撤销的除外。

出租人的损失已经在买卖合同解除、被确认无效或者被撤销时获得赔偿的, 承租人不再承担相应的赔偿责任。

する。

(一) 正当な理由なくリース物件を回収したとき。

(二) 正当な理由なくリース物件に対する LESSIEE の占有及び使用を妨害し、又は干渉したとき。

(三) LESSIEE の原因により第三者がリース物件について権利を主張することとなったとき。

(四) リース物件に対する LESSIEE の占有及び使用に不当に影響するその他の事由

第 749 条 LESSIEE がリース物件を占有する期間において、リース物件が第三者の人身上の損害又は財産上の損害をもたらした場合には、LESSIEE は、責任を負わない。

第 750 条 LESSIEE は、リース物件を適切に保管し、及び使用しなければならない。

LESSIEE は、リース物件占有期間の維持修繕義務を履行しなければならない。

第 751 条 LESSIEE のリース物件占有期間において、リース物件が毀損し、又は滅失した場合には、LESSIEE は、LESSIEE に対しリース料を継続して支払うよう請求する権利を有する。ただし、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 752 条 LESSIEE は、約定に従いリース料を支払わなければならない。LESSIEE が催告を経た後、合理的な期間内になおリース料を支払わない場合には、LESSIEE は、リース料の全部を支払うよう請求することができ、また、契約を解除し、リース物件を回収することもできる。

第 753 条 LESSIEE が LESSIEE の同意を経ないで、リース物件を譲渡し、抵当権を設定し、質入し、投資して資本参加し、又はその他の方式により処分した場合には、LESSIEE は、ファイナンスリース契約を解除することができる。

第 754 条 次に掲げる事由の 1 つがある場合には、LESSIEE 又は LESSIEE は、ファイナンスリース契約を解除することができる。

(一) LESSIEE と売主とが締結した売買契約が解除され、無効が確認され、又は取り消され、かつ、売買契約を新たに締結することができないとき。

(二) リース物件が当事者の責に帰することができない原因により毀損し、又は滅失し、かつ、修復することができず、又は代替物を確定することができないとき。

(三) 売主の原因によりファイナンスリース契約の目的が実現不能となったとき。

第 755 条 売買契約が解除され、無効が確認され、又は取り消されたことによりファイナンスリース契約が解除された場合において、売主又はリース物件が LESSIEE により選択されたものであったときは、LESSIEE は、LESSIEE に対し相応する損害を賠償するよう請求する権利を有する。ただし、LESSIEE の原因により売買契約が解除され、無効が確認され、又は取り消された場合

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百五十六条 融资租赁合同因租赁物交付承租人后意外毁损、灭失等不可归责于当事人的原因解除的, 出租人可以请求承租人按照租赁物折旧情况给予补偿。

第七百五十七条 出租人和承租人可以约定租赁期限届满租赁物的归属; 对租赁物的归属没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 租赁物的所有权归出租人。

第七百五十八条 当事人约定租赁期限届满租赁物归承租人所有, 承租人已经支付大部分租金, 但是无力支付剩余租金, 出租人因此解除合同收回租赁物, 收回的租赁物的价值超过承租人欠付的租金以及其他费用的, 承租人可以请求相应返还。

当事人约定租赁期限届满租赁物归出租人所有, 因租赁物毁损、灭失或者附合、混合于他物致使承租人不能返还的, 出租人有权请求承租人给予合理补偿。

第七百五十九条 当事人约定租赁期限届满, 承租人仅需向出租人支付象征性价款的, 视为约定的租金义务履行完毕后租赁物的所有权归承租人。

第七百六十条 融资租赁合同无效, 当事人就该情形下租赁物的归属有约定的, 按照其约定; 没有约定或者约定不明确的, 租赁物应当返还出租人。但是, 因承租人原因致使合同无效, 出租人不请求返还或者返还后会显著降低租赁物效用的, 租赁物的所有权归承租人, 由承租人给予出租人合理补偿。

第十六章 保理合同

第七百六十一条 保理合同是应收账款债权人将现有的或者将有的应收账款转让给保理人, 保理人提供资金融通、应收账款管理或者催收、应收账款债务人付款担保等服务的合同。

を除く。

売買契約が解除され、無効が確認され、又は取り消された際にレッサーの損害につき既に賠償が得られている場合には、レッシーは、相応する賠償責任を負わない。

第 756 条 リース物件がレッシーに引き渡された後に想定外の毀損、滅失等の当事者の責に帰することができない原因によりファイナンスリース契約が解除された場合には、レッサーは、レッシーに対しリース物件の償却状況に従い補償をするよう請求することができる。

第 757 条 レッサー及びレッシーは、リース期間が満了したリース物件の帰属を約定することができる。リース物件の帰属について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、リース物件の所有権は、レッサーに帰属する。

第 758 条 リース期間が満了すればリース物件はレッシーの所有に帰属する旨を当事者が約定し、レッシーがリース料の大部分を既に支払ったけれども残余のリース料を支払う能力がなく、レッサーがこれにより契約を解除してリース物件を回収する場合において、回収されるリース物件の価値がレッシーの未払いのリース料及びその他の費用を上回るときは、レッシーは、相応して返還するよう請求することができる。

リース期間が満了すればリース物件はレッサーの所有に帰属する旨を当事者が約定する場合において、リース物件が毀損し、若しくは滅失し、又は他の物に附合し、若しくは混合することによりレッシーが返還することができなくなったときは、レッサーは、レッシーに対し合理的な補償をするよう請求する権利を有する。

第 759 条 リース期間が満了した場合にレッシーはレッサーに対し象徴的代金を支払う必要があることのみを当事者が約定している場合には、約定されたリース料義務の履行が完了した後にリース物件の所有権はレッシーに帰属するものとみなす。

第 760 条 ファイナンスリース契約が無効であり、当該事由におけるリース物件の帰属について当事者に約定がある場合には、当該約定に従う。約定せず、又は約定が明確でない場合には、リース物件は、レッサーに返還しなければならない。ただし、レッシーの原因により契約が無効となった場合において、レッサーが返還を請求せず、又は返還後にリース物件の効用が著しく引き下げられるであろうときは、リース物件の所有権は、レッシーに帰属し、レッシーがレッサーに合理的な補償をする。

第 16 章 ファクタリング契約

第 761 条 ファクタリング契約は、売掛債権の債権者が現在有する、又は将来有する売掛債権をファクターに譲渡し、ファクターが資金融通、売掛債権の管理又は回収催告、売掛債権の債権者の支払保証等のサービスを提供する契約である。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百六十二条 保理合同的内容一般包括业务类型、服务范围、服务期限、基础交易合同情况、应收账款信息、保理融资款或者服务报酬及其支付方式等条款。

保理合同应当采用书面形式。

第七百六十三条 应收账款债权人与债务人虚构应收账款作为转让标的，与保理人订立保理合同的，应收账款债务人不得以应收账款不存在为由对抗保理人，但是保理人明知虚构的除外。

第七百六十四条 保理人向应收账款债务人发出应收账款转让通知的，应当表明保理人身份并附有必要凭证。

第七百六十五条 应收账款债务人接到应收账款转让通知后，应收账款债权人与债务人无正当理由协商变更或者终止基础交易合同，对保理人产生不利影响的，对保理人不发生效力。

第七百六十六条 当事人约定有追索权保理的，保理人可以向应收账款债权人主张返还保理融资款本息或者回购应收账款债权，也可以向应收账款债务人主张应收账款债权。保理人向应收账款债务人主张应收账款债权，在扣除保理融资款本息和相关费用后有剩余的，剩余部分应当返还给应收账款债权人。

第七百六十七条 当事人约定无追索权保理的，保理人应当向应收账款债务人主张应收账款债权，保理人取得超过保理融资款本息和相关费用的部分，无需向应收账款债权人返还。

第七百六十八条 应收账款债权人就同一应收账款订立多个保理合同，致使多个保理人主张权利的，已经登记的先于未登记的取得应收账款；均已经登记的，按照登记时间的先后顺序取得应收账款；均未登记的，由最先到达应收账款债务人的转让通知中载明的保理人取得应收账款；既未登记也未通知的，按照保理融资款或者服务报酬的比例取得应收账款。

第七百六十九条 本章没有规定的，适用本编第六章债权转让的有关规定。

第 762 条 ファクタリング契約の内容には、一般に業務類型、サービス範囲、サービス期間、基礎となる取引の契約状況、売掛債権情報、ファクタリング融資にかかる金員又はサービス報酬及びその支払方式等の条項を含む。

ファクタリング契約については、書面による形式を採用しなければならない。

第 763 条 売掛債権の債権者と債務者とが売掛債権を虚構して譲渡目的とし、ファクターとファクタリング契約を締結する場合には、売掛債権の債務者は、売掛債権が存在しないことを理由としてファクターに対抗することができない。ただし、ファクターが虚構であることを明らかにする場合を除く。

第 764 条 ファクターは、売掛債権の債務者に対し売掛債権譲渡通知を発する場合には、ファクターの身分を表明し、かつ、必要な証憑を添付しなければならない。

第 765 条 売掛債権の債務者が売掛債権譲渡通知を受領した後、売掛債権の債権者と債務者とが正当な理由なく基礎となる取引の契約を協議により変更し、又は終了し、ファクターに対し不利な影響を生じた場合には、ファクターに対し効力を生じない。

第 766 条 当事者がリコースファクタリングを約定する場合には、ファクターは、売掛債権の債権者に対しファクタリング融資にかかる金員の元金・利息を返還し、又は売掛債権の債権を買い戻すよう主張することができ、また、売掛債権の債務者に対し売掛債権の債権を主張することもできる。ファクターが売掛債権の債務者に対し売掛債権の債権を主張し、ファクタリング融資にかかる金員の元金・利息及び関連費用を控除した後に残余がある場合には、残余部分は、売掛債権の債権者に返還しなければならない。

第 767 条 当事者がノンリコースファクタリングを約定する場合には、ファクターは、売掛債権の債務者に対し売掛債権の債権を主張しなければならない。ファクターが取得した、ファクタリング融資にかかる金員の元金・利息及び関連費用を上回る部分については、売掛債権の債権者に対し返還する必要がない。

第 768 条 売掛債権の債権者が同一の売掛債権について複数のファクタリング契約を締結し、複数のファクターが権利を主張することとなった場合には、既に登記されたものが未登記のもの先んじて売掛債権を取得する。いずれも既に登記されているときは、登記時間の先後順位に従い売掛債権を取得する。いずれも登記されていないときは、売掛債権の債務者に最も先に到達した譲渡通知に明記されたファクターが売掛債権を取得する。登記されず通知もされないときは、ファクタリング融資にかかる金員又はサービス報酬の比率に従い売掛債権を取得する。

第 769 条 この章に定めのない場合には、第 6 章債権譲渡の関係規定を適用する。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第十七章 承揽合同

第七百七十条 承揽合同是承揽人按照定作人的要求完成工作，交付工作成果，定作人支付报酬的合同。

承揽包括加工、定作、修理、复制、测试、检验等工作。

第七百七十一条 承揽合同的内容一般包括承揽的标的、数量、质量、报酬、承揽方式，材料的提供，履行期限，验收标准和方法等条款。

第七百七十二条 承揽人应当以自己的设备、技术和劳力，完成主要工作，但是当事人另有约定的除外。

承揽人将其承揽的主要工作交由第三人完成的，应当就该第三人完成的工作成果向定作人负责；未经定作人同意的，定作人也可以解除合同。

第七百七十三条 承揽人可以将其承揽的辅助工作交由第三人完成。承揽人将其承揽的辅助工作交由第三人完成的，应当就该第三人完成的工作成果向定作人负责。

第七百七十四条 承揽人提供材料的，应当按照约定选用材料，并接受定作人检验。

第七百七十五条 定作人提供材料的，应当按照约定提供材料。承揽人对定作人提供的材料应当及时检验，发现不符合约定时，应当及时通知定作人更换、补齐或者采取其他补救措施。

承揽人不得擅自更换定作人提供的材料，不得更换不需要修理的零部件。

第七百七十六条 承揽人发现定作人提供的图纸或者技术要求不合理的，应当及时通知定作人。因定作人怠于答复等原因造成承揽人损失的，应当赔偿损失。

第七百七十七条 定作人中途变更承揽工作的要求，造成承揽人损失的，应当赔偿损失。

第七百七十八条 承揽工作需要定作人协助的，定作人有协助的义务。定作人不履行协助义务致使承揽工作不能完成的，承揽人可以催告定作人在合理期限内履行义务，并可以顺延履行期限；定作人逾期不履行的，承揽人可以解除合同。

第 17 章 請負契約

第 770 条 請負契約は、請負人が注文者の要求に従い作業を完成し、作業成果を引き渡し、注文者が報酬を支払う契約である。

請負には、加工、注文製作、修理、複製、測定試験、検査等の作業を含む。

第 771 条 請負契約の内容には、一般に請負の目的、数量、品質及び報酬、請負方式、材料の提供、履行期間、検収の標準及び方法等の条項を含む。

第 772 条 請負人は、自己の設備、技術及び労力をもって主たる作業を完成しなければならない。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

請負人は、自らが請け負った主たる作業を第三者に引き渡して完成させる場合には、当該第三者が完成させた作業成果について注文者に対し責任を負わなければならない。注文者の同意を経ないときは、注文者は、契約を解除することもできる。

第 773 条 請負人は、自らが請け負った補助作業を第三者に引き渡して完成させることができる。請負人は、自らが請け負った補助作業を第三者に引き渡して完成させる場合には、当該第三者の完成させた作業成果について注文者に対し責任を負わなければならない。

第 774 条 請負人は、材料を提供する場合には、約定に従い材料を選択して使用し、かつ、注文者の検査を受けなければならない。

第 775 条 注文者は、材料を提供する場合には、約定に従い材料を提供しなければならない。請負人は、注文者の提供する材料について遅滞なく検査しなければならない。約定に適合しないことを発見した場合には、交換し、補充し、又はその他の救済措置を講ずるよう遅滞なく注文者に通知しなければならない。

請負人は、注文者の提供する材料を無断で交換してはならず、修理を必要としない部品を交換してはならない。

第 776 条 請負人は、注文者の提供した図面又は技術上の要求が不合理であることを発見した場合には、遅滞なく注文者に通知しなければならない。注文者が回答を怠る等の原因により請負人に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 777 条 注文者は、請負作業の要求を中途で変更して請負人に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 778 条 請負作業に注文者の協力を必要とする場合には、注文者は、協力する義務を負う。注文者が協力義務を履行しないで請負作業を完成不能にさせた場合には、請負人は、合理的な期間内に義務を履行するよう注文者に催告することがで

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百七十九条 承揽人在工作期间,应当接受定作人必要的监督检验。定作人不得因监督检验妨碍承揽人的正常工作。

第七百八十条 承揽人完成工作的,应当向定作人交付工作成果,并提交必要的技术资料和质量证明。定作人应当验收该工作成果。

第七百八十一条 承揽人交付的工作成果不符合质量要求的,定作人可以合理选择请求承揽人承担修理、重作、减少报酬、赔偿损失等违约责任。

第七百八十二条 定作人应当按照约定的期限支付报酬。对支付报酬的期限没有约定或者约定不明确,依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的,定作人应当在承揽人交付工作成果时支付;工作成果部分交付的,定作人应当相应支付。

第七百八十三条 定作人未向承揽人支付报酬或者材料费等价款的,承揽人对完成的工作成果享有留置权或者有权拒绝交付,但是当事人另有约定的除外。

第七百八十四条 承揽人应当妥善保管定作人提供的材料以及完成的工作成果,因保管不善造成毁损、灭失的,应当承担赔偿责任。

第七百八十五条 承揽人应当按照定作人的要求保守秘密,未经定作人许可,不得留存复制品或者技术资料。

第七百八十六条 共同承揽人对定作人承担连带责任,但是当事人另有约定的除外。

第七百八十七条 定作人在承揽人完成工作前可以随时解除合同,造成承揽人损失的,应当赔偿损失。

第十八章 建设工程合同

第七百八十八条 建设工程合同是承包人进行工程建设,发包人支付价款的合同。

建设工程合同包括工程勘察、设计、施工合同。

第七百八十九条 建设工程合同应当采用书面形式。

き、かつ、履行期間を順延することができる。注文者が期限を徒過して履行しないときは、請負人は、契約を解除することができる。

第 779 条 請負人は、作業期間において、注文者の必要な監督・検査を受けなければならない。注文者は、監督・検査に起因して請負人の正常な作業を妨害してはならない。

第 780 条 請負人は、作業を完了した場合には、注文者に対し作業成果を引き渡し、かつ、必要な技術資料及び関係品質証明を提出しなければならない。注文者は、当該作業成果を検査しなければならない。

第 781 条 請負人の引き渡した作業成果が品質上の要求に適合しない場合には、注文者は、請負人に対し、請負人に対し修理、やり直し、報酬の減額、損害賠償等の違約責任を負うよう合理的に選択して請求することができる。

第 782 条 注文者は、約定された期限に従い報酬を支払わなければならない。報酬を支払う期限について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、注文者は、請負人が作業成果を引き渡す時に支払わなければならない。作業成果につき一部を引き渡す場合には、注文者は、相応して支払わなければならない。

第 783 条 注文者が請負人に対し報酬又は材料費等の代金を支払わない場合には、請負人は、完成した作業成果について留置権を享有し、又は引渡しを拒絶する権利を有する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 784 条 請負人は、注文者の提供した材料及び完成した作業成果を適切に保管しなければならない。保管不良により毀損又は滅失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 785 条 請負人は、注文者の要求に従い秘密を保持しなければならない。注文者の許諾を経ないで、複製品又は技術資料を残してはならない。

第 786 条 共同請負人は、注文者に対し連帯責任を負う。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 787 条 注文者は、請負人が作業を完了するまでは随時に契約を解除することができ、請負人に損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 18 章 建設工事契約

第 788 条 建設工事契約は、請負人が工事建設をし、発注者が代金を支払う契約である。

建設工事契約には、工事実地調査、設計及び施工契約を含む。

第 789 条 建設工事契約については、書面による形式を採用しなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第七百九十条 建设工程的招标投标活动, 应当依照有关法律的规定公开、公平、公正进行。

第七百九十一条 发包人可以与总承包人订立建设工程合同, 也可以分别与勘察人、设计人、施工人订立勘察、设计、施工承包合同。发包人不得将应当由一个承包人完成的建设工程支解成若干部分发包给数个承包人。

总承包人或者勘察、设计、施工承包人经发包人同意, 可以将自己承包的部分工作交由第三人完成。第三人就其完成的工作成果与总承包人或者勘察、设计、施工承包人向发包人承担连带责任。承包人不得将其承包的全部建设工程转包给第三人或者将其承包的全部建设工程支解以后以分包的名义分别转包给第三人。

禁止承包人将工程分包给不具备相应资质条件的单位。禁止分包单位将其承包的工程再分包。建设工程主体结构的施工必须由承包人自行完成。

第七百九十二条 国家重大建设工程合同, 应当按照国家规定的程序和国家批准的投资计划、可行性研究报告等文件订立。

第七百九十三条 建设工程施工合同无效, 但是建设工程经验收合格的, 可以参照合同关于工程价款的约定折价补偿承包人。

建设工程施工合同无效, 且建设工程经验收不合格的, 按照以下情形处理:

(一) 修复后的建设工程经验收合格的, 发包人可以请求承包人承担修复费用;

(二) 修复后的建设工程经验收不合格的, 承包人无权请求参照合同关于工程价款的约定折价补偿。

发包人对因建设工程不合格造成的损失有过错的, 应当承担相应的责任。

第七百九十四条 勘察、设计合同的内容一般包括提交有关基础资料和概预算等文件的期限、质量要求、费用以及其他协作条件等条款。

第七百九十五条 施工合同的内容一般包括工程范围、建设工期、中间交工工程的开工和竣工时间、工程质量、工程造价、技术资料交付时间、材料和设备供应责任、拨款和结算、

第 790 条 建設工事の入札募集・入札活動は、関係する法律の規定によりこれを公開、公平かつ公正に行わなければならない。

第 791 条 発注者は、総請負人と建設工事契約を締結することができ、また、それぞれ実地調査者、設計者又は施工者と実地調査、設計又は施工請負契約を締結することもできる。発注者は、1 名の請負人が完成すべき建設工事をいくつかの部分に分解して複数の請負人に対し発注してはならない。

総請負人又は実地調査、設計若しくは施工請負人は、発注者の同意を経て、自己の請け負う作業の一部を第三者に引き渡して完成させることができる。第三者は、自らが完成した作業成果について、総請負人又は実地調査、設計若しくは施工請負人とともに発注者に対し連帯責任を負う。請負人は、自らが請け負った建設工事の全部を第三者に再請負させ、又は自らが請け負った建設工事の全部を分解した後、下請負の名で第三者にそれぞれ再請負させてはならない。

請負人が相応する資質条件を具備しない単位に工事を下請負させることは、これを禁止する。下請負単位が自らが請け負った工事を再下請負させることは、これを禁止する。建設工事の主体構造の施工は、必ず請負人が自らこれを完成しなければならない。

第 792 条 国の重大建設工事契約は、国の定める手続及び国の認可する投資計画、フィージビリティ・スタディ報告等の文書に従いこれを締結しなければならない。

第 793 条 建設工事施工契約は無効であるけれども、建設工事は検収を経て合格している場合には、工事代金に関する契約の約定を参照して価額評価し請負人に補償することができる。

建設工事施工契約が無効であり、かつ、建設工事が検収を経て不合格である場合には、次の事由に従い処理する。

(一) 修復後の建設工事が検収を経て合格である場合には、発注者は、請負人に対し修復費用を負担するよう請求することができる。

(二) 修復後の建設工事が検収を経て不合格である場合には、請負人は、工事代金に関する契約の約定を参照して価額評価し補償するよう請求する権利を有しない。

発注者は、建設工事が不合格であることによりもたらされる損害について故意・過失がある場合には、相応する責任を負わなければならない。

第 794 条 実地調査及び設計契約の内容には、一般に関係する基礎資料及び概予算等の文書の提出期限、品質上の要求、費用及びその他の協力条件等の条項を含む。

第 795 条 施工契約の内容には、一般に工事範囲、建設工期、中間引渡工事の着工及び竣工の時期、工物品質、工事代金、技術資料引渡しの時期、材料及び設備の供給責任、資金

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

竣工验收、质量保修范围和质量保证期、相互协作等条款。

第七百九十六条 建设工程实行监理的, 发包人应当与监理人采用书面形式订立委托监理合同。发包人与监理人的权利和义务以及法律责任, 应当依照本编委托合同以及其他有关法律、行政法规的规定。

第七百九十七条 发包人在不妨碍承包人正常作业的情况下, 可以随时对作业进度、质量进行检查。

第七百九十八条 隐蔽工程在隐蔽以前, 承包人应当通知发包人检查。发包人没有及时检查的, 承包人可以顺延工程日期, 并有权请求赔偿停工、窝工等损失。

第七百九十九条 建设工程竣工后, 发包人应当根据施工图纸及说明书、国家颁发的施工验收规范和质量检验标准及时进行验收。验收合格的, 发包人应当按照约定支付价款, 并接收该建设工程。

建设工程竣工验收合格后, 方可交付使用; 未经验收或者验收不合格的, 不得交付使用。

第八百条 勘察、设计的质量不符合要求或者未按照期限提交勘察、设计文件拖延工期, 造成发包人损失的, 勘察人、设计人应当继续完善勘察、设计, 减收或者免收勘察、设计费并赔偿损失。

第八百零一条 因施工人的原因致使建设工程质量不符合合同约定的, 发包人有权请求施工人在合理期限内无偿修理或者返工、改建。经过修理或者返工、改建后, 造成逾期交付的, 施工人应当承担违约责任。

第八百零二条 因承包人的原因致使建设工程在合理使用期限内造成人身损害和财产损失的, 承包人应当承担赔偿责任。

第八百零三条 发包人未按照约定的时间和要求提供原材料、设备、场地、资金、技术资料的, 承包人可以顺延工程日期, 并有权请求赔偿停工、窝工等损失。

第八百零四条 因发包人的原因致使工程中途停建、缓建的, 发包人应当采取措施弥补或者减少损失, 赔偿承包人因此

支给及び決済、竣工検収、品質修理保証範囲及び品質保証期間、相互協力等の条項を含む。

第 796 条 建設工事につき監理を実行する場合には、発注者は、書面による形式を採用して監理人と監理委託契約を締結しなければならない。発注者と監理人の権利、義務及び法律責任は、この編の委託契約その他関係する法律及び行政法規の規定によらなければならない。

第 797 条 発注者は、請負人の正常な作業を妨害しない状況のもとで、随時に作業進捗又は品質について検査をすることができる。

第 798 条 隠蔽工事については、隠蔽する前に、請負人は、検査するよう発注者に通知しなければならない。発注者が遅滞なく検査しない場合には、請負人は、工事日を順延することができ、かつ、工事停止、手待ち等の損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第 799 条 建設工事が竣工した後に、発注者は、施工図面及び説明書並びに国が発布する施工検収規範及び品質検査標準に基づき遅滞なく検収をしなければならない。検収に合格した場合には、発注者は、約定に従い代金を支払い、かつ、当該建設工事を受領しなければならない。

建設工事は、竣工し検収を経て合格した後に限り、これを使用に引き渡すことができる。検収を経ず、又は検収に合格しない場合には、使用に引き渡してはならない。

第 800 条 実地調査若しくは設計の品質が要求に適合せず、又は期限どおりに実地調査若しくは設計文書を提出しないで工期を遅延させて発注者に損害をもたらした場合には、実地調査者又は設計者は、実地調査又は設計を継続して完全なものとし、実地調査又は設計料の收受を軽減し、又は免除し、かつ、損害を賠償しなければならない。

第 801 条 施工者の原因により建設工事の品質が約定に適合しなくなった場合には、発注者は、施工者に対し合理的な期間内に無償で修理し、又は工事をやり直し、若しくは改築するように請求する権利を有する。修理又は工事のやり直し若しくは改築を経た後に、期限を徒過した引渡しをもたらした場合には、施工者は、違約責任を負わなければならない。

第 802 条 請負人の原因により建設工事が合理的な使用期間内において人身上の損害及び財産上の損害をもたらした場合には、請負人は、賠償責任を負わなければならない。

第 803 条 発注者が約定された時及び要求どおりに原材料、設備、場所、資金又は技術資料を提供しない場合には、請負人は、工事日を順延することができ、かつ、工事停止、手待ち等の損害を賠償するよう請求する権利を有する。

第 804 条 発注者の原因により工事が途中で建設停止し、又は建設延期することとなった場合には、発注者は、措置を講じ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

造成的停工、窝工、倒运、机械设备调迁、材料和构件积压等损失和实际费用。

第八百零五条 因发包人变更计划, 提供的资料不准确, 或者未按照期限提供必需的勘察、设计工作条件而造成勘察、设计的返工、停工或者修改设计, 发包人应当按照勘察人、设计人实际消耗的工作量增付费用。

第八百零六条 承包人将建设工程转包、违法分包的, 发包人可解除本合同。

发包人提供的主要建筑材料、建筑构配件和设备不符合强制性标准或者不履行协助义务, 致使承包人无法施工, 经催告后在合理期限内仍未履行相应义务的, 承包人可以解除合同。

合同解除后, 已经完成的建设工程质量合格的, 发包人应当按照约定支付相应的工程价款; 已经完成的建设工程质量不合格的, 参照本法第七百九十三条的规定处理。

第八百零七条 发包人未按照约定支付价款的, 承包人可以催告发包人在合理期限内支付价款。发包人逾期不支付的, 除根据建设工程的性质不宜折价、拍卖外, 承包人可以与发包人协议将该工程折价, 也可以请求人民法院将该工程依法拍卖。建设工程的价款就该工程折价或者拍卖的价款优先受偿。

第八百零八条 本章没有规定的, 适用承揽合同的有关规定。

第十九章 运输合同

第一节 一般规定

第八百零九条 运输合同是承运人将旅客或者货物从起运地点运输到约定地点, 旅客、托运人或者收货人支付票款或者运输费用的合同。

第八百一十条 从事公共运输的承运人不得拒绝旅客、托运人通常、合理的运输要求。

第八百一十一条 承运人应当在约定期限或者合理期限内将旅客、货物安全运输到约定地点。

第八百一十二条 承运人应当按照约定的或者通常的运输路线将旅客、货物运输到约定地点。

第八百一十三条 旅客、托运人或者收货人应当支付票款或

者损害を補填し、又は減少させ、これによりもたらされた工事停止、手待ち、転送、機械設備の移動、材料及び部材の在庫過剰等の請負人の損害及び実際の費用を賠償しなければならない。

第 805 条 発注者が計画を変更し、提供した資料が不正確であり、又は期限どおりに必要な実地調査若しくは設計作業条件を提供しないことにより実地調査又は設計の作業やり直し、作業停止又は設計修正をもたらした場合には、発注者は、実地調査者又は設計者が実際に消費した作業量に従い費用を増額して支払わなければならない。

第 806 条 請負人が建設工事を再請負させ、又は違法に下請負させた場合には、発注者は、契約を解除することができる。

発注者が、提供する主たる建築材料、建築部材・附属部品及び設備が強制性標準に適合せず、又は協力義務を履行せず、請負人が施工するすべがなくなった場合において、催告を経た後の合理的な期間内になお対応する義務を履行しないときは、請負人は、契約を解除することができる。

契約の解除後において、既に完成した建設工事の品質が合格であるときは、発注者は、約定に従い対応する工事代金を支払わなければならない。既に完成した建設工事の品質が不合格である場合には、第 793 条の規定を参照して処理する。

第 807 条 発注者が約定どおりに代金を支払わない場合には、請負人は、合理的な期間内に代金を支払うよう発注者に催告することができる。発注者が期限を徒過して支払わない場合には、建設工事の性質に基づき価額評価し、及び競売することが適切でないときを除き、請負人は、発注者と合意して当該工事を価額評価することができ、また、人民法院に対し当該工事を法により競売するよう請求することもできる。建設工事の代金は、当該工事の価額評価又は競売の代金について優先的に弁済を受ける。

第 808 条 この章に定めのない場合には、請負契約の関係規定を適用する。

第 19 章 運送契約

第 1 節 一般規定

第 809 条 運送契約は、運送人が旅客又は貨物を運送開始場所から約定場所に運送し、旅客、荷送人又は荷受人が切符代又は運送費用を支払う契約である。

第 810 条 公共運送に従事する運送人は、旅客及び荷送人の通常の、及び合理的な運送要求を拒絶してはならない。

第 811 条 運送人は、約定期間又は合理的な期間内に旅客又は貨物を安全に約定場所まで運送しなければならない。

第 812 条 運送人は、約定した、又は通常の運送路線に従い旅客又は貨物を約定場所まで運送しなければならない。

第 813 条 旅客、荷送人又は荷受人は、切符代又は運送費用

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

者运输费用。承运人未按照约定路线或者通常路线运输增加票款或者运输费用的，旅客、托运人或者收货人可以拒绝支付增加部分的票款或者运输费用。

第二节 客运合同

第八百一十四条 客运合同自承运人向旅客出具客票时成立，但是当事人另有约定或者另有交易习惯的除外。

第八百一十五条 旅客应当按照有效客票记载的时间、班次和座位号乘坐。旅客无票乘坐、超程乘坐、越级乘坐或者持不符合减价条件的优惠客票乘坐的，应当补交票款，承运人可以按照规定加收票款；旅客不支付票款的，承运人可以拒绝运输。

实名制客运合同的旅客丢失客票的，可以请求承运人挂失补办，承运人不得再次收取票款和其他不合理费用。

第八百一十六条 旅客因自己的原因不能按照客票记载的时间乘坐的，应当在约定的期限内办理退票或者变更手续；逾期办理的，承运人可以不退票款，并不再承担运输义务。

第八百一十七条 旅客随身携带行李应当符合约定的限量和品类要求；超过限量或者违反品类要求携带行李的，应当办理托运手续。

第八百一十八条 旅客不得随身携带或者在行李中夹带易燃、易爆、有毒、有腐蚀性、有放射性以及可能危及运输工具上人身和财产安全的危险物品或者违禁物品。

旅客违反前款规定的，承运人可以将危险物品或者违禁物品卸下、销毁或者送交有关部门。旅客坚持携带或者夹带危险物品或者违禁物品的，承运人应当拒绝运输。

第八百一十九条 承运人应当严格履行安全运输义务，及时告知旅客安全运输应当注意的事项。旅客对承运人为安全运输所作的合理安排应当积极协助和配合。

第八百二十条 承运人应当按照有效客票记载的时间、班次和座位号运输旅客。承运人迟延运输或者有其他不能正常运

を支払わなければならない。運送人が約定の路線又は通常路線どおりに運送せず切符代又は運送費用を増加させた場合には、旅客、荷送人又は荷受人は、増加部分の切符代又は運送費用の支払いを拒絶することができる。

第 2 節 旅客運送契約

第 814 条 旅客運送契約は、運送人が旅客に対し切符を発行した時から成立する。ただし、当事者に別段の約定があり、又は別段の取引慣習がある場合を除く。

第 815 条 旅客は、有効な切符に記載された時間、便及び座席番号に従い搭乗しなければならない。旅客が切符を所持せずに搭乗し、乗り越して搭乗し、等級を超えて搭乗し、又は減価条件に適合しない優遇切符を所持して搭乗した場合には、切符代の支払いを補足しなければならない。運送人は規定に従い切符代を増額収受することができる。旅客が切符代を支払わない場合には、運送人は、運送を拒絶することができる。

实名制旅客運送契約の旅客は、切符を紛失した場合には、紛失を届け出て補充手続をするよう運送人に請求することができる。運送人は、切符及びその他の合理的でない費用を再度収受してはならない。

第 816 条 旅客は、自己の原因により切符に記載された時間どおりに搭乗することができない場合には、約定された期間内に切符の払戻し又は変更の手続をしなければならない。期限を徒過して手続する場合には、運送人は、切符代を返還せず、かつ、運送義務を負わないことができる。

第 817 条 旅客の手回りの手荷物は、約定された制限量及び品目要求に適合しなければならない。制限量を超え、又は品目要求に違反して手荷物を携行する場合には、託送手続をしなければならない。

第 818 条 旅客は、燃えやすく、爆発しやすく、有毒であり、腐食性があり、放射性があり、及び運送手段上の人身及び財産の安全に危害を及ぼすおそれがある危険物品又は違法禁止物品を手回り品として携行し、又は手荷物の中に入れて持ち込んではならない。

旅客が前項の規定に違反した場合には、運送人は、危険物品又は違法禁止物品を降ろし、廃棄し、又は関係部門に引き渡すことができる。旅客が危険物品又は違法禁止物品の携行又は持込みに固執する場合には、運送人は、運送を拒絶しなければならない。

第 819 条 運送人は、安全運送義務を厳格に履行し、安全運送につき注意すべき事項を遅滞なく旅客に告知しなければならない。旅客は、運送人が安全運送のために行う合理的な手配に対し積極的に協助し、及び協力しなければならない。

第 820 条 運送人は、切符に記載された時間、便及び座席番号に従い旅客を運送しなければならない。運送人は、運送を遅

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

运输情形的,应当及时告知和提醒旅客,采取必要的安置措施,并根据旅客的要求安排改乘其他班次或者退票;由此造成旅客损失的,承运人应当承担赔偿责任,但是不可归责于承运人的除外。

第八百二十一条 承运人擅自降低服务标准的,应当根据旅客的请求退票或者减收票款;提高服务标准的,不得加收票款。

第八百二十二条 承运人在运输过程中,应当尽力救助患有急病、分娩、遇险的旅客。

第八百二十三条 承运人应当对运输过程中旅客的伤亡承担赔偿责任;但是,伤亡是旅客自身健康原因造成的或者承运人证明伤亡是旅客故意、重大过失造成的除外。

前款规定适用于按照规定免票、持优待票或者经承运人许可搭乘的无票旅客。

第八百二十四条 在运输过程中旅客随身携带物品毁损、灭失,承运人有过错的,应当承担赔偿责任。

旅客托运的行李毁损、灭失的,适用货物运输的有关规定。

第三节 货运合同

第八百二十五条 托运人办理货物运输,应当向承运人准确表明收货人的姓名、名称或者凭指示的收货人,货物的名称、性质、重量、数量,收货地点等有关货物运输的必要情况。

因托运人申报不实或者遗漏重要情况,造成承运人损失的,托运人应当承担赔偿责任。

第八百二十六条 货物运输需要办理审批、检验等手续的,托运人应当将办理完有关手续的文件提交承运人。

第八百二十七条 托运人应当按照约定的方式包装货物。对包装方式没有约定或者约定不明确的,适用本法第六百一十九条的规定。

托运人违反前款规定的,承运人可以拒绝运输。

第八百二十八条 托运人托运易燃、易爆、有毒、有腐蚀性、

延し、又は正常に運送することができないその他の事由がある場合には、遅滞なく旅客に告知し、及び注意喚起し、必要な安定配置措置を講じ、かつ、旅客の要求に基づき他の便への乗換え又は切符の払戻しを手配しなければならない。これにより旅客に損害をもたらした場合には、運送人は、賠償責任を負わなければならない。ただし、運送人の責に帰することができない場合を除く。

第 821 条 運送人は、無断でサービス標準を引き下げた場合には、旅客の請求に基づき切符を払い戻し、又は切符代を減額收受しなければならない。サービス標準を引き上げる場合には、切符代を増額收受してはならない。

第 822 条 運送人は、運送過程において、急病に罹患し、分娩し、又は危険に遭遇した旅客の救助に力を尽くさなければならない。

第 823 条 運送人は、運送過程における旅客の死傷について賠償責任を負わなければならない。ただし、死傷が旅客自身の健康上の原因によりもたらされた場合、又は死傷が旅客の故意若しくは重大な過失によりもたらされた旨を運送人が証明した場合を除く。

前項の規定は、規定に従い切符を免除され、優待切符を所持し、又は運送人の許諾を経て搭乗する切符を所持しない旅客に適用される。

第 824 条 運送過程において旅客の手回り品が毀損し、又は滅失した場合において、運送人は、故意・過失があるときは、賠償責任を負わなければならない。

旅客の託送する手荷物が毀損し、又は滅失した場合には、貨物運送の関係規定を適用する。

第 3 節 貨物運送契約

第 825 条 荷送人は、貨物運送を手續する場合には、運送人に対し荷受人の氏名若しくは名称又は指示に基づく荷受人、貨物の名称、性質、重量及び数量、荷受場所等の貨物運送に関係する必要な状況を正確に明示しなければならない。

荷送人の申告不实又は重要状況の遺漏により運送人に損害をもたらした場合には、荷送人は、賠償責任を負わなければならない。

第 826 条 貨物運送について審査認可、検査等の手續をする必要がある場合には、荷送人は、関係手續を完了した文書を運送人に提出しなければならない。

第 827 条 荷送人は、約定された方式に従い貨物を包装しなければならない。包装方式について約定せず、又は約定が明確でない場合には、第 619 条の規定を適用する。

荷送人が前項の規定に違反した場合には、運送人は、運送を拒絶することができる。

第 828 条 荷送人は、燃えやすく、爆発しやすく、有毒であり、

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

有放射性等危险物品的, 应当按照国家有关危险物品运输的规定对危险物品妥善包装, 做出危险物品标志和标签, 并将有关危险物品的名称、性质和防范措施的书面材料提交承运人。

托运人违反前款规定的, 承运人可以拒绝运输, 也可以采取相应措施以避免损失的发生, 因此产生的费用由托运人负担。

第二百二十九条 在承运人将货物交付收货人之前, 托运人可以要求承运人中止运输、返还货物、变更到达地或者将货物交给其他收货人, 但是应当赔偿承运人因此受到的损失。

第三百十条 货物运输到达后, 承运人知道收货人的, 应当及时通知收货人, 收货人应当及时提货。收货人逾期提货的, 应当向承运人支付保管费等费用。

第三百十一条 收货人提货时应当按照约定的期限检验货物。对检验货物的期限没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 应当在合理期限内检验货物。收货人在约定的期限或者合理期限内对货物的数量、毁损等未提出异议的, 视为承运人已经按照运输单证的记载交付的初步证据。

第三百十二条 承运人对运输过程中货物的毁损、灭失承担赔偿责任。但是, 承运人证明货物的毁损、灭失是因不可抗力、货物本身的自然性质或者合理损耗以及托运人、收货人的过错造成的, 不承担赔偿责任。

第三百十三条 货物的毁损、灭失的赔偿额, 当事人有约定的, 按照其约定; 没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 按照交付或者应当交付时货物到达地的市场价格计算。法律、行政法规对赔偿额的计算方法和赔偿限额另有规定的, 依照其规定。

第三百十四条 两个以上承运人以同一运输方式联运的, 与托运人订立合同的承运人应当对全程运输承担责任; 损失发生在某一运输区段的, 与托运人订立合同的承运人和该区段的承运人承担连带责任。

第三百十五条 货物在运输过程中因不可抗力灭失, 未收

腐食性があり、放射性がある等の危険物品を託送する場合には、危険物品の運送に係る国の規定に従い、危険物品について適切に包装し、危険物品の標識及びラベルを付し、かつ、危険物品の名称、性質及び防御措置に係る書面資料を運送人に提出しなければならない。

荷送人が前項の規定に違反した場合には、運送人は、運送を拒絶することができ、また、損害の発生を回避するため相応する措置を講ずることもでき、これにより生ずる費用は荷送人がこれを負担する。

第 829 条 運送人が貨物を荷受人に引き渡す前に、荷送人は、運送人に対し運送を中止し、貨物を返還し、到達地を変更し、又は貨物をその他の荷受人に引き渡すよう要求することができる。ただし、運送人がこれにより受ける損害を賠償しなければならない。

第 830 条 貨物が運送され到達した後に、運送人は、荷受人を知る場合には、遅滞なく荷受人に通知しなければならない。荷受人は、遅滞なく貨物を引き取らなければならない。荷受人は、期限を徒過して貨物を引き取る場合には、運送人に対し保管料等の費用を支払わなければならない。

第 831 条 荷受人は、貨物を引き取る際に、約定された期間に従い貨物を検査しなければならない。貨物検査の期間について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、合理的な期間内に貨物を検査しなければならない。荷受人が約定された期間又は合理的な期間内に貨物の数量、毀損等について異議を提起しない場合には、運送人が既に運送書類の記載に従い引き渡した旨の初步的証拠であるとみなす。

第 832 条 運送人は、運送過程における貨物の毀損及び滅失について賠償責任を負う。ただし、運送人は、貨物の毀損又は滅失が不可抗力、貨物自体の自然的性質又は合理的な損耗及び荷送人又は荷受人の故意・過失によりもたらされたものである旨を証明する場合には、賠償責任を負わない。

第 833 条 貨物の毀損又は滅失の賠償額については、当事者に約定がある場合には、当該約定に従う。約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、引き渡し、又は引き渡すべき時の貨物到達地の市場価格に従い計算する。法律又は行政法規に賠償額の計算方法及び賠償限度額について別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 834 条 複数の運送人が同一の運送方式により共同運送する場合には、荷送人と契約を締結した運送人は、全行程の運送について責任を負わなければならない。特定の運送区間において損害が発生した場合には、荷送人と契約を締結した運送人及び当該区間の運送人は、連帯責任を負う。

第 835 条 貨物が運送過程において不可抗力により滅失した

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

取运费的, 承运人不得请求支付运费; 已经收取运费的, 托运人可以请求返还。法律另有规定的, 依照其规定。

第八百三十六条 托运人或者收货人不支付运费、保管费或者其他费用的, 承运人对相应的运输货物享有留置权, 但是当事人另有约定的除外。

第八百三十七条 收货人不明或者收货人无正当理由拒绝受领货物的, 承运人依法可以提存货物。

第四节 多式联运合同

第八百三十八条 多式联运经营人负责履行或者组织履行多式联运合同, 对全程运输享有承运人的权利, 承担承运人的义务。

第八百三十九条 多式联运经营人可以与参加多式联运的各区段承运人就多式联运合同的各区段运输约定相互之间的责任; 但是, 该约定不影响多式联运经营人对全程运输承担的义务。

第八百四十条 多式联运经营人收到托运人交付的货物时, 应当签发多式联运单据。按照托运人的要求, 多式联运单据可以是可转让单据, 也可以是不可转让单据。

第八百四十一条 因托运人托运货物时的过错造成多式联运经营人损失的, 即使托运人已经转让多式联运单据, 托运人仍然应当承担赔偿责任。

第八百四十二条 货物的毁损、灭失发生于多式联运的某一运输区段的, 多式联运经营人的赔偿责任和责任限额, 适用调整该区段运输方式的有关法律规定; 货物毁损、灭失发生的运输区段不能确定的, 依照本章规定承担赔偿责任。

第二十章 技术合同

第一节 一般规定

第八百四十三条 技术合同是当事人就技术开发、转让、许可、咨询或者服务订立的确立相互之间权利和义务的合同。

第八百四十四条 订立技术合同, 应当有利于知识产权的保护和科学技术的进步, 促进科学技术成果的研发、转化、应用和推广。

第八百四十五条 技术合同的内容一般包括项目的名称, 标的的内容、范围和要求, 履行的计划、地点和方式, 技术信息

場合において、運賃を収受していないときは、運送人は、運賃を支払うよう請求してはならない。既に運賃を収受しているときは、荷送人は、返還するよう請求することができる。法律に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 836 条 荷送人又は荷受人が運賃、保管料その他の費用を支払わない場合には、運送人は、相応する運送貨物について留置権を享有する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 837 条 荷受人が不明であり、又は荷受人が正当な理由なく貨物の受領を拒絶する場合には、運送人は、法により貨物を供託することができる。

第 4 節 複合運送契約

第 838 条 複合運送経営者は、複合運送契約の履行又は履行の組織に責任を負い、全行程の運送について運送人としての権利を享有し、運送人としての義務を負う。

第 839 条 複合運送経営者は、複合運送に参加する各区間運送人と、複合運送契約の各区間の運送について相互間の責任を約定することができる。ただし、当該約定は、全行程の運送に対し複合運送経営者が負う義務に影響しない。

第 840 条 複合運送経営者は、荷送人の引き渡す貨物を受領する際に、複合運送証書を発行しなければならない。荷送人の要求に従い、複合運送証書は、譲渡可能証書とすることができ、また、譲渡不能証書とすることもできる。

第 841 条 荷送人の貨物託送の際の故意・過失により複合運送経営者に損害がもたらされた場合には、荷送人が既に複合運送証書を譲渡していても、荷送人は、なお賠償責任を負わなければならない。

第 842 条 貨物の毀損又は滅失が複合運送の特定の運送区間において発生した場合には、複合運送経営者の賠償責任及び責任限度額には、当該区間の運送方式を調整する関係法律の規定を適用する。貨物の毀損又は滅失の発生した運送区間につき確定することができない場合には、この章の規定により賠償責任を負う。

第 20 章 技術契約

第 1 節 一般規定

第 843 条 技術契約は、当事者が技術の開発、譲渡、許諾、コンサルティング又はサービスについて締結する、相互間の権利及び義務を確立する契約である。

第 844 条 技術契約を締結するにあたっては、知的財産権の保護及び科学技術の進歩に資し、科学技術成果の研究開発、実用化、応用及び普及を促進しなければならない。

第 845 条 技術契約の内容には、一般にプロジェクトの名称、目的の内容、範囲及び要求、履行される計画、場所及び方式、

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

和資料の保密、技術成果の帰属和収益の分配办法、验收标准和方法、名词和术语的解释等条款。

与履行合有関的技术背景资料、可行性论证和技术评价报告、项目任务书和计划书、技术标准、技术规范、原始设计和工艺文件、以及其他技术文档、按照当事人的约定可以作为合同的组成部分。

技术合同涉及专利的、应当注明发明创造的名称、专利申请人和专利权人、申请日期、申请号、专利号以及专利权的有效期。

第四百四十六条 技术合同价款、报酬或者使用费的支付方式由当事人约定、可以采取一次总算、一次总付或者一次总算、分期支付、也可以采取提成支付或者提成支付附加预付入门费的方式。

约定提成支付的、可以按照产品价格、实施专利和使用技术秘密后新增的产值、利润或者产品销售额的一定比例提成、也可以按照约定的其他方式计算。提成支付的比例可以采取固定比例、逐年递增比例或者逐年递减比例。

约定提成支付的、当事人可以约定查阅有关会计账目的办法。

第四百四十七条 职务技术成果的使用权、转让权属于法人或者非法人组织的、法人或者非法人组织可以就该项职务技术成果订立技术合同。法人或者非法人组织订立技术合同转让职务技术成果时、职务技术成果的完成人享有以同等条件优先受让的权利。

职务技术成果是执行法人或者非法人组织的工作任务、或者主要是利用法人或者非法人组织的物质技术条件所完成的技术成果。

第四百四十八条 非职务技术成果的使用权、转让权属于完成技术成果的个人、完成技术成果的个人可以就该项非职务技术成果订立技术合同。

第四百四十九条 完成技术成果的个人享有在有关技术成果文件上写明自己是技术成果完成者的权利和取得荣誉证书、奖励的权利。

第四百五十条 非法垄断技术或者侵害他人技术成果的技术合同无效。

第二节 技术开发合同

第四百五十一条 技术开发合同是当事人之间就新技术、新

技術情報及び資料の秘密保持、技術成果の帰属及び収益の分配办法、検収標準及び方法、名詞及び用語の解釈等の条項を含む。

契約の履行と関係する技術背景資料、フィジビリティ論証及び技術評価報告、プロジェクト任務書及び計画書、技術標準、技術規範、原設計及びプロセス文書その他の技術文書については、当事者の約定に従い契約の構成部分とすることができる。

技術契約が特許にかかわる場合には、発明創造の名称、特許出願人及び特許権者、出願日、出願番号、特許番号並びに特許権の有効期間を明記しなければならない。

第 846 条 技術契約の代金、報酬又は使用料の支払方式については、当事者が約定するものとし、一括計算・一括支払い又は一括計算・分割支払いを採用することができ、また、ランニングロイヤリティ又はランニングロイヤリティにイニシャルロイヤリティの前払いを付加する方式を採用することもできる。

ランニングロイヤリティを約定した場合には、製品価格、特許の実施及びノウハウの使用後に新たに増加した製品価値、利益又は製品売上額の一定比率に従い算出することができ、また、約定されたその他の方式に従い計算することもできる。ランニングロイヤリティの比率については、固定比率、逐年通増比率又は逐年通減比率を採用することができる。

ランニングロイヤリティを約定した場合には、当事者は、関係する会計科目を閲覧する方法を契約中に約定することができる。

第 847 条 職務技術成果の使用権及び譲渡権が法人又は非法人組織に属する場合には、法人又は非法人組織は、当該職務技術成果について技術契約を締結することができる。法人又は非法人組織が技術契約を締結して職務技術成果を譲渡する場合には、職務技術成果の完成者は、同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有する。

職務技術成果は、法人若しくは非法人組織の業務上の任務を執行し、又は主として法人若しくは非法人組織の物質的技術条件を利用して完成した技術成果である。

第 848 条 非職務技術成果の使用権及び譲渡権は、技術成果を完成させた個人に属する。技術成果を完成させた個人は、当該非職務技術成果について技術契約を締結することができる。

第 849 条 技術成果を完成させた個人は、技術成果に関係する文書上に自己が技術成果の完成者である旨を明記する権利並びに荣誉证书及び報奨を取得する権利を享有する。

第 850 条 不法に技術を独占し、又は他人の技術成果を侵害する技術契約は、無効とする。

第 2 節 技術開発契約

第 851 条 技術開発契約は、当事者間において新技術、新製

本資料の日訳文に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料ヘッダー青字部分に記載の場合を除いては、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

また、本資料は、原文解釈のための参考に供するためだけにのみ、作成されたものであり、法令に対する解釈、説明及び解説等を含むものではありません。翻訳の正確性を含むがこれに限らない本資料に起因する問題について、弊社、弊グループ及び弊グループに属する個人は一切の責任を負いません。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

产品、新工艺、新品种或者新材料及其系统的研究开发所订立的合同。

技术开发合同包括委托开发合同和合作开发合同。

技术开发合同应当采用书面形式。

当事人之间就具有实用价值的科技成果实施转化订立的合同，参照适用技术开发合同的有关规定。

第八百五十二条 委托开发合同的委托人应当按照约定支付研究开发经费和报酬，提供技术资料，提出研究开发要求，完成协作事项，接受研究开发成果。

第八百五十三条 委托开发合同的研究开发人应当按照约定制定和实施研究开发计划，合理使用研究开发经费，按期完成研究开发工作，交付研究开发成果，提供有关的技术资料和必要的技术指导，帮助委托人掌握研究开发成果。

第八百五十四条 委托开发合同的当事人违反约定造成研究开发工作停滞、延误或者失败的，应当承担违约责任。

第八百五十五条 合作开发合同的当事人应当按照约定进行投资，包括以技术进行投资，分工参与研究开发工作，协作配合研究开发工作。

第八百五十六条 合作开发合同的当事人违反约定造成研究开发工作停滞、延误或者失败的，应当承担违约责任。

第八百五十七条 作为技术开发合同标的的技术已经由他人公开，致使技术开发合同的履行没有意义的，当事人可以解除合同。

第八百五十八条 技术开发合同履行过程中，因出现无法克服的技术困难，致使研究开发失败或者部分失败的，该风险由当事人约定；没有约定或者约定不明确，依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的，风险由当事人合理分担。

当事人一方发现前款规定的可能致使研究开发失败或者部分失败的情形时，应当及时通知另一方并采取适当措施减少损失；没有及时通知并采取适当措施，致使损失扩大的，应当就扩大的损失承担责任。

第八百五十九条 委托开发完成的发明创造，除法律另有规定或者当事人另有约定外，申请专利的权利属于研究开发人。

品、新プロセス、新品种又は新材料及びそのシステムの研究開発について締結する契約である。

技術開発契約には、開発委託契約及び合作開発契約を含む。

技術開発契約については、書面による形式を採用しなければならない。

当事者間において実用価値を有する科学技術成果の実用化の実施について締結する契約については、技術開発契約の関係規定を参照して適用する。

第 852 条 開発委託契約の委託者は、約定に従い研究開発経費及び報酬を支払い、技術資料を提供し、研究開発要求を提出し、協力事項を完成させ、研究開発成果を受領しなければならない。

第 853 条 開発委託契約の研究開発者は、約定に従い研究開発計画を策定し、及び実施し、研究開発経費を合理的に使用し、期日に従い研究開発業務を完成させ、研究開発成果を引き渡し、関係する技術資料及び必要な技術指導を提供し、委託者が研究開発成果を掌握するのを援助しなければならない。

第 854 条 開発委託契約の当事者は、約定に違反して研究開発業務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合には、違約責任を負わなければならない。

第 855 条 合作開発契約の当事者は、約定に従い、技術による投資を含む投資をし、研究開発業務に分担して参与し、研究開発作業を協同・協力しなければならない。

第 856 条 合作開発契約の当事者は、約定に違反して研究開発業務の停滞、遅延又は失敗をもたらした場合には、違約責任を負わなければならない。

第 857 条 技術開発契約の目的としての技術が既に他人により公開されていることにより技術開発契約の履行に意義がなくなった場合には、当事者は、契約を解除することができる。

第 858 条 技術開発契約の履行過程において、克服するすべのない技術上の困難が生じたことにより研究開発が失敗し、又は一部失敗することとなった場合には、当該リスクについては、当事者が約定する。約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、リスクについては、当事者が合理的に分担する。

当事者の一方は、前項所定の、研究開発が失敗し、又は一部失敗することとなるおそれがある事由を発見した場合には、遅滞なく他の一方に通知し、かつ、適当な措置を講じて損害を減少させなければならない。遅滞なく通知せず、かつ、適当な措置を講じないで損害の拡大をもたらした場合には、拡大した損害について責任を負わなければならない。

第 859 条 開発委託により完成した発明創造について、法律に別段の定めがあり、又は当事者に別段の約定がある場合を

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

研究開発人取得専利的, 委托人可以依法实施该专利。

研究開発人转让专利申请权的, 委托人享有以同等条件优先受让的权利。

第八百六十条 合作开发完成的发明创造, 申请专利的权利属于合作开发的当事人共有; 当事人一方转让其共有的专利申请权的, 其他各方享有以同等条件优先受让的权利。但是, 当事人另有约定的除外。

合作开发的当事人一方声明放弃其共有的专利申请权的, 除当事人另有约定外, 可以由另一方单独申请或者由其他各方共同申请。申请人取得专利权的, 放弃专利申请权的一方可以免费实施该专利。

合作开发的当事人一方不同意申请专利的, 另一方或者其他各方不得申请专利。

第八百六十一条 委托开发或者合作开发完成的技术秘密成果的使用权、转让权以及收益的分配办法, 由当事人约定; 没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 在没有相同技术方案被授予专利权前, 当事人均有使用和转让的权利。但是, 委托开发的研究开发人不得在向委托人交付研究开发成果之前, 将研究开发成果转让给第三人。

第三节 技术转让合同和技术许可合同

第八百六十二条 技术转让合同是合法拥有技术的权利人, 将现有特定的专利、专利申请、技术秘密的相关权利让与他人所订立的合同。

技术许可合同是合法拥有技术的权利人, 将现有特定的专利、技术秘密的相关权利许可他人实施、使用所订立的合同。

技术转让合同和技术许可合同中关于提供实施技术的专用设备、原材料或者提供有关的技术咨询、技术服务的约定, 属于合同的组成部分。

第八百六十三条 技术转让合同包括专利权转让、专利申请权转让、技术秘密转让等合同。

技术许可合同包括专利实施许可、技术秘密使用许可等合同。

技术转让合同和技术许可合同应当采用书面形式。

第八百六十四条 技术转让合同和技术许可合同可以约定实

除き、特許を出願する権利は、研究開発者に属する。研究開発者が特許権を取得した場合には、委託者は、法により当該特許を実施することができる。

研究開発者が特許出願権を譲渡する場合には、委託者は、同等の条件により優先的に譲り受ける権利を享有する。

第 860 条 合作開発により完成した発明創造について、特許を出願する権利は、合作開発の当事者の共有に属する。当事者の一方が自らの共有する特許出願権を譲渡する場合には、他の各当事者は、同等の条件により優先的に譲り受ける権利を享有する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

合作開発の当事者の一方が自らの共有する特許出願権を放棄する旨を声明した場合には、当事者に別段の約定がある場合を除き、他の一方が単独で出願し、又は他の各当事者が共同で出願することができる。出願人が特許権を取得した場合には、特許出願権を放棄した一方は、無償で当該特許を実施することができる。

合作開発の当事者の一方が特許出願に同意しない場合には、他の一方又は他の各当事者は、特許を出願してはならない。

第 861 条 開発委託又は合作開発により完成したノウハウ成果の使用権、譲渡権及び利益の分配方法については、当事者が約定する。約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、同一の技術方案に特許権が付与されるまでは、当事者は、いずれも使用し、及び譲渡する権利を有する。ただし、開発委託の研究開発者は、委託者に対し研究開発成果を引き渡す前に、研究開発成果を第三者に譲渡してはならない。

第 3 節 技術譲渡契約及び技術許諾契約

第 862 条 技術譲渡契約は、技術を適法に保有する権利者が、既存の特定の特許、特許出願及びノウハウの関連する権利を他人に譲渡するのに締結する契約である。

技術許諾契約は、技術を適法に保有する権利者が、既存の特定の特許又はノウハウの関連する権利につき他人に実施又は使用を許諾するのに締結する契約である。

技術譲渡契約及び技術許諾契約における、技術の実施にかかる専用設備若しくは原材料を提供し、又は関係する技術コンサルティング若しくは技術サービスを提供することに関する約定は、契約の構成部分に属する。

第 863 条 技術譲渡契約には、特許権譲渡、特許出願権譲渡、ノウハウ譲渡等の契約を含む。

技術許諾契約には、特許実施許諾、ノウハウ使用許諾等の契約を含む。

技術譲渡契約及び技術許諾契約については、書面による形式を採用しなければならない。

第 864 条 技術譲渡契約及び技術許諾契約は、特許を実施

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

施专利或者使用技术秘密的范围,但是不得限制技术竞争和技术发展。

第八百六十五条 专利实施许可合同仅在该专利权的存续期限内有效。专利权有效期限届满或者专利权被宣告无效的,专利权人不得就该专利与他人订立专利实施许可合同。

第八百六十六条 专利实施许可合同的许可人应当按照约定许可被许可人实施专利,交付实施专利有关的技术资料,提供必要的技术指导。

第八百六十七条 专利实施许可合同的被许可人应当按照约定实施专利,不得许可约定以外的第三人实施该专利,并按照约定支付使用费。

第八百六十八条 技术秘密转让合同的让与人和技术秘密使用许可合同的许可人应当按照约定提供技术资料,进行技术指导,保证技术的实用性、可靠性,承担保密义务。

前款规定的保密义务,不限制许可人申请专利,但是当事人另有约定的除外。

第八百六十九条 技术秘密转让合同的受让人和技术秘密使用许可合同的被许可人应当按照约定使用技术,支付转让费、使用费,承担保密义务。

第八百七十条 技术转让合同的让与人和技术许可合同的许可人应当保证自己是所提供的技术的合法拥有者,并保证所提供的技术完整、无误、有效,能够达到约定的目标。

第八百七十一条 技术转让合同的受让人和技术许可合同的被许可人应当按照约定的范围和期限,对让与人、许可人提供的技术中尚未公开的秘密部分,承担保密义务。

第八百七十二条 许可人未按照约定许可技术的,应当返还部分或者全部使用费,并应当承担违约责任;实施专利或者使用技术秘密超越约定的范围的,违反约定擅自许可第三人实施该项专利或者使用该项技术秘密的,应当停止违约行为,承担违约责任;违反约定的保密义务的,应当承担违约责任。

让与人承担违约责任,参照适用前款规定。

第八百七十三条 被许可人未按照约定支付使用费的,应当补交使用费并按照约定支付违约金;不补交使用费或者支付违约金的,应当停止实施专利或者使用技术秘密,交还技术资

料,又是ノウハウを使用する範囲を約定することができる。ただし、技術競争及び技術発展を制限してはならない。

第 865 条 特許実施許諾契約は、当該特許権の存続期間内においてのみ有効とする。特許権の有効期間が満了し、又は特許権が無効であると宣告された場合には、特許権者は、当該特許について他人と特許実施許諾契約を締結してはならない。

第 866 条 特許実施許諾契約の許諾者は、約定に従い被許諾者に特許の実施を許諾し、特許実施に関係する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない。

第 867 条 特許実施許諾契約の被許諾者は、約定に従い特許を実施しなければならない。約定したもの以外の第三者に当該特許の実施を許諾してはならず、かつ、約定に従い使用料を支払わなければならない。

第 868 条 ノウハウ譲渡契約の譲渡人及びノウハウ使用許諾契約の許諾者は、約定に従い技術資料を提供し、技術指導をし、技術の実用性及び信頼性を保証し、秘密保持義務を負わなければならない。

前項所定の秘密保持義務は、許諾者による特許の出願を制限しない。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 869 条 ノウハウ譲渡契約の譲受人及びノウハウ使用許諾契約の被許諾者は、約定に従い技術を使用し、譲渡料又は使用料を支払い、秘密保持義務を負わなければならない。

第 870 条 技術譲渡契約の譲渡人及び技術許諾契約の許諾者は、自己は提供する技術の適法な保有者である旨を保証し、かつ、提供する技術が完全で、誤りがなく、かつ、有効であり、約定された目標に到達することができる旨を保証しなければならない。

第 871 条 技術譲渡契約の譲受人及び技術許諾契約の被許諾者は、約定された範囲及び期間に従い、譲渡人又は許諾者の提供する技術中の公開されていない秘密部分について、秘密保持義務を負わなければならない。

第 872 条 許諾者は、約定どおりに技術を許諾しない場合には、使用料の一部又は全部を返還しなければならない。かつ、違約責任を負わなければならない。特許の実施又はノウハウの使用が約定された範囲を超えた場合、及び約定に違反して当該特許の実施又は当該ノウハウの使用を無断で第三者に許諾した場合には、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定された秘密保持義務に違反した場合には、違約責任を負わなければならない。

譲渡人が違約責任を負うにあたっては、前項の規定を参照して適用する。

第 873 条 被許諾者は、約定どおりに使用料を支払わない場合には、使用料の支払いを補足し、かつ、約定に従い違約金を支払わなければならない。使用料の支払いを補足せず、又は違

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

料、承担违约责任;实施专利或者使用技术秘密超越约定的范围的,未经许可人同意擅自许可第三人实施该专利或者使用该技术秘密的,应当停止违约行为,承担违约责任;违反约定的保密义务的,应当承担违约责任。

受让人承担违约责任,参照适用前款规定。

第八百七十四条 受让人或者被许可人按照约定实施专利、使用技术秘密侵害他人合法权益的,由让与人或者许可人承担责任,但是当事人另有约定的除外。

第八百七十五条 当事人可以按照互利的原则,在合同中约定实施专利、使用技术秘密后续改进的技术成果的分享办法;没有约定或者约定不明确,依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的,一方后续改进的技术成果,其他各方无权分享。

第八百七十六条 集成电路布图设计专有权、植物新品种权、计算机软件著作权等其他知识产权的转让和许可,参照适用本节的有关规定。

第八百七十七条 法律、行政法规对技术进出口合同或者专利、专利申请合同另有规定的,依照其规定。

第四节 技术咨询合同和技术服务合同

第八百七十八条 技术咨询合同是当事人一方以技术知识为对方就特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告等所订立的合同。

技术服务合同是当事人一方以技术知识为对方解决特定技术问题所订立的合同,不包括承揽合同和建设工程合同。

第八百七十九条 技术咨询合同的委托人应当按照约定阐明咨询的问题,提供技术背景材料及有关技术资料,接受受托人的工作成果,支付报酬。

第八百八十条 技术咨询合同的受托人应当按照约定的期限完成咨询报告或者解答问题,提出的咨询报告应当达到约定的要求。

第八百八十一条 技术咨询合同的委托人未按照约定提供必要的资料,影响工作进度和质量,不接受或者逾期接受工作成

約金を支払わないときは、特許の実施又はノウハウの使用を停止し、技術資料を返却し、違約責任を負わなければならない。特許の実施若しくはノウハウの使用が約定された範囲を超えた場合、又は許諾者の同意を経ないで当該特許の実施若しくは当該ノウハウの使用を無断で第三者に許諾した場合には、違約行為を停止し、違約責任を負わなければならない。約定された秘密保持義務に違反した場合には、違約責任を負わなければならない。

譲受人が違約責任を負うにあたっては、前項の規定を参照して適用する。

第 874 条 譲受人又は被許諾者が約定に従い特許を実施し、又はノウハウを使用して他人の適法な権益を侵害した場合には、譲渡人又は許諾者が責任を負う。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 875 条 当事者は、互恵の原則に従い、契約において特許の実施又はノウハウの使用にかかる後続改良の技術成果の共有方法を約定することができる。約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、一方が後続改良した技術成果については、他の各当事者は、共有する権利を有しない。

第 876 条 集積回路配置設計専有権、植物新品种権、コンピュータソフトウェア著作権等のその他の知的財産権の譲渡及び許諾については、この節の関係規定を参照して適用する。

第 877 条 法律又は行政法規に技術輸出入契約又は特許若しくは特許出願契約について別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 4 節 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約

第 878 条 技術コンサルティング契約は、当事者の一方が技術知識により相手方のため特定の技術プロジェクトについてフィージビリティ論証、技術予測、テーマ技術調査、分析評価報告等を提供するのに締結する契約である。

技術サービス契約は、当事者の一方が技術知識により相手方のため特定の技術問題を解決するのに締結する契約であり、請負契約及び建設工事契約を含まない。

第 879 条 技術コンサルティング契約の委託者は、約定に従いコンサルティングにかかる問題を明らかに説明し、技術背景材料及び関係する技術資料を提供し、受託者の業務成果を受け取り、報酬を支払わなければならない。

第 880 条 技術コンサルティング契約の受託者は、約定された期限に従いコンサルティング報告を完成させ、又は問題に解答しなければならない。提出するコンサルティング報告は、約定された要求に到達しなければならない。

第 881 条 技術コンサルティング契約の委託者が約定どおりに必要な資料を提供せず、業務の進捗及び品質に影響を及ぼ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

果的, 支付的報酬不得追回, 未支付的報酬应当支付。

技术咨询合同的受托人未按期提出咨询报告或者提出的咨询报告不符合约定的, 应当承担减收或者免收报酬等违约责任。

技术咨询合同的委托人按照受托人符合约定要求的咨询报告和意见作出决策所造成的损失, 由委托人承担, 但是当事人另有约定的除外。

第八百八十二条 技术服务合同的委托人应当按照约定提供工作条件, 完成配合事项, 接受工作成果并支付报酬。

第八百八十三条 技术服务合同的受托人应当按照约定完成服务项目, 解决技术问题, 保证工作质量, 并传授解决技术问题的知识。

第八百八十四条 技术服务合同的受托人不履行合同义务或者履行合同义务不符合约定, 影响工作进度和质量, 不接受或者逾期接受工作成果的, 支付的报酬不得追回, 未支付的报酬应当支付。

技术服务合同的受托人未按照约定完成服务工作的, 应当承担免收报酬等违约责任。

第八百八十五条 技术咨询合同、技术服务合同履行过程中, 受托人利用委托人提供的技术资料和工作条件完成的新的技术成果, 属于受托人。委托人利用受托人的工作成果完成的新的技术成果, 属于委托人。当事人另有约定的, 按照其约定。

第八百八十六条 技术咨询合同和技术服务合同对受托人正常开展工作所需费用的负担没有约定或者约定不明确的, 由受托人负担。

第八百八十七条 法律、行政法规对技术中介合同、技术培训合同另有规定的, 依照其规定。

第二十一章 保管合同

第八百八十八条 保管合同是保管人保管寄存人交付的保管物, 并返还该物的合同。

寄存人到保管人处从事购物、就餐、住宿等活动, 将物品存放在指定场所的, 视为保管, 但是当事人另有约定或者另有交易习惯的除外。

し、業務成果を受け取らず、又は期限を徒過して受け取った場合には、支払った報酬については取り戻してはならず、未払報酬については支払わなければならない。

技術コンサルティング契約の受託者が期日どおりにコンサルティング報告を提出せず、又は提出したコンサルティング報告が約定に適合しない場合には、報酬の收受を軽減し、又は免除する等の違約責任を負わなければならない。

技術コンサルティング契約の委託者が約定された要求に適合する受託者のコンサルティング報告及び意見に従い意思決定してもたらされる損害については、委託者がこれを引き受ける。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 882 条 技術サービス契約の委託者は、約定に従い業務条件を提供し、協力事項を完成し、作業成果を受け取り、かつ、報酬を支払わなければならない。

第 883 条 技術サービス契約の受託者は、約定に従い、サービス項目を完成し、技術問題を解決し、業務の品質を保証し、かつ、技術問題を解決する知識を伝授しなければならない。

第 884 条 技術サービス契約の委託者が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に適合せず、業務の進捗及び品質に影響し、業務成果を受け取らず、又は期限を徒過して受け取った場合には、支払った報酬については取り戻してはならず、未払報酬については支払わなければならない。

技術サービス契約の受託者が約定どおりにサービス業務を完了しない場合には、報酬の收受を免除する等の違約責任を負わなければならない。

第 885 条 技術コンサルティング契約又は技術サービス契約の履行過程において、受託者が委託者の提供した技術資料及び業務条件を利用して完成させた新たな技術成果は、受託者に属する。委託者が受託者の業務成果を利用して完成させた新たな技術成果は、委託者に属する。当事者に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

第 886 条 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約において、受託者が業務を通常に展開するのに必要な費用の負担について約定せず、又は約定が明確でない場合には、受託者が負担する。

第 887 条 技術仲介契約又は技術研修契約について、法律又は行政法規に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第 21 章 寄託契約

第 888 条 寄託契約は、受寄者が寄託者の引き渡す寄託物を保管し、かつ、当該物を返還する契約である。

寄託者が受寄者において買物、食事、宿泊等の活動に従事し、物品を指定場所に預け入れた場合には、保管とみなす。ただし、当事者に別段の約定があり、又は別段の取引慣習がある場合を除く。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第八百八十九条 寄存人应当按照约定向保管人支付保管费。

当事人对保管费没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 视为无偿保管。

第八百九十条 保管合同自保管物交付时成立, 但是当事人另有约定的除外。

第八百九十一条 寄存人向保管人交付保管物的, 保管人应当出具保管凭证, 但是另有交易习惯的除外。

第八百九十二条 保管人应当妥善保管保管物。

当事人可以约定保管场所或者方法。除紧急情况或者为维护寄存人利益外, 不得擅自改变保管场所或者方法。

第八百九十三条 寄存人交付的保管物有瑕疵或者根据保管物的性质需要采取特殊保管措施的, 寄存人应当将有关情况告知保管人。寄存人未告知, 致使保管物受损失的, 保管人不承担赔偿责任; 保管人因此受损失的, 除保管人知道或者应当知道且未采取补救措施外, 寄存人应当承担赔偿责任。

第八百九十四条 保管人不得将保管物转交第三人保管, 但是当事人另有约定的除外。

保管人违反前款规定, 将保管物转交第三人保管, 造成保管物损失的, 应当承担赔偿责任。

第八百九十五条 保管人不得使用或者许可第三人使用保管物, 但是当事人另有约定的除外。

第八百九十六条 第三人对保管物主张权利的, 除依法对保管物采取保全或者执行措施外, 保管人应当履行向寄存人返还保管物的义务。

第三人对保管人提起诉讼或者对保管物申请扣押的, 保管人应当及时通知寄存人。

第八百九十七条 保管期内, 因保管人保管不善造成保管物毁损、灭失的, 保管人应当承担赔偿责任。但是, 无偿保管人证明自己没有故意或者重大过失的, 不承担赔偿责任。

第八百九十八条 寄存人寄存货币、有价证券或者其他贵重

第 889 条 寄託者は、約定に従い受寄者に対し寄託料を支払わなければならない。

当事者が寄託料について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、無償で保管するものとみなす。

第 890 条 寄託契約は、寄託物の引渡時に成立する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 891 条 寄託者が受寄者に対し寄託物を引き渡す場合には、受寄者は、保管証憑を発行しなければならない。ただし、別段の取引慣習がある場合を除く。

第 892 条 受寄者は、寄託物を適切に保管しなければならない。

当事者は、保管の場所又は方法を約定することができる。緊急状況又は寄託者の利益を維持保護するためである場合を除き、保管の場所又は方法を無断で変更してはならない。

第 893 条 寄託者が引き渡す寄託物に瑕疵があり、又は寄託物の性質に基づき特殊な保管措置を講ずる必要がある場合には、寄託者は、関係状況を受寄者に告知しなければならない。寄託者が告知しないで寄託物が損害を受けることとなった場合には、受寄者は、賠償責任を負わない。受寄者がこれにより損害を受けた場合には、受寄者が知り、又は知るべきであり、かつ、救済措置を講じていない場合を除き、寄託者は、賠償責任を負わなければならない。

第 894 条 受寄者は、寄託物を第三者に引き渡して保管させはならない。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

受寄者は、前項の規定に違反して寄託物を第三者に引き渡して保管させ、寄託物に対し損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第 895 条 受寄者は、寄託物を使用し、又は第三者にその使用を許可してはならない。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 896 条 第三者が寄託物に対し権利を主張する場合には、法により寄託物について保全又は執行措置が講じられたときを除き、受寄者は、寄託者に対し寄託物を返還する義務を履行しなければならない。

第三者が受寄者に対し訴えを提起し、又は寄託物について差押えを申し立てた場合には、受寄者は、遅滞なく寄託者に通知しなければならない。

第 897 条 保管期間において受寄者の保管不良により寄託物の毀損又は滅失がもたらされた場合には、受寄者は、賠償責任を負わなければならない。ただし、無償で保管する者は、自己に故意又は重大な過失のないことを証明する場合には、賠償責任を負わない。

第 898 条 寄託者は、貨幣、有価証券その他の貴重物品を寄

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

物品的, 应当向保管人声明, 由保管人验收或者封存; 寄存人未声明的, 该物品毁损、灭失后, 保管人可以按照一般物品予以赔偿。

第八百九十九条 寄存人可以随时领取保管物。

当事人对保管期限没有约定或者约定不明确的, 保管人可以随时请求寄存人领取保管物; 约定保管期限的, 保管人无特别事由, 不得请求寄存人提前领取保管物。

第九百条 保管期限届满或者寄存人提前领取保管物的, 保管人应当将原物及其孳息归还寄存人。

第九百零一条 保管人保管货币的, 可以返还相同种类、数量的货币; 保管其他可替代物的, 可以按照约定返还相同种类、品质、数量的物品。

第九百零二条 有偿的保管合同, 寄存人应当按照约定的期限向保管人支付保管费。

当事人对支付期限没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 应当在领取保管物的同时支付。

第九百零三条 寄存人未按照约定支付保管费或者其他费用的, 保管人对保管物享有留置权, 但是当事人另有约定的除外。

第二十二章 仓储合同

第九百零四条 仓储合同是保管人储存存货人交付的仓储物, 存货人支付仓储费的合同。

第九百零五条 仓储合同自保管人和存货人意思表示一致时成立。

第九百零六条 储存易燃、易爆、有毒、有腐蚀性、有放射性等危险物品或者易变质物品的, 存货人应当说明该物品的性质, 提供有关资料。

存货人违反前款规定的, 保管人可以拒收仓储物, 也可以采取相应措施以避免损失的发生, 因此产生的费用由存货人负担。

保管人储存易燃、易爆、有毒、有腐蚀性、有放射性等危险物品的, 应当具备相应的保管条件。

第九百零七条 保管人应当按照约定对入库仓储物进行验收。保管人验收时发现入库仓储物与约定不符合的, 应当及时

託する場合には、受寄者に対し声明しなければならず、受寄者が検収し、又は封印する。寄託者が声明しなかった場合には、当該物品が毀損し、又は滅失した後に、受寄者は、一般物品として賠償をすることができる。

第 899 条 寄託者は、随時に寄託物を受け取ることができる。

当事者が保管期間について約定せず、又は約定が明確でない場合には、受寄者は、寄託者に対し寄託物を受け取るよう随時に請求することができる。保管期間を約定した場合において、受寄者に特段の事由がないときは、寄託者に対し寄託物を繰り上げて受け取るよう請求してはならない。

第 900 条 保管期間が満了し、又は寄託者が寄託物を繰り上げて受け取る場合には、受寄者は、原物及びその果実を寄託者に返還しなければならない。

第 901 条 受寄者は、貨幣を保管する場合には、同一の種類及び数量の貨幣を返還することができる。その他の代替可能物を保管する場合には、約定に従い同一の種類、品質及び数量の物品を返還することができる。

第 902 条 有償の寄託契約について、寄託者は、約定された期間に従い受寄者に対し寄託料を支払わなければならない。

当事者が支払期間について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、寄託物を受け取るのと同時に支払わなければならない。

第 903 条 寄託者が約定どおりに寄託料その他費用を支払わない場合には、受寄者は、寄託物について留置権を享有する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 22 章 倉庫保管契約

第 904 条 倉庫保管契約は、保管者が貨物寄託者の引き渡す倉庫保管物を保管し、貨物寄託者が倉庫保管料を支払う契約である。

第 905 条 倉庫保管契約は、保管者及び貨物寄託者の意思表示が一致した時から効力を生ずる。

第 906 条 燃えやすく、爆発しやすく、有毒であり、腐食性があり、放射性がある等の危険物品又は変質しやすい物品を保管する場合には、貨物寄託者は、当該物品の性質を説明し、関係資料を提供しなければならない。

貨物寄託者が前項の規定に違反した場合には、保管者は、倉庫保管物の受入れを拒絶することができ、また、損害の発生を回避するため相応する措置を講ずることもでき、これにより生ずる費用は貨物寄託者がこれを負担する。

保管者は、燃えやすく、爆発しやすく、有毒であり、腐食性があり、放射性がある等の危険物品を保管する場合には、相応する保管条件を具備しなければならない。

第 907 条 保管者は、約定に従い、入庫する倉庫保管物について検収をしなければならない。保管者は、入庫する倉庫保管

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

通知存货人。保管人验收后, 发生仓储物的品种、数量、质量不符合约定的, 保管人应当承担赔偿责任。

第九百零八条 存货人交付仓储物的, 保管人应当出具仓单、入库单等凭证。

第九百零九条 保管人应当在仓单上签名或者盖章。仓单包括下列事项:

- (一) 存货人的姓名或者名称和住所;
- (二) 仓储物的品种、数量、质量、包装及其件数和标记;
- (三) 仓储物的损耗标准;
- (四) 储存场所;
- (五) 储存期限;
- (六) 仓储费;
- (七) 仓储物已经办理保险的, 其保险金额、期间以及保险人的名称;
- (八) 填发人、填发地和填发日期。

第九百一十条 仓单是提取仓储物的凭证。存货人或者仓单持有人在仓单上背书并经保管人签名或者盖章的, 可以转让提取仓储物的权利。

第九百一十一条 保管人根据存货人或者仓单持有人的要求, 应当同意其检查仓储物或者提取样品。

第九百一十二条 保管人发现入库仓储物有变质或者其他损坏的, 应当及时通知存货人或者仓单持有人。

第九百一十三条 保管人发现入库仓储物有变质或者其他损坏, 危及其他仓储物的安全和正常保管的, 应当催告存货人或者仓单持有人作出必要的处置。因情况紧急, 保管人可以作出必要的处置; 但是, 事后应当将该情况及时通知存货人或者仓单持有人。

第九百一十四条 当事人对储存期限没有约定或者约定不明确的, 存货人或者仓单持有人可以随时提取仓储物, 保管人也可以随时请求存货人或者仓单持有人提取仓储物, 但是应当给予必要的准备时间。

物が約定に適合しないことを検収の際に発見した場合には、遅滞なく貨物寄託者に通知しなければならない。保管者が検収した後に、倉庫保管物の品目、数量又は品質につき約定不適合が発生した場合には、保管者は、賠償責任を負わなければならない。

第 908 条 貨物寄託者が倉庫保管物を引き渡した場合には、保管者は、倉庫証券、入庫証券等の証憑を発行しなければならない。

第 909 条 保管者は、倉庫証券に署名し、又は押印しなければならない。倉庫証券には、次に掲げる事項を含む。

- (一) 貨物寄託者の氏名又は名称及び住所
- (二) 倉庫保管物の品目、数量、品質、包装並びにその件数及び標識
- (三) 倉庫保管物の損耗標準
- (四) 保管の場所
- (五) 保管の期間
- (六) 倉庫保管料
- (七) 倉庫保管物について既に保険を手續している場合には、その保険金額、期間及び保険者の名称
- (八) 発行人、発行地及び発行日

第 910 条 倉庫証券は、倉庫保管物を引き取る証憑である。貨物寄託者又は倉庫証券保有者は、倉庫証券に裏書し、かつ、保管者の署名又は押印を経た場合には、倉庫保管物を引き取る権利を譲渡することができる。

第 911 条 保管者は、貨物寄託者又は倉庫証券保有者の要求に基づき、当該貨物寄託者又は倉庫証券保有者が倉庫保管物を検査し、又はサンプルを引き取ることに同意しなければならない。

第 912 条 保管者は、入庫する倉庫保管物に変質その他の損壊があることを発見した場合には、貨物寄託者又は倉庫証券保有者に遅滞なく通知しなければならない。

第 913 条 保管者は、入庫する倉庫保管物に変質その他の損壊があり、他の倉庫保管物の安全及び正常な保管に害が及ぶことを発見した場合には、必要な処置をするよう貨物寄託者又は倉庫証券保有者に催告しなければならない。状況が緊急であることにより、保管者は、必要な処置をすることができる。ただし、事後に当該状況を貨物寄託者又は倉庫証券保有者に遅滞なく通知しなければならない。

第 914 条 当事者が保管期間について約定せず、又は約定が明確でない場合には、貨物寄託者又は倉庫証券保有者は随時に倉庫保管物を引き取ることができ、保管者も、貨物寄託者又は倉庫証券保有者に対し倉庫保管物を引き取るよう随時に請求することができる。ただし、必要な準備期間を与えなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第九百一十五条 储存期限届满, 存货人或者仓单持有人应当凭仓单、入库单等提取仓储物。存货人或者仓单持有人逾期提取的, 应当加收仓储费; 提前提取的, 不减少仓储费。

第九百一十六条 储存期限届满, 存货人或者仓单持有人不提取仓储物的, 保管人可以催告其在合理期限内提取; 逾期不提取的, 保管人可以提存仓储物。

第九百一十七条 储存期内, 因保管不善造成仓储物毁损、灭失的, 保管人应当承担赔偿责任。因仓储物本身的自然性质、包装不符合约定或者超过有效储存期造成仓储物变质、损坏的, 保管人不承担赔偿责任。

第九百一十八条 本章没有规定的, 适用保管合同的有关规定。

第二十三章 委托合同

第九百一十九条 委托合同是委托人和受托人约定, 由受托人处理委托人事务的合同。

第九百二十条 委托人可以特别委托受托人处理一项或者数项事务, 也可以概括委托受托人处理一切事务。

第九百二十一条 委托人应当预付处理委托事务的费用。受托人为处理委托事务垫付的必要费用, 委托人应当偿还该费用并支付利息。

第九百二十二条 受托人应当按照委托人的指示处理委托事务。需要变更委托人指示的, 应当经委托人同意; 因情况紧急, 难以和委托人取得联系的, 受托人应当妥善处理委托事务, 但是事后应当将该情况及时报告委托人。

第九百二十三条 受托人应当亲自处理委托事务。经委托人同意, 受托人可以转委托。转委托经同意或者追认的, 委托人可以就委托事务直接指示转委托的第三人, 受托人仅就第三人的选任及其对第三人的指示承担责任。转委托未经同意或者追认的, 受托人应当对转委托的第三人的行为承担责任; 但是, 在紧急情况下受托人为了维护委托人的利益需要转委托第三人的除外。

第 915 条 保管期間が満了した場合には、貨物寄託者又は倉庫証券保有者は、倉庫証券、入庫証券等を証憑として倉庫保管物を引き取らなければならない。貨物寄託者又は倉庫証券保有者が期限を徒過して引き取る場合には、倉庫保管料を増額收受しなければならない。繰り上げて引き取る場合には、倉庫保管料の收受を減額しない。

第 916 条 保管期間が満了した場合において、貨物寄託者又は倉庫証券保有者が倉庫保管物を引き取らないときは、保管者は、合理的な期間内に引き取るよう当該貨物寄託者又は倉庫証券保有者に催告することができる。期限を徒過して引き取らないときは、保管者は、倉庫保管物を供託することができる。

第 917 条 保管期間において保管不良により倉庫保管物の毀損又は滅失がもたらされた場合には、保管者は、賠償責任を負わなければならない。倉庫保管物自体の自然的性質若しくは包装が約定に適合しないこと又は有効な保管期間を超えたことにより倉庫保管物の変質又は損壊がもたらされた場合には、保管者は、賠償責任を負わない。

第 918 条 この章に定めのない場合には、寄託契約の関係規定を適用する。

第 23 章 委託契約

第 919 条 委託契約は、委託者と受託者とが約定し、受託者が委託者の事務を処理する契約である。

第 920 条 委託者は、1 つ又は複数の事務を処理するよう受託者に特別に委託することができ、また、一切の事務を処理するよう受託者に概括して委託することもできる。

第 921 条 委託者は、委託事務を処理する費用を前払いしなければならない。受託者が委託事務を処理するために立て替えた必要費用については、委託者は、当該費用を償還し、かつ、利息を支払わなければならない。

第 922 条 受託者は、委託者の指示に従い委託事務を処理しなければならない。委託者の指示を変更する必要がある場合には、委託者の同意を経なければならない。状況が緊急であることにより委託者と連絡を取ることが難しい場合には、受託者は、委託事務を適切に処理しなければならない。ただし、事後に当該状況を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

第 923 条 受託者は、委託事務を自ら処理しなければならない。委託者の同意を経て、受託者は、再委託することができる。再委託について同意又は追認を経た場合には、委託者は委託事務について再委託した第三者に対し直接に指示することができる。受託者は第三者の選任及び第三者に対する自らの指示についてのみ責任を負う。再委託について同意又は追認を経ない場合には、受託者は、再委託した第三者の行為について責任を負わなければならない。ただし、緊急の状況において、受託者が委託者の利益を維持保護するため第三者に再委託す

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第九百二十四条 受托人应当按照委托人的要求, 报告委托事务的处理情况。委托合同终止时, 受托人应当报告委托事务的结果。

第九百二十五条 受托人以自己的名义, 在委托人的授权范围内与第三人订立的合同, 第三人在订立合同时知道受托人与委托人之间的代理关系的, 该合同直接约束委托人和第三人; 但是, 有确切证据证明该合同只约束受托人和第三人的除外。

第九百二十六条 受托人以自己的名义与第三人订立合同时, 第三人不知道受托人与委托人之间的代理关系的, 受托人因第三人的原因对委托人不履行义务, 受托人应当向委托人披露第三人, 委托人因此可以行使受托人对第三人的权利。但是, 第三人与受托人订立合同时如果知道该委托人就不会订立合同的除外。

受托人因委托人的原因对第三人不履行义务, 受托人应当向第三人披露委托人, 第三人因此可以选择受托人或者委托人作为相对人主张其权利, 但是第三人不得变更选定的相对人。

委托人行使受托人对第三人的权利的, 第三人可以向委托人主张其对受托人的抗辩。第三人选定委托人作为其相对人的, 委托人可以向第三人主张其对受托人的抗辩以及受托人对第三人的抗辩。

第九百二十七条 受托人处理委托事务取得的财产, 应当转交给委托人。

第九百二十八条 受托人完成委托事务的, 委托人应当按照约定向其支付报酬。

因不可归责于受托人的事由, 委托合同解除或者委托事务不能完成的, 委托人应当向受托人支付相应的报酬。当事人另有约定的, 按照其约定。

第九百二十九条 有偿的委托合同, 因受托人的过错造成委托人损失的, 委托人可以请求赔偿损失。无偿的委托合同, 因受托人的故意或者重大过失造成委托人损失的, 委托人可以请求赔偿损失。

受托人超越权限造成委托人损失的, 应当赔偿损失。

る必要がある場合を除く。

第 924 条 受託者は、委託者の要求に従い、委託事務の処理状況を報告しなければならない。委託契約が終了した時は、受託者は、委託事務の結果を報告しなければならない。

第 925 条 受託者が自己の名により委託者の授權範囲内において第三者と締結する契約について、第三者が契約を締結する際に受託者と委託者との間の代理関係を知る場合には、当該契約は、委託者及び第三者を直接に拘束する。ただし、当該契約が受託者及び第三者のみを拘束する旨を証明する確実・適切な証拠があるときを除く。

第 926 条 受託者が自己の名により第三者と契約を締結する際に、第三者が受託者と委託者との間の代理関係を知らない場合において、受託者が第三者の原因により委託者に対し義務を履行しないときは、受託者は、委託者に対し第三者を開示しなければならない。委託者は、これにより第三者に対する受託者の権利を行使することができる。ただし、第三者が受託者と契約を締結する際に当該委託者を知っていたならば契約を締結しなかったであろうときを除く。

受託者が委託者の原因により第三者に対し義務を履行しない場合には、受託者は、第三者に対し委託者を開示しなければならない。第三者は、これにより受託者又は委託者を相手方として選択して自らの権利を主張することができる。ただし、第三者は、選定した相手方を変更してはならない。

委託者が第三者に対する受託者の権利を行使する場合には、第三者は、受託者に対する自らの抗弁を委託者に対し主張することができる。第三者が自らの相手方として委託者を選定した場合には、委託者は、受託者に対する自らの抗弁及び第三者に対する受託者の抗弁を第三者に対し主張することができる。

第 927 条 受託者が委託事務を処理して取得した財産は、これを委託者に引き渡さなければならない。

第 928 条 受託者が委託事務を完成した場合には、委託者は、約定に従い当該受託者に対し報酬を支払わなければならない。

受託者の責に帰することができない事由により委託契約が解除され、又は委託事務につき完成することができない場合には、委託者は、受託者に対し相応する報酬を支払わなければならない。当事者に別段の約定がある場合には、当該約定に従う。

第 929 条 有償の委託契約について、受託者の故意・過失により委託者に損害がもたらされた場合には、委託者は、損害を賠償するよう請求することができる。無償の委託契約について、受託者の故意又は重大な過失により委託者に損害がもたらされた場合には、委託者は、損害を賠償するよう請求することができる。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第九百三十条 受托人处理委托事务时, 因不可归责于自己的事由受到损失的, 可以向委托人请求赔偿损失。

第九百三十一条 委托人经受托人同意, 可以在受托人之外委托第三人处理委托事务。因此造成受托人损失的, 受托人可以向委托人请求赔偿损失。

第九百三十二条 两个以上的受托人共同处理委托事务的, 对委托人承担连带责任。

第九百三十三条 委托人或者受托人可以随时解除委托合同。因解除合同造成对方损失的, 除不可归责于该当事人的事由外, 无偿委托合同的解除方应当赔偿因解除时间不当造成的直接损失, 有偿委托合同的解除方应当赔偿对方的直接损失和合同履行后可以获得的利益。

第九百三十四条 委托人死亡、终止或者受托人死亡、丧失民事行为能力、终止的, 委托合同终止; 但是, 当事人另有约定或者根据委托事务的性质不宜终止的除外。

第九百三十五条 因委托人死亡或者被宣告破产、解散, 致使委托合同终止将损害委托人利益的, 在委托人的继承人、遗产管理人或者清算人承受委托事务之前, 受托人应当继续处理委托事务。

第九百三十六条 因受托人死亡、丧失民事行为能力或者被宣告破产、解散, 致使委托合同终止的, 受托人的继承人、遗产管理人、法定代理人或者清算人应当及时通知委托人。因委托合同终止将损害委托人利益的, 在委托人作出善后处理之前, 受托人的继承人、遗产管理人、法定代理人或者清算人应当采取必要措施。

第二十四章 物业服务合同

第九百三十七条 物业服务合同是物业服务人在物业服务区域内, 为业主提供建筑物及其附属设施的维修养护、环境卫生和相关秩序的管理维护等物业服务, 业主支付物业费的服务合同。
物业服务人包括物业服务企业和其他管理人。

第九百三十八条 物业服务合同的内容一般包括服务事项、服务质量、服务费用的标准和收取办法、维修资金的使用、服

受托者は、権限を超越して委託者に損害をもたらした場合に、損害を賠償しなければならない。

第 930 条 受托者は、委託事務を処理する際に自己の責に帰することができない事由により損害を受けた場合には、委託者に対し、損害を賠償するよう請求することができる。

第 931 条 委託者は、受託者の同意を経て、受託者のほかに第三者に対し委託事務を処理するよう委託することができる。これにより受託者に損害をもたらした場合には、受託者は、委託者に対し、損害を賠償するよう請求することができる。

第 932 条 2 名以上の受託者が委託事務を共同で処理する場合には、委託者に対し連帯責任を負う。

第 933 条 委託者又は受託者は、委託契約を随時に解除することができる。契約の解除により相手方に損害をもたらした場合には、当該当事者の責に帰することができない事由を除き、無償委託契約の解除当事者は解除の時が不当であることによりもたらした直接の損害を賠償しなければならない。有償委託契約の解除当事者は相手方の直接の損害及び契約履行後に取得することができた利益を賠償しなければならない。

第 934 条 委託者が死亡し、若しくは終了し、又は受託者が死亡し、民事行為能力を喪失し、若しくは終了した場合には、委託契約は、終了する。ただし、当事者に別段の約定があり、又は委託事務の性質に基づき終了するべきでない場合を除く。

第 935 条 委託者の死亡又は破産宣告若しくは解散により委託契約が終了することになり委託者の利益を損なう場合には、委託者の相続人、遺産管理人又は清算人が委託事務を引き継ぐまで、受託者は、委託事務の処理を継続しなければならない。

第 936 条 受託者の死亡若しくは民事行為能力の喪失又は破産宣告若しくは解散により委託契約が終了することとなった場合には、受託者の相続人、遺産管理人、法定代理人又は清算人は、遅滞なく委託者に通知しなければならない。委託契約の終了により委託者の利益が損なわれる場合には、委託者が善後処理をするまで、受託者の相続人、遺産管理人、法定代理人又は清算人は、必要な措置を講じなければならない。

第 24 章 物業サービス契約

第 937 条 物業サービス契約は、物業サービス者が物業サービス区域内において、オーナーのため建築物及びその附属施設の維持修繕・保守、環境衛生及び関連秩序の管理・維持保護等の物業サービスを提供し、オーナーが物業費を支払う契約である。

物業サービス者には、物業サービス企業その他の管理者を含む。

第 938 条 物業サービス契約の内容には、一般にサービス事項、サービス品質、サービス費用の標準及び收受方法、維持修

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

务用房的的管理和使用、服务期限、服务交接等条款。

物业服务人公开作出的有利于业主的服务承诺, 为物业服务合同的组成部分。

物业服务合同应当采用书面形式。

第九百三十九条 建设单位依法与物业服务人订立的前期物业服务合同, 以及业主委员会与业主大会依法选聘的物业服务人订立的物业服务合同, 对业主具有法律约束力。

第九百四十条 建设单位依法与物业服务人订立的前期物业服务合同约定的服务期限届满前, 业主委员会或者业主与新物业服务人订立的物业服务合同生效的, 前期物业服务合同终止。

第九百四十一条 物业服务人将物业服务区域内的部分专项服务事项委托给专业性服务组织或者其他第三人的, 应当就该部分专项服务事项向业主负责。

物业服务人不得将其应当提供的全部物业服务转委托给第三人, 或者将全部物业服务支解后分别转委托给第三人。

第九百四十二条 物业服务人应当按照约定和物业的使用性质, 妥善维修、养护、清洁、绿化和经营管理物业服务区域内的业主共有部分, 维护物业服务区域内的基本秩序, 采取合理措施保护业主的人身、财产安全。

对物业服务区域内违反有关治安、环保、消防等法律法规的行为, 物业服务人应当及时采取合理措施制止、向有关行政主管部门报告并协助处理。

第九百四十三条 物业服务人应当定期将服务的事项、负责人员、质量要求、收费项目、收费标准、履行情况, 以及维修资金使用情况、业主共有部分的经营与收益情况等以合理方式向业主公开并向业主大会、业主委员会报告。

第九百四十四条 业主应当按照约定向物业服务人支付物业费。物业服务人已经按照约定和有关规定提供服务的, 业主不得以未接受或者无需接受相关物业服务为由拒绝支付物业费。

业主违反约定逾期不支付物业费的, 物业服务人可以催告其在合理期限内支付; 合理期限届满仍不支付的, 物业服务人可以提起诉讼或者申请仲裁。

物业服务人不得采取停止供电、供水、供热、供燃气等方式

终止资金的使用、服务用建物的管理及使用、服务期间、服务引継ぎ等の条項を含む。

物業サービス者が公開で行ったオーナーに資するサービスの承諾は、これを物業サービス契約の構成部分とする。

物業サービス契約については、書面による形式を採用しなければならない。

第 939 条 建設單位が法により物業サービス者と締結する前期物業サービス契約及びオーナー委員会がオーナー総会において法により選任された物業サービス者と締結する物業サービス契約は、オーナーに対し法的拘束力を有する。

第 940 条 建設單位が法により物業サービス者と締結する前期物業サービス契約において約定されるサービス期間の満了前に、オーナー委員会又はオーナーが新たな物業サービス者と締結する物業サービス契約が効力を生ずる場合には、前期物業サービス契約は、終了する。

第 941 条 物業サービス者は、物業サービス区域内の一部の専門項目サービス事項を専門性サービス組織その他の第三者に委託する場合には、当該部分の専門項目サービス事項についてオーナーに対し責任を負わなければならない。

物業サービス者は、自らが提供するべき物業サービスの全部を第三者に再委託し、又は物業サービスの全部を分解した後第三者にそれぞれ再委託してはならない。

第 942 条 物業サービス者は、約定及び物業の使用性質に従い、物業サービス区域内のオーナー共有部分を適切に維持修繕し、保守し、清掃し、緑化し、及び経営管理し、物業サービス区域内の基本秩序を維持保護し、合理的な措置を講じてオーナーの人身及び財産の安全を保護しなければならない。

物業サービス区域内における関係する治安、環境保護、消防等の法律法規に違反する行為に対し、物業サービス者は、合理的な措置を遅滞なく講じてこれを制止し、関係する行政主管部门に対し報告し、かつ、処理に協力しなければならない。

第 943 条 物業サービス者は、定期的にサービスの事項、責任者、品質要求、費用收受項目、費用收受標準、履行状況並びに維持修繕資金の使用状況、オーナー共有部分の経営及び収益状況等を合理的な方式によりオーナーに対して公開し、かつ、オーナー総会又はオーナー委員会に対して報告しなければならない。

第 944 条 オーナーは、約定に従い物業サービス者に対し物業費を支払わなければならない。物業サービス者が既に約定及び関係規定に従いサービスを提供している場合には、オーナーは、関連する物業サービスを受領せず、又は受領する必要がないことを理由として物業費の支払いを拒絶してはならない。

オーナーが約定に違反し期限を徒過して物業費を支払わない場合には、物業サービス者は、合理的な期間内に支払うよう当該オーナーに催告することができる。合理的な期間が満了し

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

催告物业费。

第九百四十五条 业主装饰装修房屋的,应当事先告知物业服务人,遵守物业服务人提示的合理注意事项,并配合其进行必要的现场检查。

业主转让、出租物业专有部分、设立居住权或者依法改变共有部分用途的,应当及时将相关情况告知物业服务人。

第九百四十六条 业主依照法定程序共同决定解聘物业服务人的,可以解除物业服务合同。决定解聘的,应当提前六十日书面通知物业服务人,但是合同对通知期限另有约定的除外。

依据前款规定解除合同造成物业服务人损失的,除不可归责于业主的事由外,业主应当赔偿损失。

第九百四十七条 物业服务期限届满前,业主依法共同决定续聘的,应当与原物业服务人在合同期限届满前续订物业服务合同。

物业服务期限届满前,物业服务人不同意续聘的,应当在合同期限届满前九十日书面通知业主或者业主委员会,但是合同对通知期限另有约定的除外。

第九百四十八条 物业服务期限届满后,业主没有依法作出续聘或者另聘物业服务人的决定,物业服务人继续提供物业服务的,原物业服务合同继续有效,但是服务期限为不定期。

当事人可以随时解除不定期物业服务合同,但是应当提前六十日书面通知对方。

第九百四十九条 物业服务合同终止的,原物业服务人应当在约定期限或者合理期限内退出物业服务区域,将物业服务用房、相关设施、物业服务所必需的相关资料等交还给业主委员会、决定自行管理的业主或者其指定的人,配合新物业服务人做好交接工作,并如实告知物业的使用和管理状况。

原物业服务人违反前款规定的,不得请求业主支付物业服务合同终止后的物业费;造成业主损失的,应当赔偿损失。

でもなお支払わない場合には、物業サービス者は、訴えを提起し、又は仲裁を申し立てることができる。

物業サービス者は、電力供給、給水、熱供給、ガス供給等を停止する方式を採用して物業費の支払いを督促してはならない。

第 945 条 オーナーは、建物の装飾・設備造作をする場合には、事前に物業サービス者に告知し、物業サービス者の提示する合理的な注意事項を遵守し、かつ、その実施する必要な現場検査に協力しなければならない。

オーナーは、物業の専有部分を譲渡し、若しくは賃貸し、居住権を設定し、又は共有部分の用途を法により変更する場合には、遅滞なく関連状況を物業サービス者に告知しなければならない。

第 946 条 オーナーは、法定手続により物業サービス者の解任を共同決定する場合には、物業サービス契約を解除することができる。解任を決定する場合には、60 日前までに物業サービス者に書面により通知しなければならない。ただし、契約に通知期限について別段の約定がある場合を除く。

前項所定の契約解除により物業サービス者に損害をもたらした場合には、オーナーの責に帰することができない事由を除き、オーナーは、損害を賠償しなければならない。

第 947 条 物業サービス期間が満了する前に、オーナーは、法により選任の継続を共同決定する場合には、原物業サービス者と契約期間が満了する前に物業サービス契約を更新しなければならない。

物業サービス期間が満了する前に、物業サービス者は、選任の継続に同意しない場合には、契約期間が満了する 90 日前までにオーナー又はオーナー委員会に書面により通知しなければならない。ただし、契約に通知期限について別段の約定がある場合を除く。

第 948 条 物業サービス期間が満了した後に、オーナーが法により物業サービス者の継続選任又は別途選任にかかる決定をせず、物業サービス者が物業サービスを継続して提供する場合には、原物業サービス契約は、継続して有効とする。ただし、サービス期間は、これを期間の定めのないものとする。

当事者は、期間の定めのない物業サービス契約を随時に解除することができる。ただし、60 日前までに相手方に書面により通知しなければならない。

第 949 条 物業サービス契約が終了する場合には、原物業サービス者は、約定された期間又は合理的な期間内に物業サービス区域から退出し、物業サービス用建物、関連施設、物業サービスに必要な関連資料等をオーナー委員会、自ら管理することを決定したオーナー又はその指定する者に交付・返還し、新たな物業サービス者に協力して業務の引継ぎを適切に行い、かつ、物業の使用及び管理状況をありのままに告知しなければ

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第九百五十条 物业服务合同终止后, 在业主或者业主大会选聘的新物业服务人或者决定自行管理的业主接管之前, 原物业服务人应当继续处理物业服务事项, 并可以请求业主支付该期间的物业费。

第二十五章 行纪合同

第九百五十一条 行纪合同是行纪人以自己的名义为委托人从事贸易活动, 委托人支付报酬的合同。

第九百五十二条 行纪人处理委托事务支出的费用, 由行纪人负担, 但是当事人另有约定的除外。

第九百五十三条 行纪人占有委托物的, 应当妥善保管委托物。

第九百五十四条 委托物交付给行纪人时有瑕疵或者容易腐烂、变质的, 经委托人同意, 行纪人可以处分该物; 不能与委托人及时取得联系的, 行纪人可以合理处分。

第九百五十五条 行纪人低于委托人指定的价格卖出或者高于委托人指定的价格买入的, 应当经委托人同意; 未经委托人同意, 行纪人补偿其差额的, 该买卖对委托人发生效力。

行纪人高于委托人指定的价格卖出或者低于委托人指定的价格买入的, 可以按照约定增加报酬; 没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 该利益属于委托人。

委托人对价格有特别指示的, 行纪人不得违背该指示卖出或者买入。

第九百五十六条 行纪人卖出或者买入具有市场定价的商品, 除委托人有相反的意思表示外, 行纪人自己可以作为买受人或者出卖人。

行纪人有前款规定情形的, 仍然可以请求委托人支付报酬。

第九百五十七条 行纪人按照约定买入委托物, 委托人应当及时受领。经行纪人催告, 委托人无正当理由拒绝受领的, 行纪人依法可以提存委托物。

らない。

原物业服务者が前項の規定に違反した場合には、オーナーに対し物業サービス契約終了後の物業費を支払うよう請求してはならず、オーナーに損害をもたらした場合には、損害を賠償しなければならない。

第 950 条 物業サービス契約が終了した後に、オーナー又はオーナー総会が選任した新たな物業サービス者又は自ら管理することを決定したオーナーが管理を引き継ぐまでは、原物業サービス者は、物業サービス事項を継続して処理しなければならない、かつ、オーナーに対し当該期間の物業費を支払うよう請求することができる。

第 25 章 取次契約

第 951 条 取次契約は、取次人が自己の名により委託者のため取引活動に従事し、委託者が報酬を支払う契約である

第 952 条 取次人が委託事務を処理するのに支出する費用については、取次人が負担する。ただし、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 953 条 取次人は、委託物を占有する場合には、委託物を適切に保管しなければならない。

第 954 条 委託物が取次人に引き渡される際に瑕疵があり、又は容易に腐乱し、若しくは変質する場合には、委託者の同意を経て、取次人は、当該物を処分することができる。委託者と適時に連絡を取ることができない場合には、取次人は、合理的に処分することができる。

第 955 条 取次人は、委託者の指定する価格を下回って売却し、又は委託者の指定する価格を上回って買い入れる場合には、委託者の同意を経なければならない。委託者の同意を経ない場合において、取次人がその差額を補償するときは、当該売買は、委託者に対し効力を生ずる。

取次人が委託者の指定する価格を上回って売却し、又は委託者の指定する価格を下回って買い入れた場合には、約定に従い報酬を増加させることができる。約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、当該利益は、委託者に属する。

委託者が価格について特段の指示を有する場合には、取次人は、当該指示に反して売却し、又は買い入れてはならない。

第 956 条 取次人が市場決定価格のある商品を売却し、又は買い入れる場合には、委託者に相反する意思表示があるときを除き、取次人は、自ら買主又は売主となることができる。

取次人は、前項所定の事由がある場合にも、委託者に対し報酬を支払うようお請求することができる。

第 957 条 取次人が約定に従い委託物を買入れた場合には、委託者は、遅滞なく受領しなければならない。取次人の催告を経て、委託者が正当な理由なく受領を拒絶する場合には、

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

委托物不能卖出或者委托人撤回出卖, 经行纪人催告, 委托人不取回或者不处分该物, 行纪人依法可以提存委托物。

第九百五十八条 行纪人与第三人订立合同的, 行纪人对该合同直接享有权利、承担义务。

第三人不履行义务致使委托人受到损害的, 行纪人应当承担赔偿责任, 但是行纪人与委托人另有约定的除外。

第九百五十九条 行纪人完成或者部分完成委托事务的, 委托人应当向其支付相应的报酬。委托人逾期不支付报酬的, 行纪人对委托物享有留置权, 但是当事人另有约定的除外。

第九百六十条 本章没有规定的, 参照适用委托合同的有关规定。

第二十六章 中介合同

第九百六十一条 中介合同是中介人向委托人报告订立合同的机会或者提供订立合同的媒介服务, 委托人支付报酬的合同。

第九百六十二条 中介人应当就有关订立合同的事项向委托人如实报告。

中介人故意隐瞒与订立合同有关的重要事实或者提供虚假情况, 损害委托人利益的, 不得请求支付报酬并应当承担赔偿责任。

第九百六十三条 中介人促成合同成立的, 委托人应当按照约定支付报酬。对中介人的报酬没有约定或者约定不明确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 根据中介人的劳务合理确定。因中介人提供订立合同的媒介服务而促成合同成立的, 由该合同的当事人平均负担中介人的报酬。

中介人促成合同成立的, 中介活动的费用, 由中介人负担。

第九百六十四条 中介人未促成合同成立的, 不得请求支付报酬;但是, 可以按照约定请求委托人支付从事中介活动支出的必要费用。

第九百六十五条 委托人在接受中介人的服务后, 利用中介人提供的交易机会或者媒介服务, 绕开中介人直接订立合同的, 应当向中介人支付报酬。

取次人は、法により委託物を供託することができる。

委託物につき売却することができず、又は委託者が売却を撤回した場合において、取次人の催告を経て、委託者が当該物を取り戻さず、又は処分しないときは、取次人は、法により委託物を供託することができる。

第 958 条 取次人が第三者と契約を締結する場合には、取次人は、当該契約について直接に権利を享有し、義務を負う。

第三者の義務不履行により委託者に損害を受けさせることとなった場合には、取次人は、賠償責任を負わなければならない。ただし、取次人と委託者とに別段の約定があるときを除く。

第 959 条 取次人が委託事務を完成し、又は一部完成した場合には、委託者は、当該取次人に対し相応する報酬を支払わなければならない。委託者が期限を徒過して報酬を支払わない場合には、取次人は、委託物について留置権を享有する。ただし、当事者に別段の約定があるときを除く。

第 960 条 この章に定めのない場合には、委託契約の関係規定を参照して適用する。

第 26 章 仲介契約

第 961 条 仲介契約は、仲介人が委託者に対し契約締結にかかる機会を報告し、又は契約締結にかかる媒介サービスを提供し、委託者が報酬を支払う契約である。

第 962 条 仲介人は、契約締結に係る事項について委託者に対しありのままに報告しなければならない。

仲介人は、故意に契約締結と関係する重要な事実を隠蔽し、又は虚偽の状況を提供して委託者の利益を損なった場合には、報酬の支払いを請求してはならず、かつ、賠償責任を負わなければならない。

第 963 条 仲介人が契約成立を成就させた場合には、委託者は、約定に従い報酬を支払わなければならない。仲介人の報酬について約定せず、又は約定が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、仲介人の役務に基づき合理的に確定する。仲介人が契約締結にかかる媒介サービスを提供したことにより契約成立が成就された場合には、当該契約の当事者が仲介人の報酬を均分に負担する。

仲介人が契約成立を成就させた場合には、仲立活動の費用は、仲介人がこれを負担する。

第 964 条 仲介人は、契約成立を成就させられなかった場合には、報酬を支払うよう請求してはならない。ただし、約定に従い委託者に対し仲介活動に従事して支出した必要費用を支払うよう請求することができる。

第 965 条 委託者は、仲介人のサービスを受領した後、仲介人の提供する取引機会又は媒介サービスを利用し、仲介人を迂回して直接に契約を締結した場合にも、仲介人に対し報酬を支払わなければならない。

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

第九百六十六条 本章没有规定的, 参照适用委托合同的有关规定。

第二十七章 合伙合同

第九百六十七条 合伙合同是两个以上合伙人为了共同的事业目的, 订立的共享利益、共担风险的协议。

第九百六十八条 合伙人应当按照约定的出资方式、数额和缴付期限, 履行出资义务。

第九百六十九条 合伙人的出资、因合伙事务依法取得的收益和其他财产, 属于合伙财产。

合伙合同终止前, 合伙人不得请求分割合伙财产。

第九百七十条 合伙人就合伙事务作出决定的, 除合伙合同另有约定外, 应当经全体合伙人一致同意。

合伙事务由全体合伙人共同执行。按照合伙合同的约定或者全体合伙人的决定, 可以委托一个或者数个合伙人执行合伙事务; 其他合伙人不再执行合伙事务, 但是有权监督执行情况。

合伙人分别执行合伙事务的, 执行事务合伙人可以对其他合伙人执行的事务提出异议; 提出异议后, 其他合伙人应当暂停该项事务的执行。

第九百七十一条 合伙人不得因执行合伙事务而请求支付报酬, 但是合伙合同另有约定的除外。

第九百七十二条 合伙的利润分配和亏损分担, 按照合伙合同的约定办理; 合伙合同没有约定或者约定不明确的, 由合伙人协商决定; 协商不成的, 由合伙人按照实缴出资比例分配、分担; 无法确定出资比例的, 由合伙人平均分配、分担。

第九百七十三条 合伙人对合伙债务承担连带责任。清偿合伙债务超过自己应当承担份额的合伙人, 有权向其他合伙人追偿。

第九百七十四条 除合伙合同另有约定外, 合伙人向合伙人以外的人转让其全部或者部分财产份额的, 须经其他合伙人一致同意。

第九百七十五条 合伙人的债权人不得代位行使合伙人依照本章规定和合伙合同享有的权利, 但是合伙人享有的利益分配请求权除外。

第九百七十六条 合伙人对合伙期限没有约定或者约定不明

第 966 条 この章に定めのない場合には、委託契約の関係規定を参照して適用する。

第 27 章 組合契約

第 967 条 組合契約は、2 名以上の組合員が共通の事業目的のために締結する、利益を共有し、リスクを共同負担する合意である。

第 968 条 組合員は、約定した出资方式、金額及び払込期限に従い、出資義務を履行しなければならない。

第 969 条 組合員の出資及び組合事務により法により取得した収益その他の財産は、組合財産に属する。

組合契約が終了する前に、組合員は、組合財産を分割するよう請求してはならない。

第 970 条 組合員は、組合事務について決定をする場合には、組合契約に別段の約定があるときをのぞき、組合員全員の合意を経なければならない。

組合事務は、組合員全員が共同で執行する。組合契約の約定又は組合員全員の決定に従い、1 名又は複数名の組合員に委託して組合事務を執行させることができる。他の組合員は、組合事務を執行しない。ただし、執行状況を監督する権利を有する。

組合員が組合事務をそれぞれ執行する場合には、事務執行組合員は、他の組合員が執行する事務に対し異議を提起することができる。異議が提起された後に、他の組合員は、当該項目の事務の執行を一時的に停止しなければならない。

第 971 条 組合員は、組合事務を執行したことにより報酬を支払うよう請求してはならない。ただし、組合契約に別段の約定がある場合を除く。

第 972 条 組合の利益分配及び欠損分担は、組合契約の約定によりこれを取り扱う。組合契約に約定せず、又は約定が明確でない場合には、組合員が協議により決定する。協議が調わない場合には、組合員が払込済出資比率に従い分配し、及び分担する。出資比率を確定するすべがない場合には、組合員が均分して分配し、及び分担する。

第 973 条 組合員は、組合債務について連帯責任を負う。弁済した組合債務が自己の負担するべき持分を超えた組合員は、他の組合員に対し求償する権利を有する。

第 974 条 組合契約に別段の約定がある場合を除き、組合員は、組合員以外の者に対しその財産持分の全部又は一部を譲渡する場合には、必ず他の組合員の合意を経なければならない。

第 975 条 組合員の債権者は、この章の規定及び組合契約により組合員が享有する権利を代位行使してはならない。ただし、組合員が享有する利益分配請求権を除く。

第 976 条 組合員が組合の期間について約定せず、又は約定

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

确, 依据本法第五百一十条的规定仍不能确定的, 视为不定期合伙。

合伙期限届满, 合伙人继续执行合伙事务, 其他合伙人没有提出异议的, 原合伙合同继续有效, 但是合伙期限为不定期。

合伙人可以随时解除不定期合伙合同, 但是应当在合理期限之前通知其他合伙人。

第九百七十七条 合伙人死亡、丧失民事行为能力或者终止的, 合伙合同终止; 但是, 合伙合同另有约定或者根据合伙事务的性质不宜终止的除外。

第九百七十八条 合伙合同终止后, 合伙财产在支付因终止而产生的费用以及清偿合伙债务后有剩余的, 依据本法第九百七十二条的规定进行分配。

第三分编 准合同

第二十八章 无因管理

第九百七十九条 管理人没有法定的或者约定的义务, 为避免他人利益受损失而管理他人事务的, 可以请求受益人偿还因管理事务而支出的必要费用; 管理人因管理事务受到损失的, 可以请求受益人给予适当补偿。

管理事务不符合受益人真实意思的, 管理人也不享有前款规定的权利; 但是, 受益人的真实意思违反法律或者违背公序良俗的除外。

第九百八十条 管理人管理事务不属于前条规定的情形, 但是受益人享有管理利益的, 受益人应当在其获得的利益范围内向管理人承担前条第一款规定的义务。

第九百八十一条 管理人管理他人事务, 应当采取有利于受益人的方法。中断管理对受益人不利的, 无正当理由不得中断。

第九百八十二条 管理人管理他人事务, 能够通知受益人的, 应当及时通知受益人。管理的事务不需要紧急处理的, 应当等待受益人的指示。

第九百八十三条 管理结束后, 管理人应当向受益人报告管理事务的情况。管理人管理事务取得的财产, 应当及时转交给受益人。

第九百八十四条 管理人管理事务经受益人事后追认的, 从

が明確でなく、第 510 条の規定によってもなお確定することができない場合には、期間の定めのない組合とみなす。

組合の期間が満了し、組合員が組合事務を継続執行し、他の組合員が異議を提起しない場合には、原組合契約は、継続して有効とする。ただし、組合の期間は、これを期間の定めのないものとする。

組合員は、期間の定めのない組合契約を随時に解除することができる。ただし、合理的な期間において他の組合員に通知しなければならない。

第 977 条 組合員が死亡し、民事行為能力を喪失し、又は終了した場合には、組合契約は、終了する。ただし、組合契約に別段の約定があり、又は組合事務の性質に基づき終了するべきでない場合を除く。

第 978 条 組合契約が終了した後、終了により生じた費用を支払い、及び組合債務を弁済した後に組合財産に残余がある場合には、第 972 条の規定により分配をする。

第 3 部 準契約

第 28 章 事務管理

第 979 条 管理者は、法定の、又は約定された義務がない場合において、他人の利益が損害を受けることを回避するため他人の事務を管理するときは、受益者に対し、事務の管理により支払った必要費用を償還するよう請求することができる。管理者は、事務の管理により損害を受けた場合には、受益者に対し適当な補償をするよう請求することができる。

事務の管理が受益者の真実の意思に適合しない場合には、管理者は、前項所定の権利を享有しない。ただし、受益者の真実の意思が法律に違反し、又は公序良俗に反する場合を除く。

第 980 条 管理者による事務の管理が前条所定の事由に該当しないけれども、受益者が管理利益を享有する場合には、受益者は、自らが取得する利益の範囲内において管理者に対し前条第 1 項所定の義務を負わなければならない。

第 981 条 管理者は、他人の事務を管理するにあたり、受益者に有利である方法を採用しなければならない。管理の中断が受益者に対し不利である場合には、正当な理由なく中断してはならない。

第 982 条 管理者は、他人の事務を管理するにあたり、受益者に通知することができる場合には、遅滞なく受益者に通知しなければならない。管理される事務が緊急に処理を必要としない場合には、受益者の指示を待たなければならない。

第 983 条 管理が終了した後、管理者は、受益者に対し事務管理の状況を報告しなければならない。管理者が事務を管理して取得した財産は、遅滞なく受益者に移転させなければならない。

第 984 条 管理者が事務を管理するにあたり受益者による事

日本企業各社の中国ビジネスをサポートすべく、中国「民法典」対訳をこの PDF ファイルで公開いたします。
この PDF ファイルの全部又は各ページにつき、内容を改変せずに配布又は印刷いただく場合、逐一、弊社の許諾を得ていただく必要はありません。ヘッダーの削除や一部抜粋など改変を伴う場合は、お手数ですが、都度、「キャスト中国ビジネス」Web サイト左下のeメール又はお問合せフォームからご相談ください。

「キャスト中国ビジネス」開設 15 周年: <https://www.cast-china.biz/>

管理事务开始时起, 适用委托合同的有关规定, 但是管理人另有意思表示的除外。

第二十九章 不当得利

第九百八十五条 得利人没有法律根据取得不当利益的, 受损失的人可以请求得利人返还取得的利益, 但是有下列情形之一的除外:

- (一) 为履行道德义务进行的给付;
- (二) 债务到期之前的清偿;
- (三) 明知无给付义务而进行的债务清偿。

第九百八十六条 得利人不知道且不应当知道取得的利益没有法律根据, 取得的利益已经不存在的, 不承担返还该利益的义务。

第九百八十七条 得利人知道或者应当知道取得的利益没有法律根据的, 受损失的人可以请求得利人返还其取得的利益并依法赔偿损失。

第九百八十八条 得利人已经将取得的利益无偿转让给第三人的, 受损失的人可以请求第三人在相应范围内承担返还义务。

後の追認を経た場合には、事務管理を開始した時から、委託契約の関係規定を適用する。ただし、管理者が別途意思表示した場合を除く。

第 29 章 不当利得

第 985 条 利益取得者が法的根据なく不当な利益を取得した場合には、損害を受けた者は、利益取得者に対し取得した利益を返還するよう請求することができる。ただし、次に掲げる事由の 1 つがある場合を除く。

- (一) 道德的義務の履行のためにする給付
- (二) 債務が期限到来する前の弁済
- (三) 給付の義務がないことを明らかに知りながらする債務の弁済

第 986 条 利益取得者は、取得する利益に法的根据がないことを知らず、かつ、知るはずがなく、取得する利益が既に存在しない場合には、当該利益を返還する義務を負わない。

第 987 条 取得する利益に法的根据がないことを利益取得者が知り、又は知るべき場合には、損害を受けた者は、利益取得者に対し取得した利益を自らに返還し、かつ、法により損害を賠償するよう請求することができる。

第 988 条 取得した利益を利益取得者が既に第三者に無償で譲渡している場合には、損害を受けた者は、第三者に対し相応する範囲内で返還義務を負うよう請求することができる。

翻訳：弁護士法人キャスト パラリーガルチーム